



弟子屈町 都市計画マスタープラン

令和5年3月
北海道弟子屈町

目次

はじめに	
1 計画改訂の背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画改訂にあたって	1
第1章 弟子屈町の現況等	
1 弟子屈町の地域特性	
1-1 位置と面積	3
1-2 地勢	4
1-3 気候	5
1-4 沿革と特性	6
2 都市の現状	
2-1 人口	7
2-2 土地利用	12
2-3 交通	29
2-4 経済	31
2-5 都市防災	34
3 上位・関連計画	
3-1 上位計画	35
3-2 その他の関連計画	39
4 現計画の評価	
4-1 評価基準	42
4-2 評価結果	43
5 課題	
5-1 上位計画からの方向性	44
5-2 住民意向からの課題	45
5-3 現計画からの課題	47
5-4 現況からの課題	48
5-5 課題の整理	49
第2章 全体構想	
1 まち(都市)づくりの目標	
1-1 まち(都市)づくりの理念	51
1-2 目標設定の基本的考え方	52
1-3 まち(都市)づくりの基本目標	52
1-4 将来都市構造	54
2 分野別の方針	
2-1 土地利用の方針	58
2-2 交通体系の整備方針	63
2-3 景観づくりの方針	64

2-4	自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針	64
2-5	その他の都市施設等の整備方針	66
2-6	都市防災の方針	69
2-7	福祉のまちづくりの方針	69
2-8	快適な居住空間形成ゾーンの整備方針	70

第3章 地域別構想

1 地域別構想について

1-1	目的	72
1-2	地域区分	72

2 地域別構想

2-1	北地域	73
2-2	中央地域	77
2-3	南地域	81

3 計画の実現に向けて

3-1	住民参加の体制づくり	84
3-2	庁内の連携による計画の進行管理	84
3-3	関係機関等との協力体制づくり	84
3-4	パートナーシップによるまちづくりの実践	84

資料

1 計画改訂の背景と目的

本町では平成15年度に都市計画の基本方針である「弟子屈町都市計画マスタープラン」を策定し、平成22年度に中間見直しを行ったところです。その後の人口減少の進行、環境問題の深刻化、甚大な被害をもたらす自然災害の多発など、私たちを取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。こうしたなか、本計画の計画期間が終了を迎えることや、上位計画である第6次弟子屈町総合計画の策定や北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が見直されたことから、これらの計画等との整合性を図り持続可能なまちづくりを推進するため、「弟子屈町都市計画マスタープラン」の改訂を行います。

2 計画の位置づけ

都市計画マスタープラン（都市計画法 第18条の2）は、総合計画等における都市の将来像の実現に向け、町が行う都市計画の方向性を明らかにし、将来の土地利用の方針や、道路、公園、公共施設などの整備を行う上での指針となるものであり、その役割は以下の通りです。

- ・ 目指すべき都市の将来像を明確にし、その実現に向けたまちづくりの方向性を具体的に示すことで住民の理解を深めます。また、策定過程において住民の意見収集や策定後の公表により、都市計画への協力や参加を容易にします。
- ・ 町が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないことから、このプランは、土地利用、都市施設、都市環境など「都市計画決定・変更の方向を示す指針」となり、これにより合理的、効果的な都市計画を進めていきます。

3 計画改訂にあたって

（1）計画期間

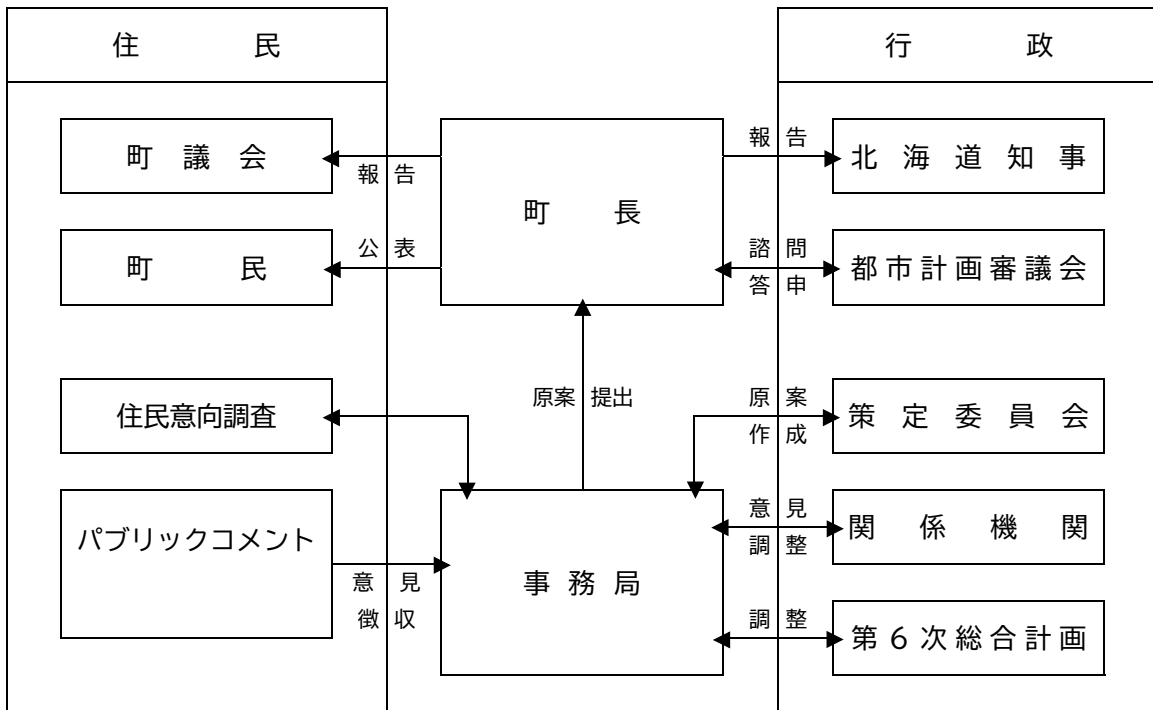
本計画の計画期間は令和5年(2023年)から概ね20年後の令和25年(2043年)とします。また、社会情勢の変化や上位計画(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、弟子屈町総合計画など)の改定があった場合は、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行うものとします。

（2）対象区域

本計画の対象区域は、都市計画に係る各種の施策を合理的、効果的に展開していくために、将来的な都市づくりの基本方針を示すという本計画の役割を踏まえ、弟子屈町都市計画区域(約3,192ha)を基本とし、詳細計画は用途地域指定の範囲とします。

(3) 計画策定体制

本計画の策定体制は以下の通りです。



(4) 改訂の進め方

①状況変化の把握

このたびの改訂にあたっては、都市計画関連の他、経済、教育、福祉など、広い分野の平成22年度以降の状況変化の把握や各種計画の見直しとの整合、上位計画である「第6次弟子屈町総合計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図るための整理を行う計画としました。したがって、新しい「第6次弟子屈町総合計画」（令和4年度から）等との整合性や社会経済情勢の変化をふまえながら、計画改訂を行っていきます。

②まちづくりの理念

平成22年に見直したマスタープランの「まちづくりの理念」「まちづくりの基本姿勢」については、長期的な観点から設定したものであるため、基本的な考え方は継承し、社会情勢の変化に合わせた文章整理としました。

③まちづくりの新たな課題

現計画の評価を行い、まちづくりの新たな課題やさらに対策が必要な課題を整理し、理念、基本姿勢を継承・精査しつつ、これらに基づく基本目標、基本方針の見直しを進めました。

④基本目標及び将来都市構造について

総合計画での基本理念を踏襲したまち（都市）づくりの基本姿勢、基本目標を設定し、目標実現のための将来都市構造を図に表示しました。また、市街地内の特性を明確化するため新たに地域別構想を追加設定します。

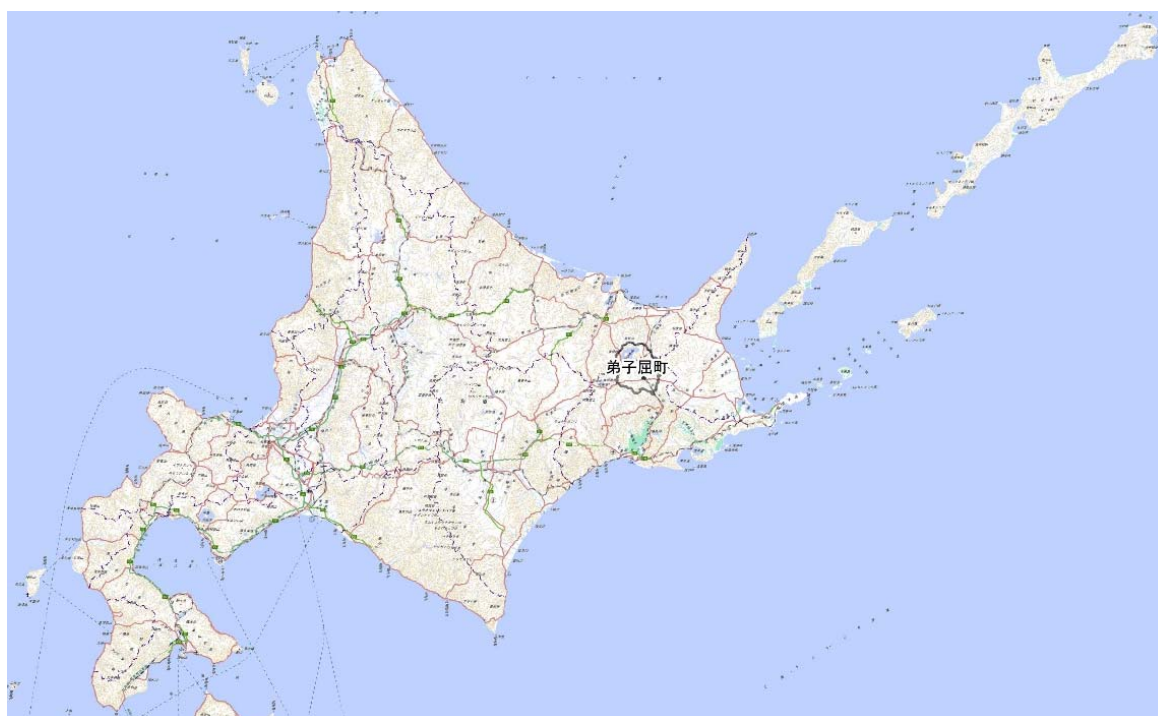
第1章 弟子屈町の現況等

1 弟子屈町の地域特性

1-1 位置と面積

弟子屈町は、北海道東部の釧路総合振興局管内の北部に位置し、東経144度13分から144度36分、北緯43度23分から43度42分の地点にあり、面積774.33km²を有しています。

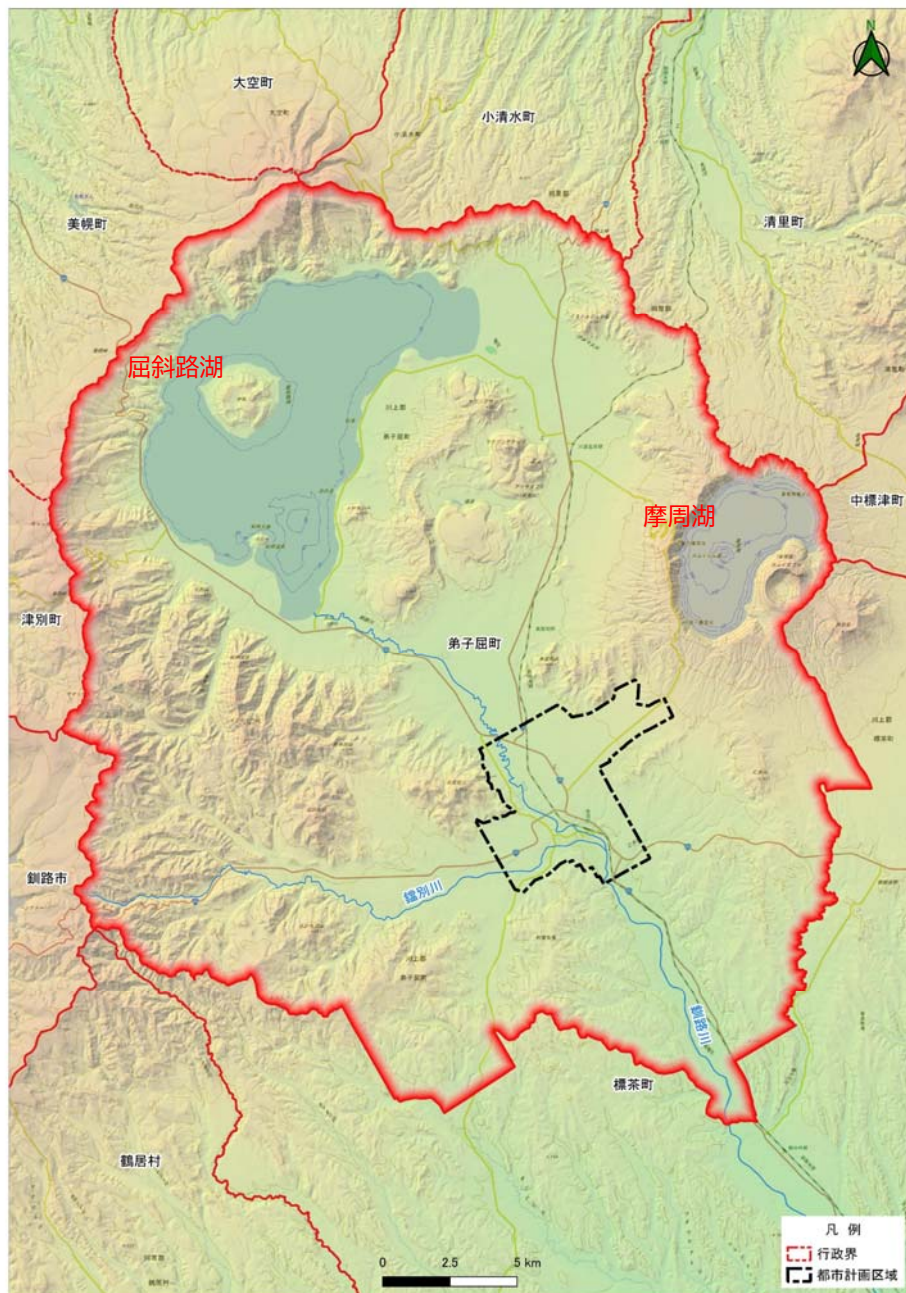
北部はオホーツク総合振興局管内の津別町、美幌町、大空町、小清水町、清里町、東部は根室振興局管内の中標津町、南部・西部は釧路総合振興局管内の釧路市、標茶町、鶴居村に隣接しています。



1-2 地勢

弟子屈町は、透明度において世界有数の摩周湖、日本一の大きさを誇るカルデラ湖の屈斜路湖や、硫黄山（アトサヌプリ）など魅力ある自然が多くあり、この一帯は阿寒摩周国立公園に指定されています。弟子屈町の西側には雄阿寒岳や阿寒湖、南側は標茶町を経て釧路湿原が広がっています。

また屈斜路湖に源を発する釧路川が本町中央部を流れており、全体として平地が少なく起伏の多い地勢となっています。地域の約70%は山林地帯で農耕地は屈斜路湖沿岸と釧路川を始め各河川の流域に散在し、酪農を中心として、草地、放牧地及び馬鈴薯、てん菜、小麦畑として主に利用されています。市街地は釧路川と釧別川の合流地点に位置する平坦地となっています。

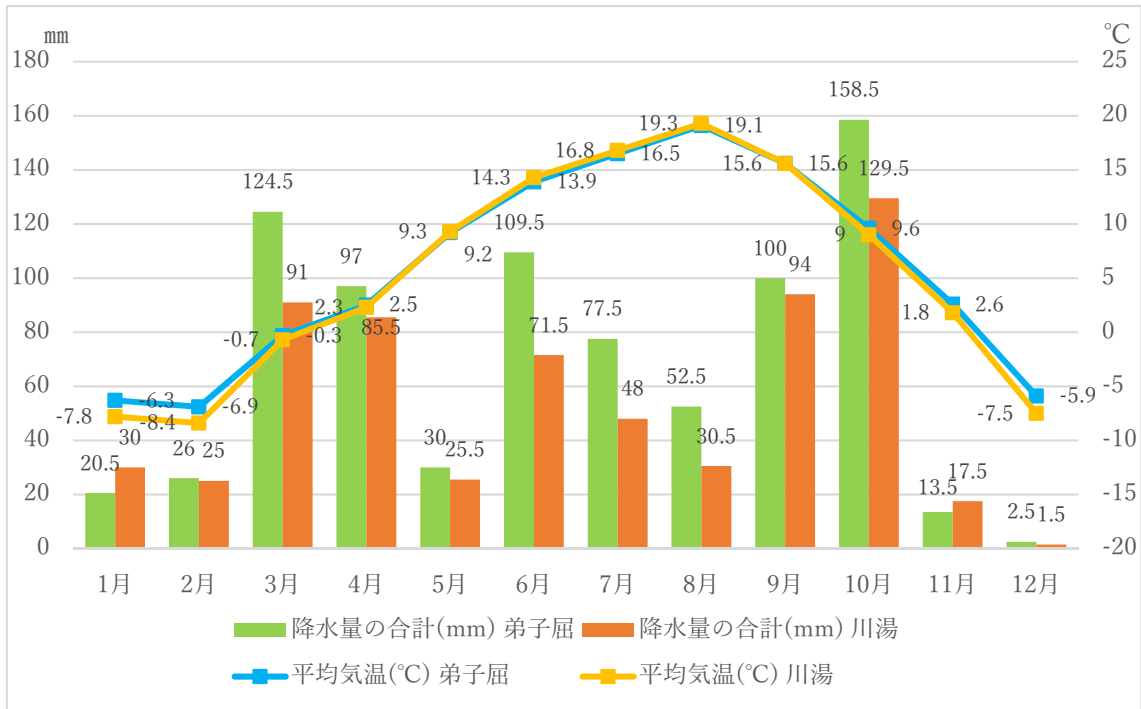


資料：国土地理院

1-3 気候

弟子屈町の年間平均気温は弟子屈で5.8℃、川湯で5.3℃と比較的冷涼であり、年間降水量は弟子屈で812mm、川湯で649.5mm（令和2年）となっています。また、降雪量は50～100cmと比較的少ない反面、冬季の冷え込みが厳しいため土壌の凍結が著しく、また、初霜、晩霜は変動が激しく、年により大きな霜害を被ることがあります。

月別気温・降水量（令和2年）



資料：気象庁

1-4 沿革と特性

弟子屈町は、弟子屈市街地と川湯温泉・川湯駅前・美留和等のその他の集落からなり、その沿革と特性は以下の通りです。

- ・弟子屈市街地は明治23年の駅通所の設置に始まり、明治28年には殖民区画に決定され、当初農地でしたが、現在は弟子屈町最大の市街地として、JR摩周駅を中心に、国道391号、241号、243号をはじめ主要な幹線道路が縦貫し、サービス面では公共施設や医療・福祉施設が集中する、あらゆる意味で弟子屈町の中心といえます。
- ・川湯市街地は明治31年に温泉旅館が開業し、当初入植者の湯治利用が中心でしたが、その後、昭和3年の国鉄釧網線の部分開通に伴う川湯・跡佐登間の道路の完成、昭和5年の川湯駅新設による駅と川湯温泉間の道路の連絡、そして昭和9年の阿寒国立公園の指定等をステップに、摩周湖と屈斜路湖を結ぶ観光ルート上に位置するという立地条件の良さから、弟子屈町第1の保養地・観光地として発展してきました。また、川湯駅前市街は、明治20年に跡佐登にて硫黄採掘が開始され、翌年には硫黄運搬のため跡佐登～標茶間に北海道で2番目の鉄道が敷設され、当初貨物専用でしたが明治25年には入植者の増加と利用の要望の高まりから一般旅客の営業もはじまりました。その後硫黄山は明治29年に採掘中止したため鉄道も運休となりました。その後、鉄道も昭和5年に釧網線弟子屈・川湯間が開通され、現在の川湯市街地のゲートの位置づけにあります。
- ・美留和市街は明治28年に殖民区画決定され、明治36年に道内在住の開拓経験者が入植し、その当時から林業と農業（酪農）の里として今に至っています。また、林業・農業以外にも昭和2年に鮭鱒のふ化場が設置され、弟子屈では唯一の第1次産業中心の市街となっています。

2 都市の現状

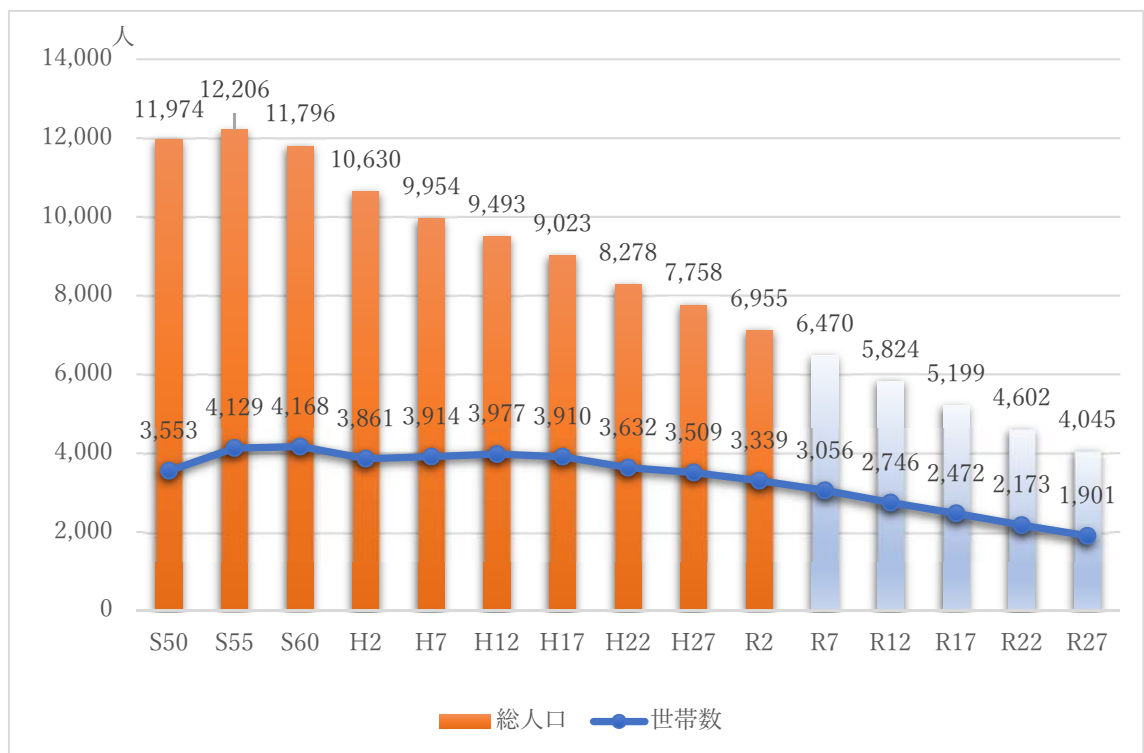
2-1 人口

(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による人口と世帯数の推移をみると、人口は昭和55年の12,206人から減少を続け、平成27年は7,758人、令和2年は6,955人となっています。世帯数は、昭和55年以降、4,000世帯前後を推移し続けていましたが、近年は減少傾向にあり、令和2年の世帯数は3,339で平均世帯人員は2.08人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の平成27年国勢調査に基づく推計によれば、将来人口は令和27年に4,045人まで減少すると予測されています。

人口・世帯数の推移と予測



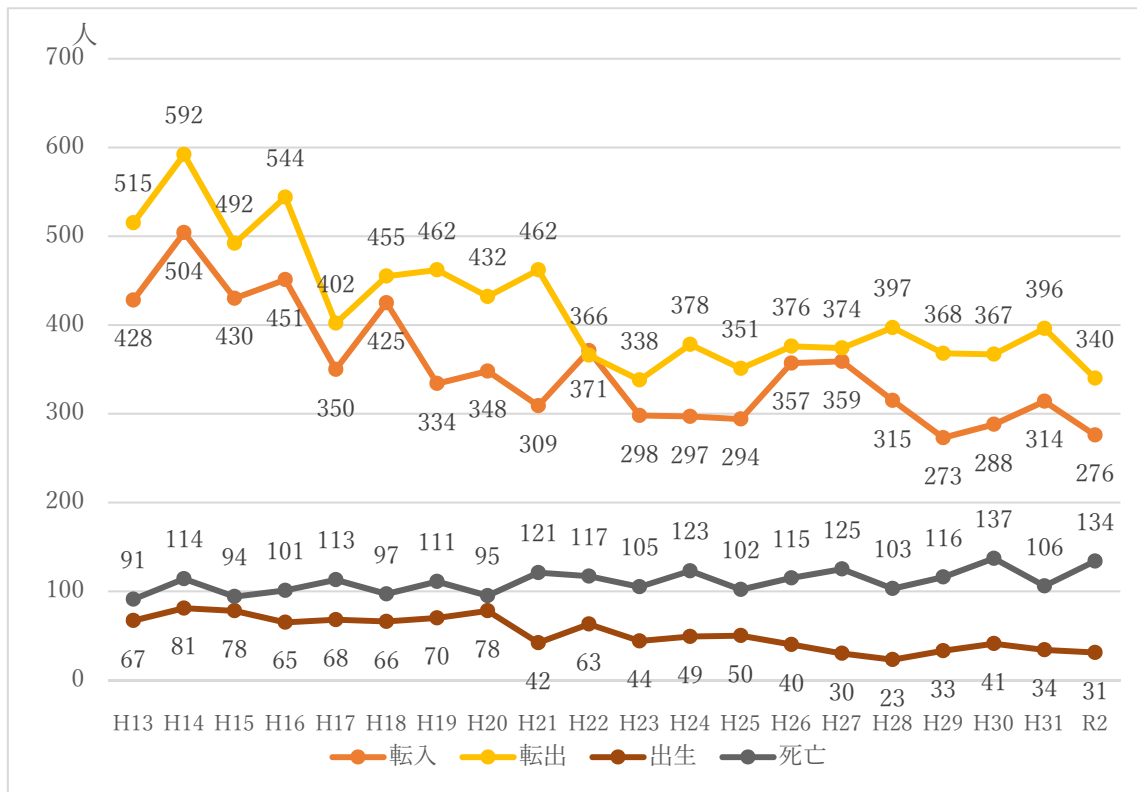
資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 人口動態

この30年の社会増減の推移では、平成22年を除き転出が転入を上回っています。また転出、転入者数ともに減少傾向でしたが、ここ10年では概ね横這いとなっています。

自然増減の推移では出生者数が減少傾向にあり、直近10年で半減している一方、死亡者数は100人前半で推移しており、自然減の人数が大きくなっています。

人口動態の推移



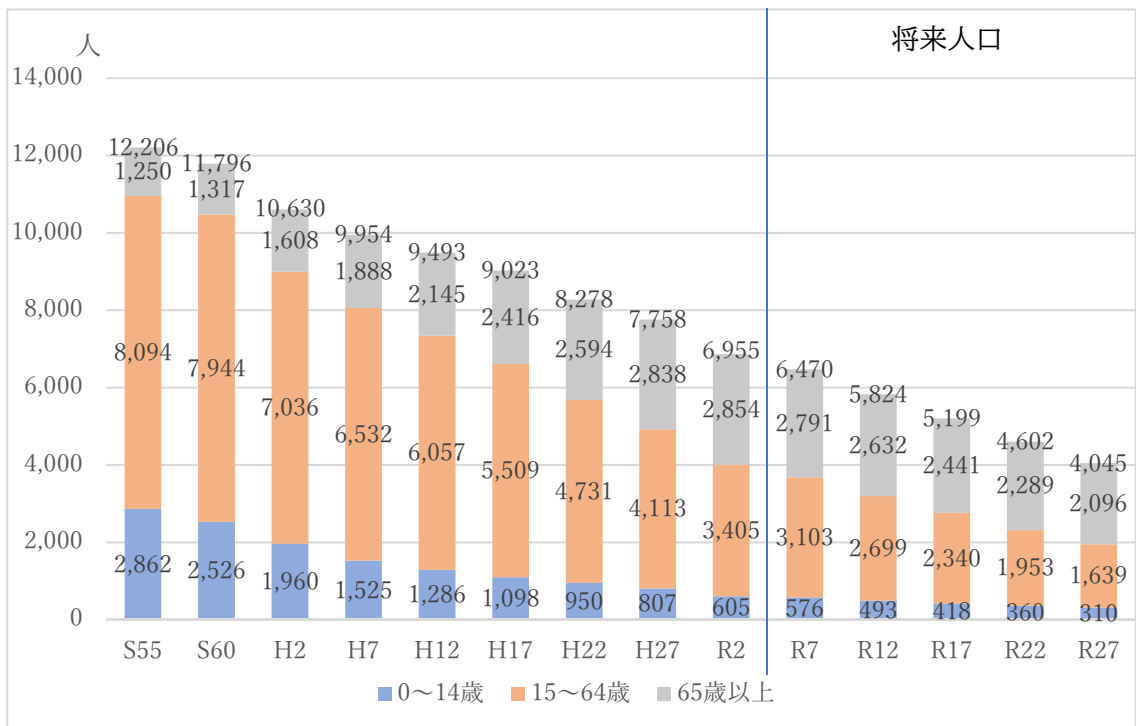
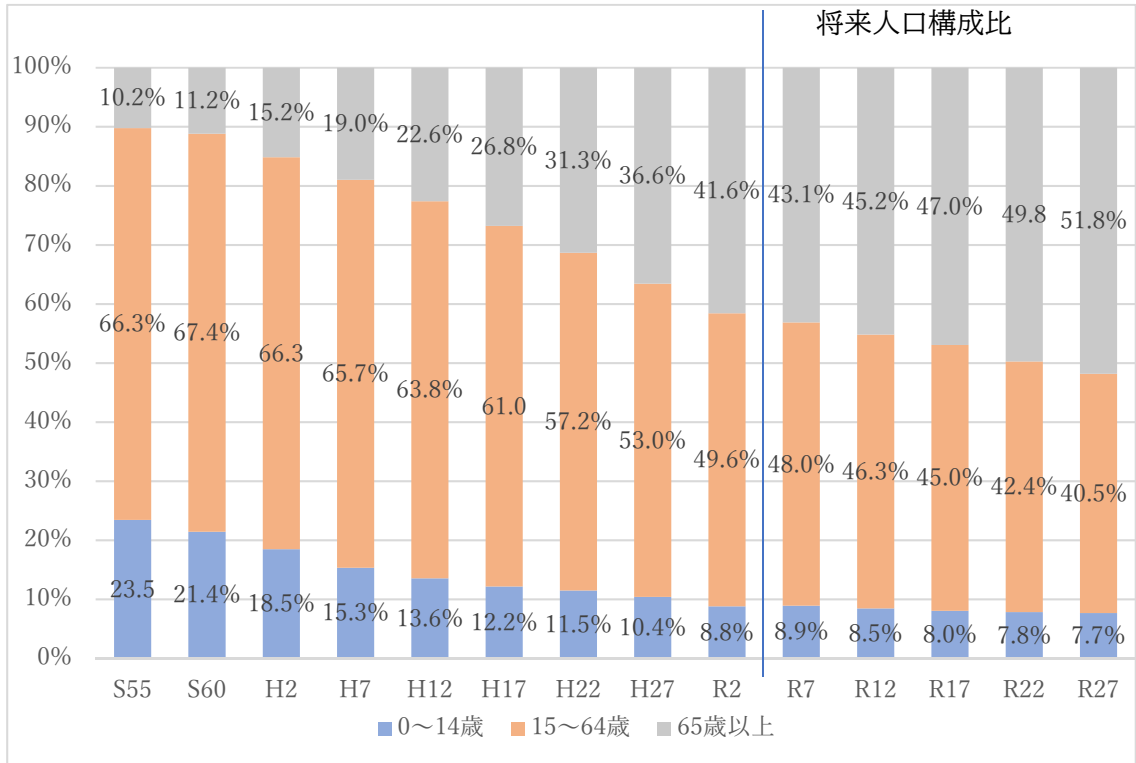
資料：住民基本台帳(令和2年度)

(3) 年齢別人口構成

国勢調査による年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加を続けており、令和2年で41.6%となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の平成27年国勢調査に基づく推計によれば、令和27年の高齢者人口の割合は、50%を超えると予測されています。

年齢別人口構成の推移と予測



資料：国立社会保障・人口問題研究所

(4) 地域別人口

地域別人口では、摩周地域が行政区域人口の8割を占めており、さらに町丁名が定められている弟子屈市街地で6割以上を占めており、川湯温泉と合わせると約76%となり、摩周・川湯の両市街地に集中していることがうかがえます。

地域別人口表

地域名称	字別名称	人口	割合 (%)	世帯数
摩周地域	弟子屈市街地 (各丁目)	4,457	64.69	2,464
	字鑑別原野	69	1.00	32
	字鑑別	24	0.35	10
	重内	4	0.06	2
	最栄利別	27	0.39	19
	御卒別	19	0.28	10
	字奥春別	177	2.57	90
	字札友内	48	0.70	21
	字美留和	271	3.93	143
	字弟子屈原野	111	1.61	58
	字仁多	180	2.61	76
	字熊牛原野 (南弟子屈)	152	2.21	93
	小計	5,539	80.40	3,018
屈斜路地域	字屈斜路	176	2.55	92
	字屈斜路原野	126	1.83	67
	小計	302	4.38	159
川湯地域	川湯温泉	807	11.71	515
	川湯駅前	99	1.44	54
	仁伏	33	0.48	17
	字跡佐登	110	1.59	42
	小計	1,049	15.22	628
行政区域人口		6,890	100.00	3,805

資料：住民基本台帳人口(令和2年度)

2-2 土地利用

(1) 行政区域の土地利用

弟子屈町の行政区域面積は77,433haで、地目別面積ではその他（国立公園など）の占める割合が68.1%である他、畑・牧場が15.7%を占めるなど、自然環境の保全と農業を主体とした土地利用がなされています。

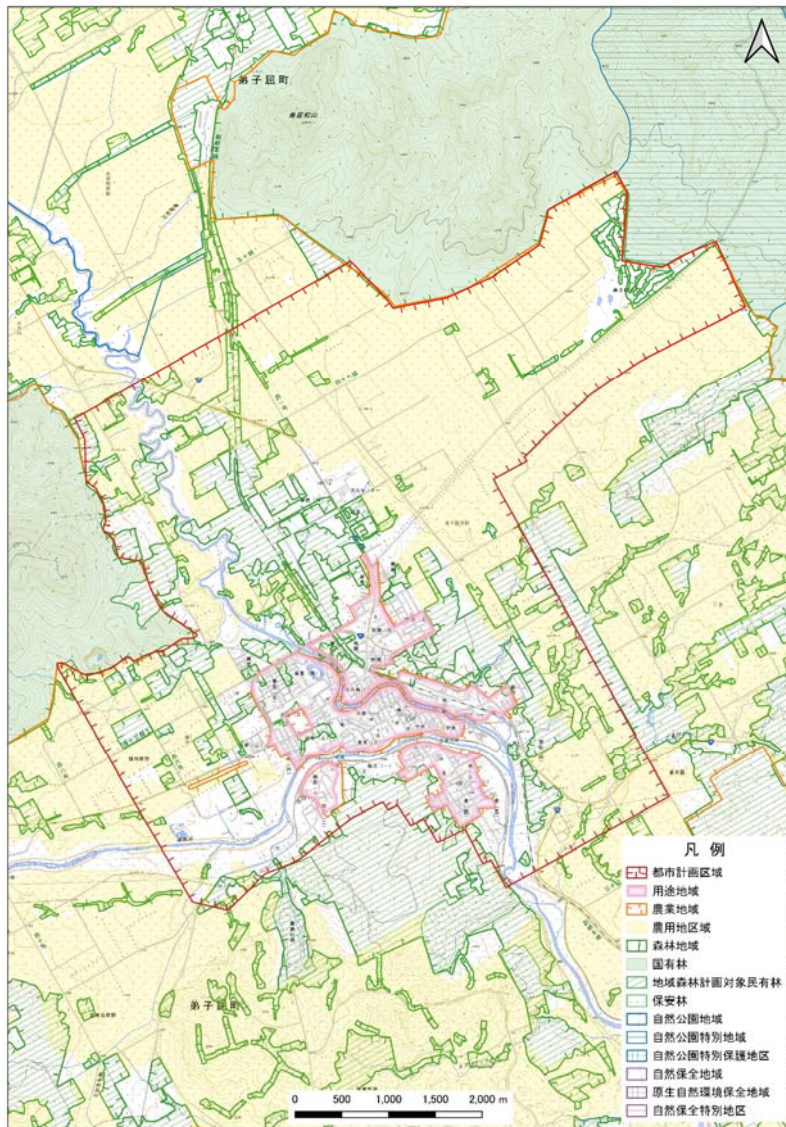
行政区域地目別面積（ha）

地目	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
面積 (ha)	—	9,389	530	0.07	—	6,210	2,761	5,076	721	52,746	77,433
割合 (%)	—	12.1	0.7	0.0	—	8.0	3.6	6.6	0.9	68.1	100.0

資料：北海道総合政策部地域行政局市町村課「固定資産の価格等の概要調書」

また、都市計画区域周辺における国土利用計画法に基づく五地域区分の状況は以下の図のようになっています。

【土地利用基本計画図】



資料：国土交通省

(2) 都市計画の推移

①都市計画区域

弟子屈町の都市計画は、昭和26年に都市計画区域が指定され、その後土地利用、都市施設、市街地開発事業などについて市街地の発展に併せ変更等が行われてきています。

土地利用のうち、都市計画区域は昭和50年に見直しが行われた後、令和2年に面積が精査され、現在3,192haとなっています。

弟子屈都市計画区域	市町村名	範囲	規模	当初決定年月日 最終決定年月日
	弟子屈町	行政区域の一部	約3,192ha	S26.6.20 道 S50.3.31 道959

②用途地域

用途地域は昭和43年の新都市計画法の施行に伴い当初決定がなされ、平成4年の都市計画法の改正（用途地域の細分化）による見直しや、平成28年の変更により現在302.3haで決定されています。

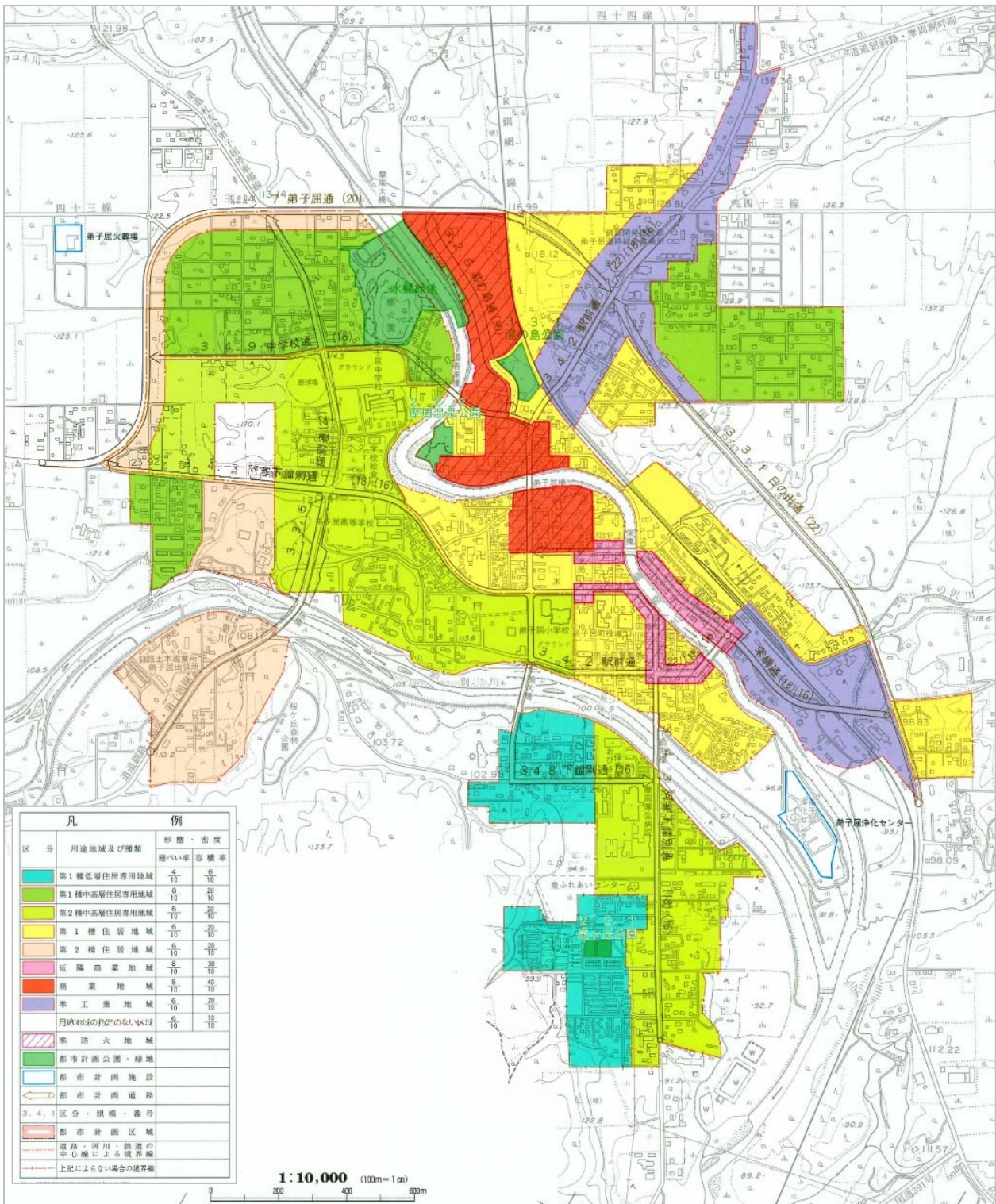
用途地域	面積(ha)	構成比(%)	当初決定年月日 最終決定年月日
第一種低層住居専用地域	21.0	6.9	S50.4.1 町10 H28.11.1 町54
第一種中高層住居専用地域	55.0	18.2	
第二種中高層住居専用地域	82.0	27.1	
第一種住居地域	59.0	19.5	
第二種住居地域	27.0	8.9	
近隣商業地域	6.3	2.1	
商業地域	19.0	6.3	
準工業地域	33.0	10.9	
計	302.3	100.0	

③地域地区等

用途地域域以外の地域地区としては、準防火地域25.0haが決定されています。

種類	面積(ha)	当初決定年月日 最終決定年月日
準防火地域(ha)	25.0	S50.4.1 町11 H28.11.1 町54

【都市計画用途地域図】



④用途地域内の人口

用途地域内で人口が多いのは泉2丁目、美里5丁目、高栄4丁目などの住居系地域でした。

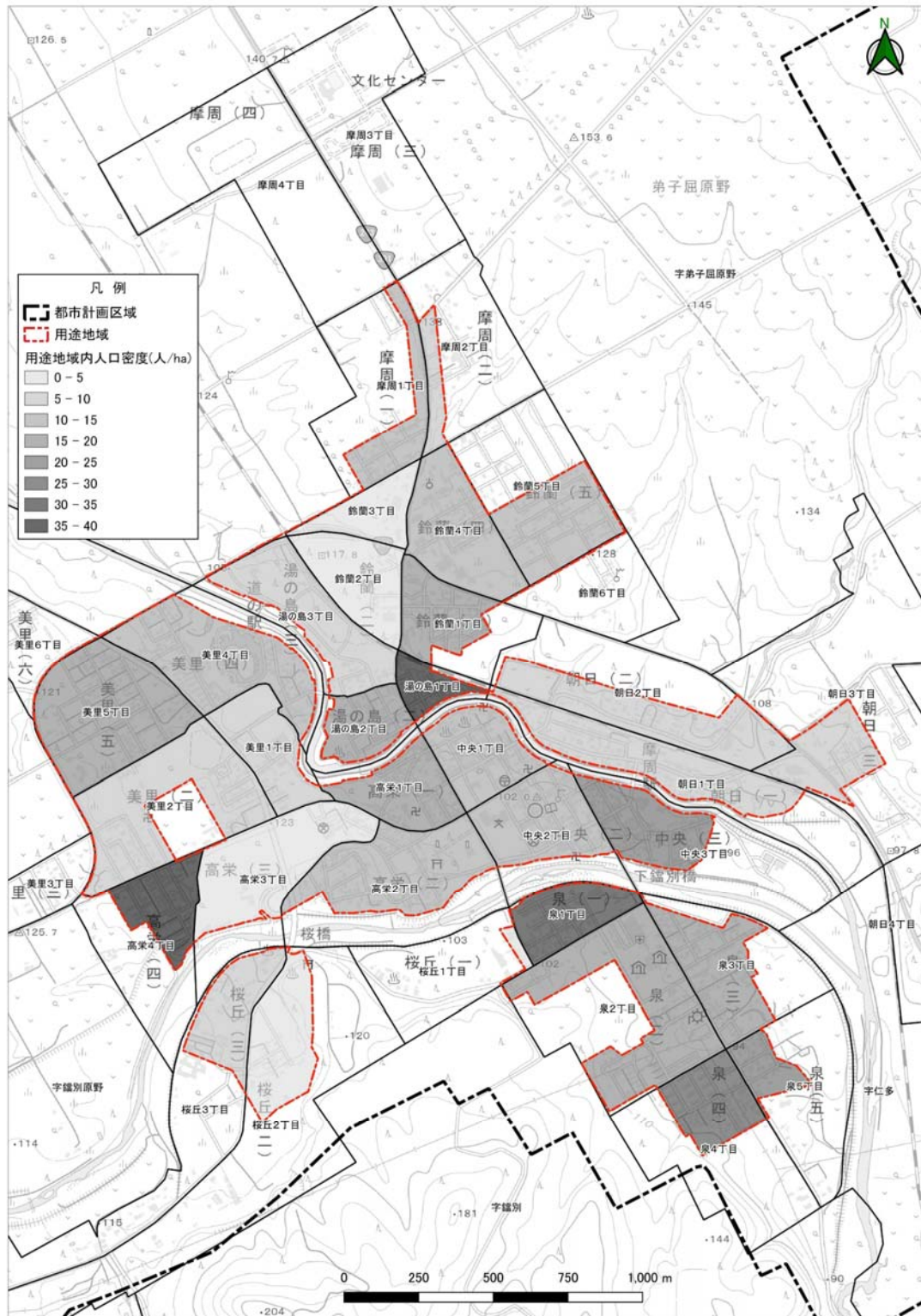
人口密度は用途地域内全体で13.2人/ha、最も密度が高い地区が高栄4丁目で39.4人/haですが、都市計画運用指針（R3.11、国土交通省）が想定する中心市街地の人口密度40人/haを下回っています。

用途地域内人口・世帯数・人口密度

町・字名	面積(ha)		用途地域内(人)		用途地域内 人口密度 (人/ha)
	国調面積	内 用途地域面積	人口	世帯数	
朝日1丁目	22.8	13.4	130	66	9.7
朝日2丁目	24.2	13.2	127	73	9.6
朝日3丁目	4.8	7.1	57	30	8.0
中央1丁目	10	8.3	116	69	14.0
中央2丁目	14.9	10.9	154	86	14.1
中央3丁目	23.6	8.8	200	116	22.7
泉1丁目	7.0	6.9	240	135	34.8
泉2丁目	28.1	18.7	310	221	16.6
泉3丁目	16.7	10	191	97	19.1
泉4丁目	23.3	7.1	181	110	25.5
泉5丁目	17.5	3.4	69	36	20.3
桜丘1丁目	13.8	0.6	2	1	3.3
桜丘2丁目	47.1	9.4	29	16	3.1
桜丘3丁目	27.6	7.4	52	36	7.0
高栄1丁目	9.0	7.7	150	79	19.5
高栄2丁目	24.1	15.2	171	98	11.3
高栄3丁目	18.2	14.8	23	14	1.6
高栄4丁目	17.2	7.1	280	142	39.4
美里1丁目	8.5	8.2	42	22	5.1
美里2丁目	21.4	17.4	151	68	8.7
美里4丁目	19.0	15.6	197	102	12.6
美里5丁目	18.1	18.1	281	139	15.5
湯の島1丁目	4.0	3.1	114	70	36.8
湯の島2丁目	7.6	5.6	109	61	19.5
湯の島3丁目	14.2	12.1	66	34	5.5
鈴蘭1丁目	11.5	7.2	133	68	18.5
鈴蘭2丁目	8.8	8.8	29	17	3.3
鈴蘭3丁目	5.5	5.5	23	14	4.2
鈴蘭4丁目	12.1	12.1	124	68	10.2
鈴蘭5丁目	20.6	10.1	130	68	12.9
摩周1丁目	18.7	5.9	85	36	14.4
摩周2丁目	18.0	2.6	20	10	7.7
用途地域内		302.3	3,986	2,202	13.2

資料：住民基本台帳（令和2年）

【用途地域内人口密度分布図】



資料：住民基本台帳人口(令和2年度)

⑤都市計画基礎調査

○用途地域別建築敷地の状況

用途地域内の住居施設の一棟あたりの平均敷地面積は450㎡/棟と広い傾向があります。

建築利用現況面積（㎡）

		全棟数	敷地面積	建築面積	延床面積	
商業	官公署施設	地方国家施設	10	31,644	2,439	0
		自治体施設	13	35,398	4,790	7,031
		小計	23	67,042	7,229	7,031
	専用商業施設	業務施設	75	84,651	11,700	15,076
		集合販売施設	2	1,509	847	847
		宿泊施設	23	28,265	7,763	19,425
		小計	100	114,425	20,310	35,348
	娯楽施設	興業施設				
		風俗営業施設				
		遊戯施設	1	396	349	894
		スポーツ施設	1	1,449	735	735
		小計	2	1,845	1,084	1,629
	店舗施設	専用店舗施設				
		専用店舗施設	47	47,759	12,731	14,517
		専用店舗施設				
小計		47	47,759	12,731	14,517	
商業系 計		172	231,071	41,354	58,525	
住宅	住居施設	専用住宅	1,544	626,571	118,994	136,768
		共同住宅	229	167,246	32,572	47,397
		一般店舗併用住宅	92	34,896	11,021	17,411
		事務所併用住宅	79	47,698	9,009	11,913
		飲食店併用住宅	2	903	345	506
		作業所併用住宅	6	1,116	1,120	565
	小計	1,952	878,430	173,061	214,560	
住宅系 計		1,952	878,430	173,061	214,560	
文教厚生	文教施設	教育施設	8	87,099	8,317	17,150
		研究施設				
		文化施設	12	13,540	2,054	2,624
		宗教施設	13	33,777	4,975	2,892
		記念施設				
		小計	33	134,416	15,346	22,666
	厚生施設	医療施設	7	52,984	1,249	1,640
		運動施設	1	2,724	519	519
		社会福祉施設	11	20,955	5,420	5,825
		厚生施設				
	小計	19	76,663	7,188	7,984	
文教厚生系 計		52	211,079	22,534	30,650	
工業	工業施設	重化学工業施設				
		軽工業施設	36	45,059	8,122	6,181
		サービス工業施設	3	188	322	164
		家内工業施設	5	3,829	915	728
		小計	44	49,076	9,359	7,073
	都市運営施設	供給処理施設	6	3,258	648	442
		運輸倉庫施設	42	17,592	4,922	3,961
		通信施設	2	1,757	601	668
		小計	50	22,607	6,171	5,071
工業系 計		94	71,683	15,530	12,144	
その他	農業施設	農業施設	2	1,085	650	931
		漁業施設				
		小計	2	1,085	650	931
その他系 計		2	1,085	650	931	

資料：都市計画基礎調査（令和3年度）

○未利用地、非可住地の状況

用途地域全体の未利用宅地率は9.8%であり、用途地域ごとに占める割合は第1種中高層住居専用地域が14.8%と最も高く、次いで多かったのは第1種低層住居専用地域の12.0%ですが、商業地域も10.5%となっており、商業地としては比較的大きな値となっています。

非可住地率（建築敷地は除く）は全体用途地域面積の約13%であり、可住地道路を加えたいわゆる公共用地率は約20%で比較的低い値となっています。

未利用地面積（㎡）

		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域合計
未利用宅地	未利用宅地	25,904	81,505	50,561	55,852	18,652	5,901	19,958	36,725	295,058
	青空駐車場			3,831	12,135			2,331	6,603	24,900
	太陽光発電システム用地		179	559		1,296				2,034
	資材置場 or 太陽光発電システム用地	1,010			2,262	4,430			13,248	20,950
	野外運動場等 or ゴルフ場			47,291						47,291
	小計	26,914	81,684	102,242	70,249	24,378	8,232	26,561	49,973	390,233
未利用農地（田 or 畑）	整備済み農地	449		4,177	1,767					6,393
	小計	449	0	4,177	1,767	0	0	0	0	6,393
森林	現況樹林	22,580	9,656	57,474	32,235	59,083		13,253	9,806	204,087
	小計	22,580	9,656	57,474	32,235	59,083	0	13,253	9,806	204,087
原野	未利用原野	12,409	69,908	76,144	77,924	50,776		17,590	36,498	341,249
	小計	12,409	69,908	76,144	77,924	50,776	0	17,590	36,498	341,249
道路	可住地道路	24,172	63,550	49,118	69,792	23,235	3,638	19,053	24,192	276,750
	小計	24,172	63,550	49,118	69,792	23,235	3,638	19,053	24,192	276,750
非可住地 計		86,524	224,798	289,155	251,967	157,472	11,870	76,457	120,469	1,218,712

非可住地面積（建築敷地は除く）（㎡）

		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域合計
道路	都市計画道路（整備済）	2,408		20,816	22,327	32,066	9,459	29,285	43,626	159,987
	都市計画道路（未整備）	2,627	15,168	42,126	12,644	5,426	8,678	1,840	7,816	96,325
	非可住地道路（都市計画道路以外）									
	小計	5,035	15,168	62,942	34,971	37,492	18,137	31,125	51,442	256,312
河川・湖沼等	河川・湖沼等					764			2,160	2,924
	小計	0	0	0	0	764	0	0	2,160	2,924
公園緑地	都市公園（都決公園）	3,078	47,332	5,952	17,709					74,071
	都市公園（都決公園以外）	1,499								1,499
	その他公園		2,006		743			687		3,436
	墓地									
	小計	4,577	49,338	5,952	18,452	0	0	687	0	79,006
自然地 or 水面 or その他	自然地 or 水面 or その他			4,383	21,387			3,802	16,927	46,499
	自然地									
	水面									
	その他									
	小計	0	0	4,383	21,387	0	0	3,802	16,927	46,499
非可住地 計		9,612	64,506	73,277	74,810	38,256	18,137	35,614	70,529	384,741

資料：都市計画基礎調査（令和3年度）

(3) 都市施設

①都市計画道路

都市計画道路は9路線、14.84kmが決定されていますが、令和2年で整備延長は9.29km、整備率は62.6%で、非線引き地域の72.0%、全道平均の79.9%を大きく下回っています。

路線番号	路線名称	計画延長(km)	整備済延長(km)	整備率(%)
3・2・6	湯の島通	0.66	0.66	100.0
3・3・1	日の出通	1.76	1.53	86.9
3・3・5	鑑別通	1.84	1.84	100.0
3・4・2	駅前通	2.12	1.37	64.6
3・4・3	阿寒下鑑別通	2.96	0.00	0.0
3・4・4	栄橋通	1.25	1.00	80.0
3・4・7	弟子屈通	2.32	2.32	100.0
3・4・8	下鑑別通	0.77	0.34	44.2
3・4・9	中学校通	1.16	0.23	19.8
合計		14.84	9.29	62.6

※駅前通には、駅前広場：摩周駅が3,700㎡で供用されています。

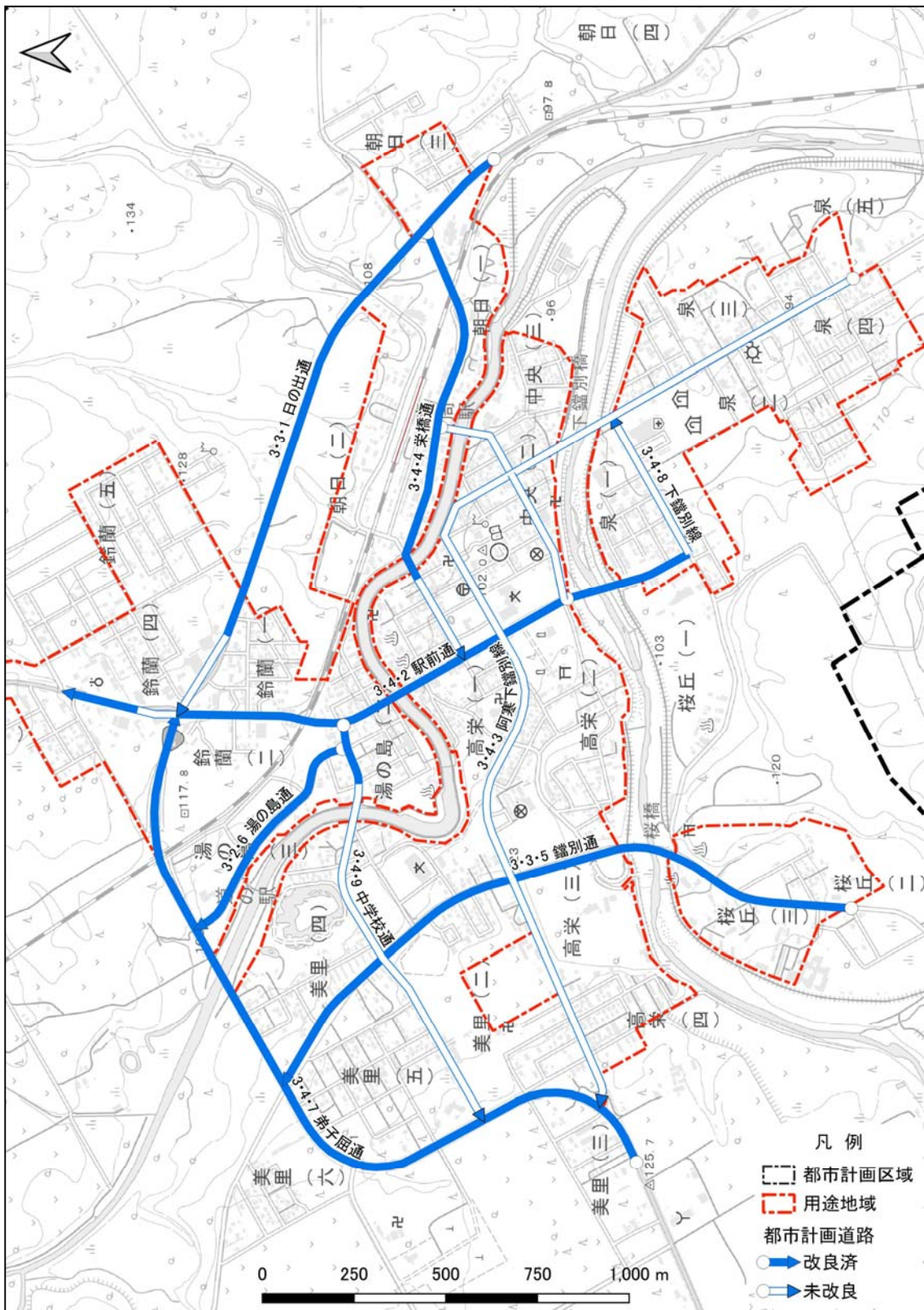
○都市計画道路の交通量（交通センサス）

弟子屈町内では国道3路線、道道4路線で交通量調査が行なわれており、釧路方面と美幌方面を結ぶ3・3・5鑑別通は増加傾向にあります。

都市計画道路の交通量（台）

都市計画道路	道路区分	調査箇所	平成17年	平成22年	平成27年
3・3・1 日の出通	国道243号	弟子屈町 鈴蘭	6,137	6,038	5,518
3・3・5 鑑別通	道道717札友内弟子屈 停車場線	弟子屈町 美里2丁目	1,232	1,192	2,855
3・4・3 阿寒下鑑別通	道道53釧路鶴居弟子屈線	—	3,161	3,551	3,464

【都市計画道路整備状況図】



資料：都市計画道路網の検証状況調査（令和2年度）

②都市公園

本町の都市公園は6か所あり、うち4か所が都市計画公園・緑地となっています。内訳は、近隣公園として3・3・1湯の島公園が整備されており、町民の憩い・レクリエーションの場として親しまれています。また、街区公園として2・2・1泉ヶ丘公園、2・2・2摩周温泉公園の2か所が整備されています。

また、水郷公園は都市緑地として、水や自然とふれあうことができる広々とした空間が整備されており、親子連れをはじめ多くの町民に親しまれています。

このほか、上記以外の都市公園として、おひさま公園、釧路川ふれあい広場が整備されています。

都市計画公園・緑地

公園名	種別	都市計画 決定面積 (ha)	供用面積 (ha)	所在地	設置年度
3・3・1湯の島公園	近隣公園	1.03	1.03	湯の島3-1-5	1994
2・2・1泉ヶ丘公園	街区公園	0.28	0.28	泉2-37-2	1976
2・2・2摩周温泉公園	街区公園	0.83	0.83	湯の島2-120-30	2013
水郷公園	都市緑地	7.90	5.40	美里4-138	1996

上記以外の都市公園

公園名	種別	供用面積(ha)	所在地	設置年度
おひさま公園	街区公園	0.53	泉1-50-2、1-50-5	1997
釧路川ふれあい広場	街区公園	0.18	中央1丁目117-4	2022

その他の公園・広場

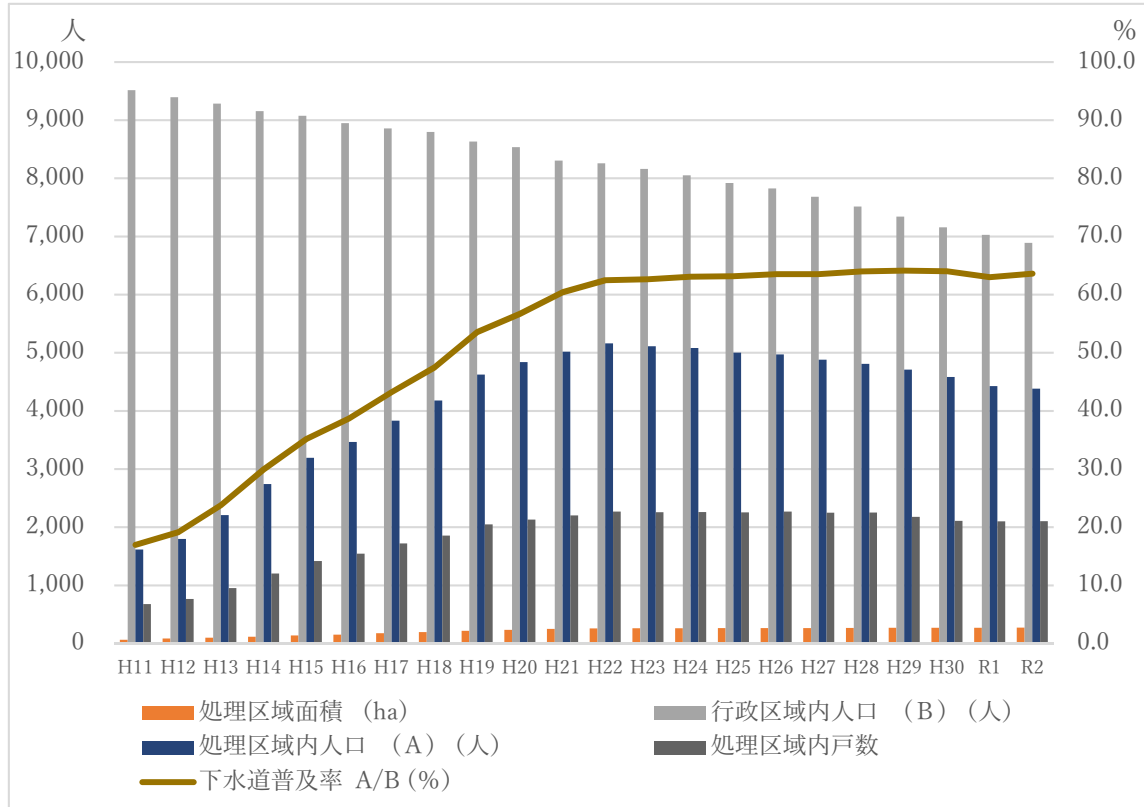
公園名	種別	供用面積(ha)	所在地
みはらし台児童広場	-	0.12	高栄4丁目6-1
すずらんこども広場	-	0.03	鈴蘭4丁目7-1

※その他公園の供用面積は図上計測による

③公共下水道

下水道事業計画区域は、平成30年度に見直しを行い、325.9haから302.3haへ変更しています。汚水管渠の整備状況は、令和2年度で整備面積約271.4ha、整備率にして約90.9% (271.4ha/298.7ha) となっています。

処理区域内人口は4,383人で、下水道普及率は63.6% (4,383人/6,890人) となっています。なお、下水処理は弟子屈浄化センターで行っています。



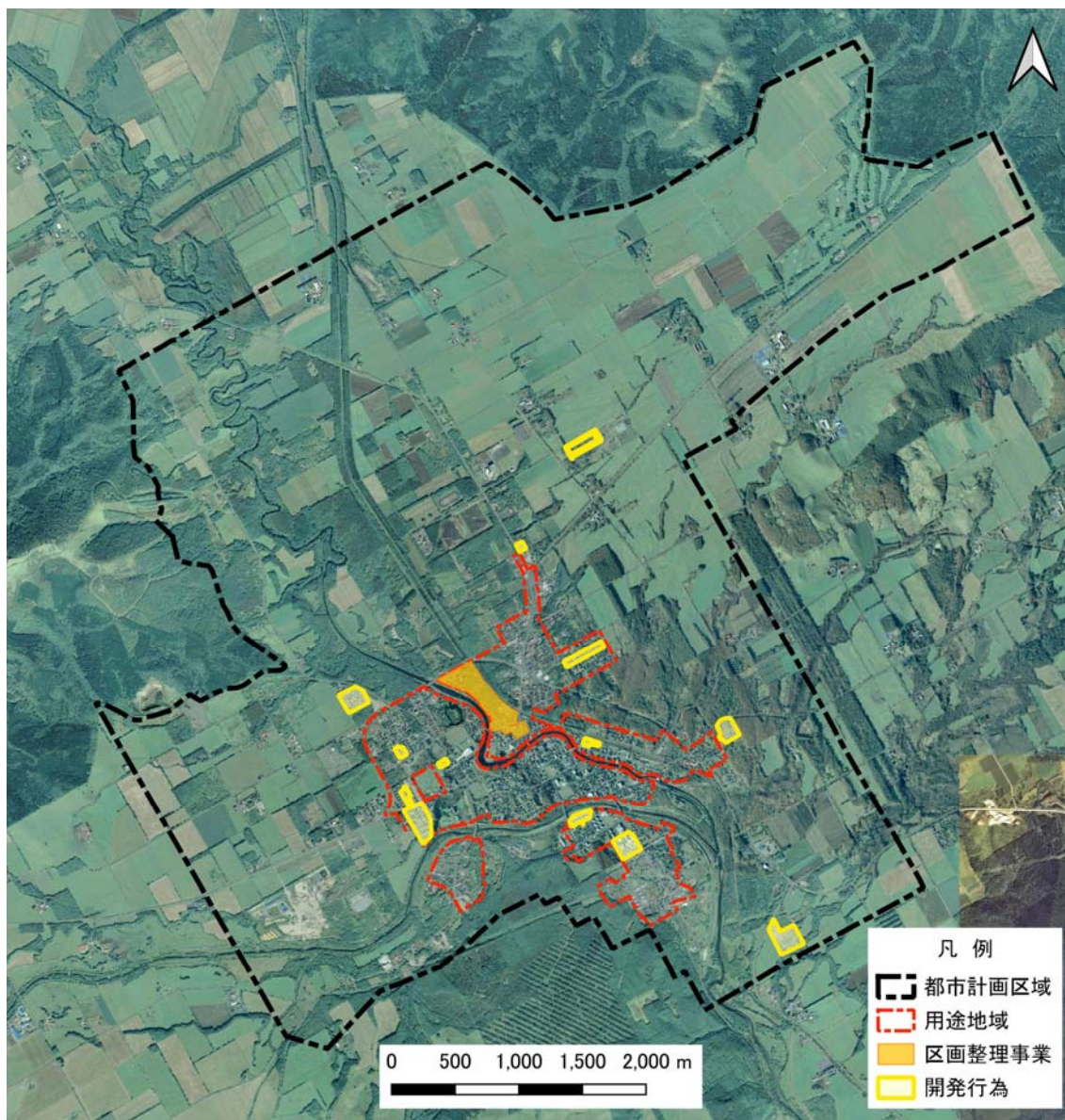
資料：弟子屈町

④その他の都市計画施設

その他の都市計画施設として、弟子屈火葬場（面積0.4ha）を決定しています。

(4) 市街地開発

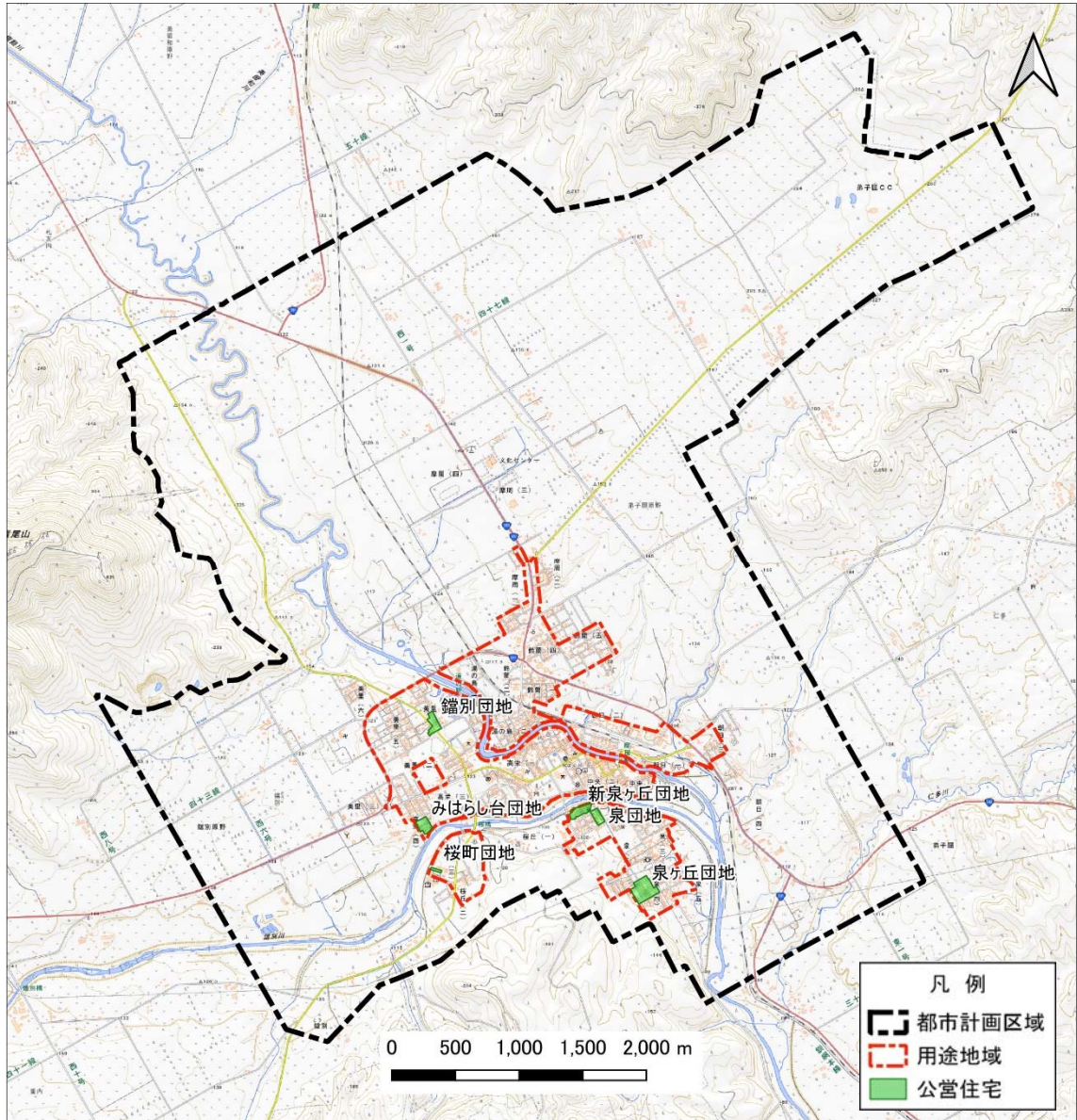
本町では、湯の島地区において、昭和57年から平成4年にかけて土地区画整理事業（公共団体施行 面積12.7ha）が行われ、商業環境・住環境の都市基盤が整備されています。このほか、住宅地の整備等を目的とした開発行為が用途地域の内外で行われています。



(5) その他

①公営住宅

平成28年度に拡大した用途地域内に新泉ヶ丘団地や鑑別団地を造成するなど、6団地あります。



②主たる公共公益施設

・町内には8の医療施設、役場・消防の2行政施設と小・中・高が7校、文化施設が6館、16の集会施設と14箇所のスポーツ施設、2か所の支援センターと4箇所の幼児、児童施設、11箇所の高齢者福祉施設があります。

●医療施設	
1	摩周厚生病院
2	医療法人共生会川湯の森病院
3	布施医院
4	医療法人社団信診連 弟子屈クリニック
5	医療法人社団和久屋美里クリニック
6	川湯歯科診療所
7	医療法人社団歯心会 富本歯科医院
8	高台歯科クリニック

●児童福祉施設	
1	子育て支援センター「ひなたぼっこ」
2	こども支援センター「もくば」
3	川湯保育園
4	認定こども園ましゅう
5	にこにこクラブ（弟子屈小）
6	わんぱくクラブ（川湯小）

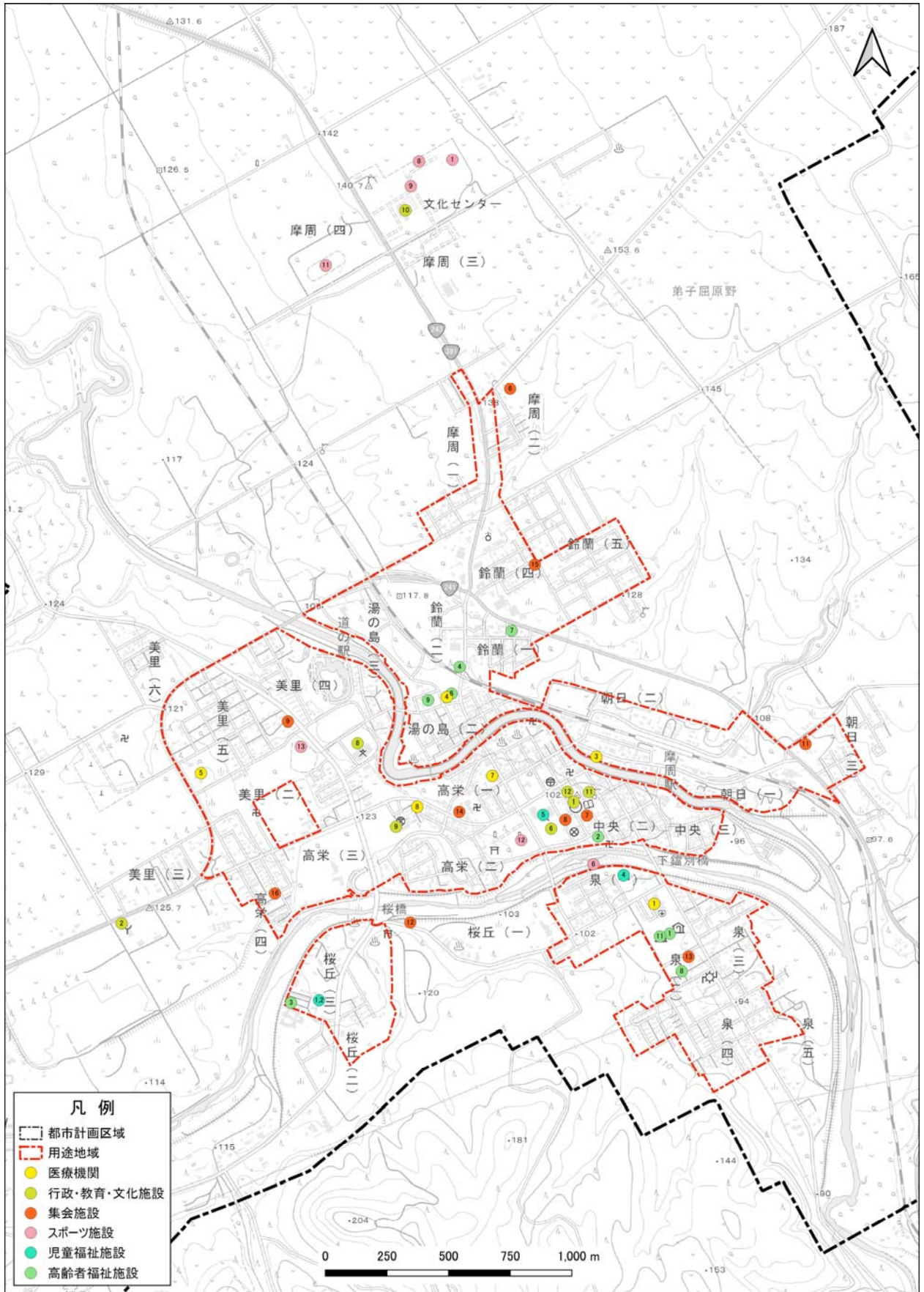
●集会施設	
1	川湯ふるさと館
2	奥春別交流センター
3	屈斜路研修センター
4	川湯農村センター
5	弟子屈町林業多目的センター
6	摩周自治会館
7	勤労者会館
8	中央会館
9	美羅尾ヶ丘会館
10	美留和会館
11	日の出旭地区集会所
12	鑑別温泉桜町会館
13	泉ふれあいセンター
14	高栄会館
15	すずらん丘会館
16	みはらし台会館

●行政・教育・文化施設	
1	弟子屈町役場
2	釧路北部消防事務組合弟子屈消防署
3	美留和小学校
4	和琴小学校
5	川湯小学校
6	弟子屈小学校
7	川湯中学校
8	弟子屈中学校
9	弟子屈高等学校
10	釧路圏摩周観光文化センター・更科源蔵文学資料館・弟子屈町郷土資料館「蔵」
11	弟子屈町図書館
12	弟子屈町公民館
13	弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民族資料館
14	大鵬相撲記念館
15	川湯ビジターセンター

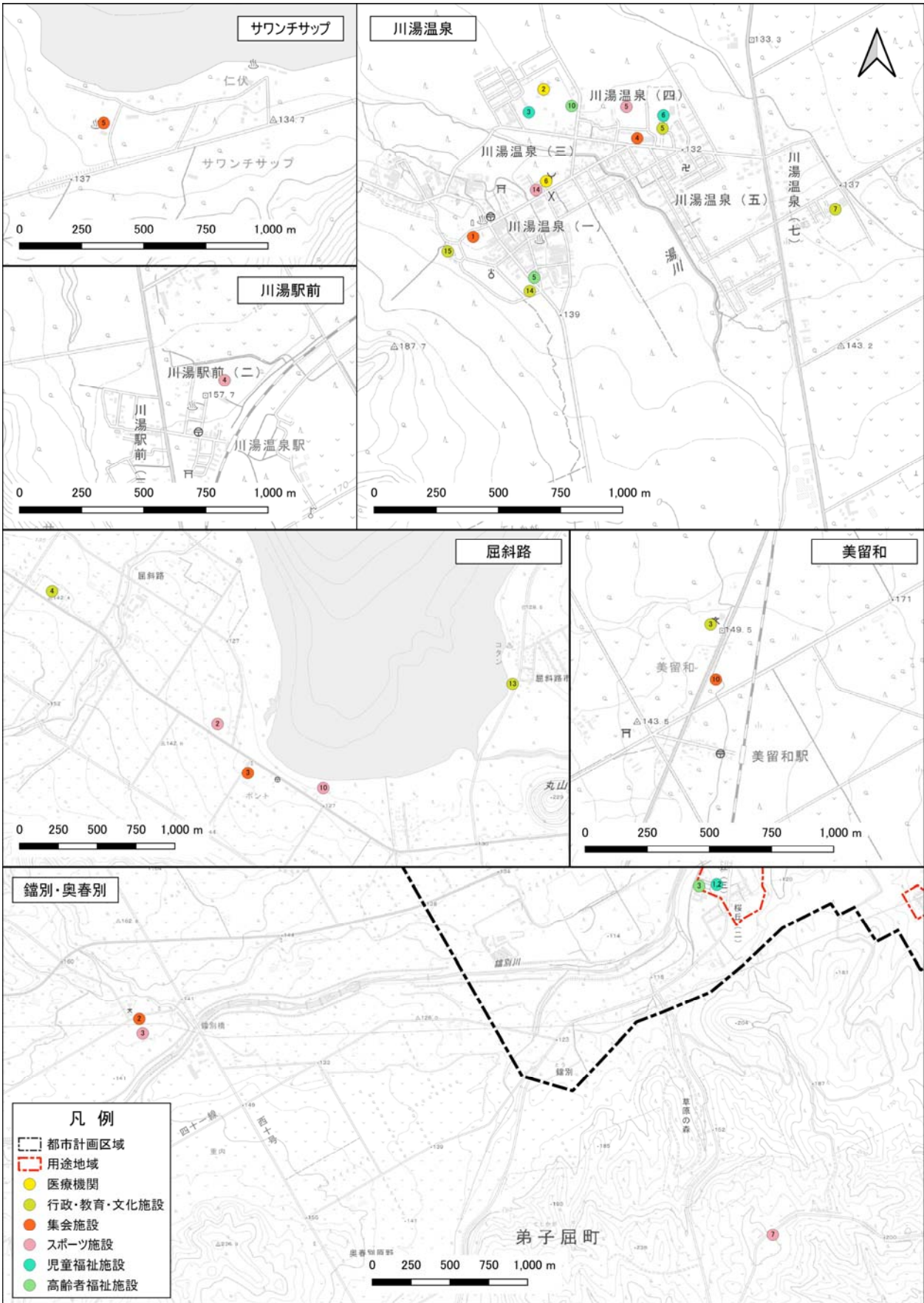
●スポーツ施設	
1	摩周運動公園ソフトボール場
2	屈斜路パークゴルフ場
3	奥春別パークゴルフ場
4	川湯駅前パークゴルフ場
5	川湯温泉パークゴルフ場
6	鑑別河川敷パークゴルフ場
7	900 草原パークゴルフ場
8	シルバースポーツハウス
9	摩周運動公園
10	屈斜路ウォータースポーツ交流公園
11	町営スピードスケート場
12	弟子屈町修武館
13	弟子屈町営野球場
14	弟子屈町川湯室内温水プール

●高齢者福祉施設	
1	町立養護老人ホーム倅和園
2	弟子屈町社会老人福祉センター
3	弟子屈町デイサービスセンター
4	訪問介護ステーションひかり
5	ヘルパーセンター「ケアサポートまつやま」
6	デイケアセンターたこ八・訪問リハビリステーション
7	グループホームあったか家
8	てつなぎ工房・てつなぎ荘
9	グループホーム家路
10	森の家 訪問介護事業所
11	特別養護老人ホーム摩周

【主な公共公益施設位置図①】



【主な公共公益施設位置図②】



2-3 交通

(1) 鉄道

弟子屈町内にはJR釧網線が南北に走っており、摩周駅を発着する便は通勤通学時間帯を中心に上下7本ずつ運行されており、弟子屈町外に至る唯一の交通手段となっていますが、JR北海道では維持困難な路線の対象としています。

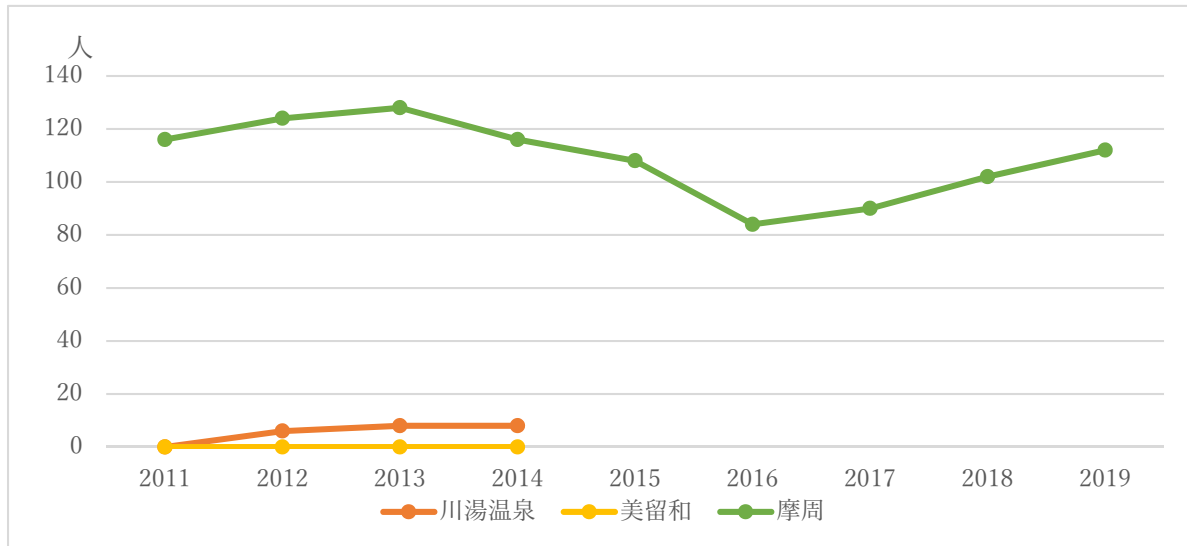
・運行状況

行き先	摩周駅発	便数
網走方面	始発7:25～最終20:10	5便/日、2～3時間毎
釧路方面	始発5:43～最終20:55	7便/日、朝3便、昼1便、夜3便

・町内各駅乗降客数（川湯温泉、美留和の2015年以降のデータはなし）（人/日）

駅名\年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
川湯温泉	0	6	8	8	—	—	—	—	—
美留和	0	0	0	0	—	—	—	—	—
摩周	116	124	128	116	108	84	90	102	112

資料：JR北海道



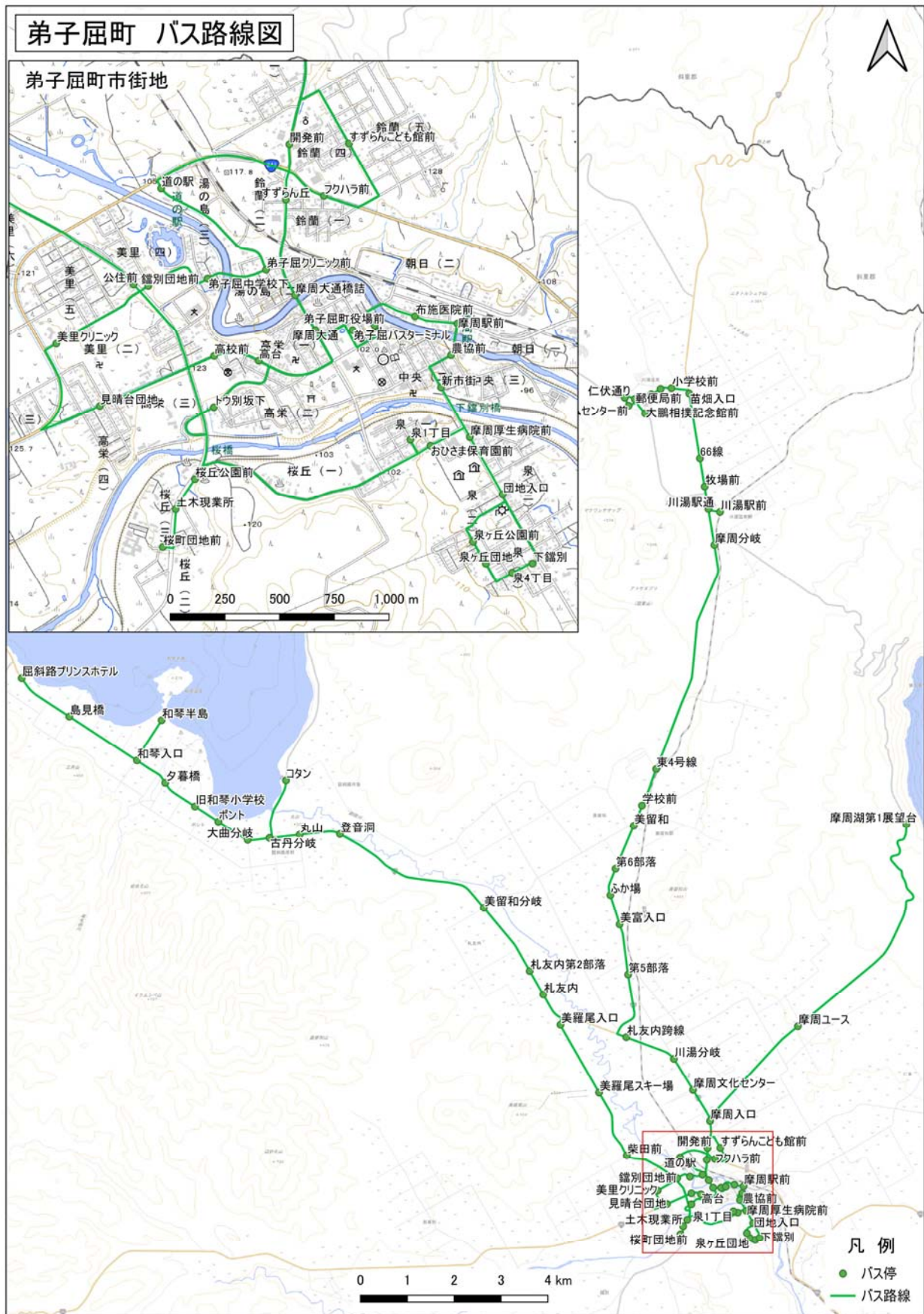
(2) バス

町内には阿寒バスが5路線（弟子屈市内線、摩周線、美留和線、屈斜路線、川湯線）運行しています。川湯線は、川湯温泉駅を発着し、他の4路線が弟子屈市街地を発着しています。

・路線バス（阿寒バス）

路線名	発着 ～ 経由 ～ 発着	出発：便数	出発：便数
弟子屈市内線	桜町団地～泉ヶ丘団地～桜町団地	桜町団地：4便	
	桜町団地～泉ヶ丘団地～摩周営業所	桜町団地：1便	摩周営業所：1便
美留和線	摩周営業所～美留和～川湯温泉	摩周営業所：3便	川湯温泉：3便
屈斜路線	摩周営業所～札友内～和琴半島～コタン	摩周営業所：2便	和琴半島：2便
摩周線	摩周営業所～道の駅～摩周湖第1展望台	摩周営業所：2便	摩周湖第1展望台：2便
川湯線	川湯温泉駅～川湯温泉街(大鵬相撲記念館前)	川湯温泉駅：6便	大鵬相撲記念館前：7便

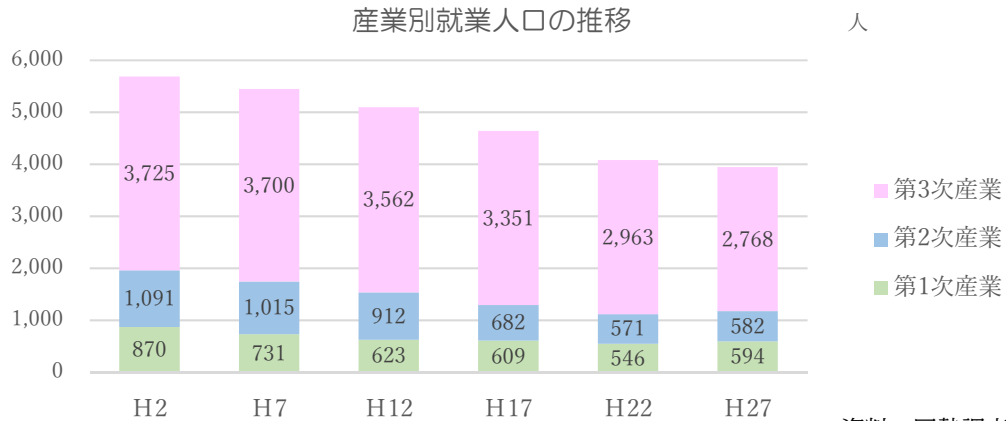
資料：阿寒バス（令和3年度）



2-4 経済

(1) 産業別就業者の推移

産業別就業人口は人口減と相まって減少しており、平成2年から平成27年までの推移では、第1次産業で約32%の減少、第2次産業で約47%の減少、第3次産業で約26%減少となっており、特に第2次産業の減少率が大きくなっています。

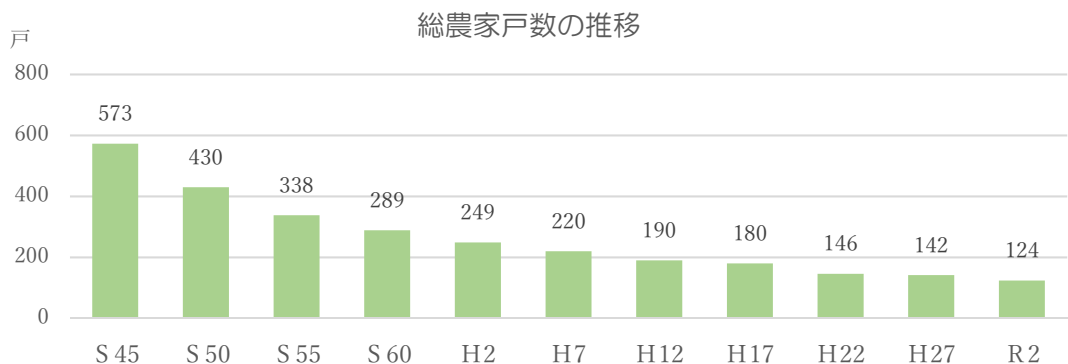


(2) 農業等の現状

農業は、観光とともに弟子屈町の基幹産業ですが、農家戸数は年々減少しており、昭和45年の573戸から令和2年においては124戸にまで減少しています。

町の北部が畑作経営、中部及び南部が乳牛を主体とした酪農経営となっており、畑作は馬鈴薯、てん菜、小麦を中心に生産されています。また、土づくりや高収益作物の栽培等の研究により、「摩周メロン」や「摩周そば」がブランドとして定着しています。

林業は、安価な輸入木材使用の影響から国有林野の生産材が減少しており、林業就業人口も減少している状況にありましたが、最近の輸入材価格の高騰により、全国的に国内生産材の消費量が増加に転じている状況にあります。

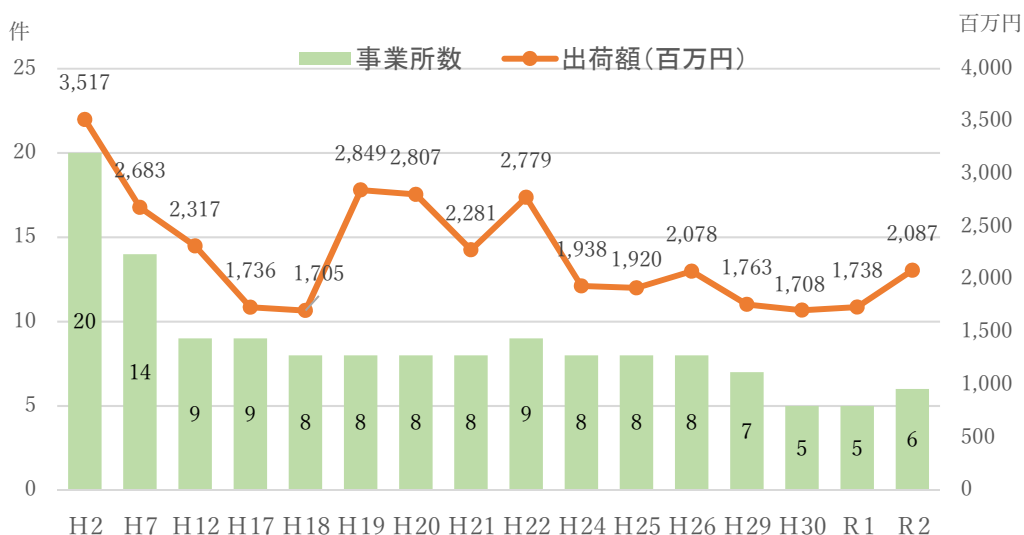


(3) 工業の現状

工業については、事業所数は減少傾向にあります。出荷額に関しては平成30年から令和2年にかけて増加しています。令和2年と平成2年のデータと比較すると、事業所数は20から6と1/3以下にまで減少しており、出荷額は約35億から約21億と約60%にまで減少しています。

業種的には建設業が多い状況であり、労働力の流出、技能労働者の高齢化などの問題を抱えています。また、製造業においては、食料品・木材・土石製造などが中心となっています。

事業所、出荷額の推移



資料：工業統計調査

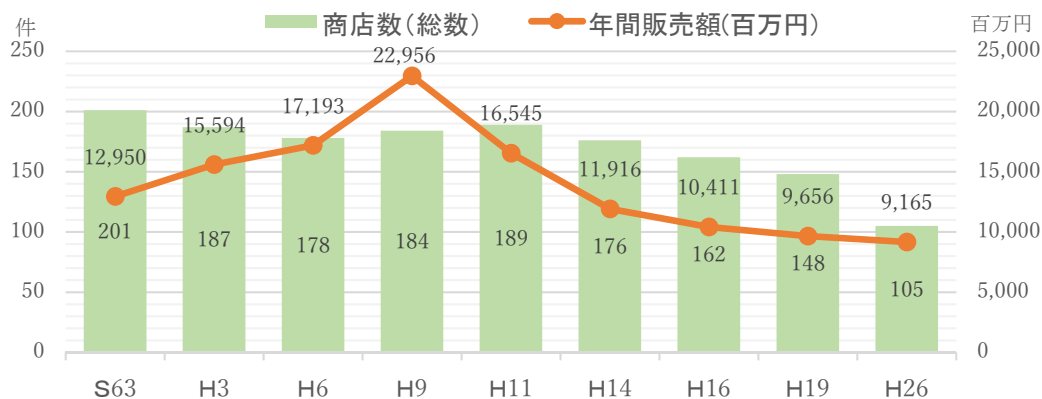
(4) 商業の現状

本町の商業は、概ね摩周地域と川湯地域にて営まれており、観光地という特性から地域住民と観光客をターゲットとした経営戦略や時代のニーズへの対応等が求められています。

商店数・年間販売額ともに減少しており、特に、弟子屈市街地は、商店街に商店と民家が混在し、空き家・空き店舗が商業機能の集積を阻害している状況にあります。

平成26年調査では、商店数（総数）は105、年間販売額は約92億円となっており、昭和63年調査との比較では、商店数は約半分に、年間販売額は約70%にまで減少しています。

商店総数、年間販売額の推移



資料：商業統計調査

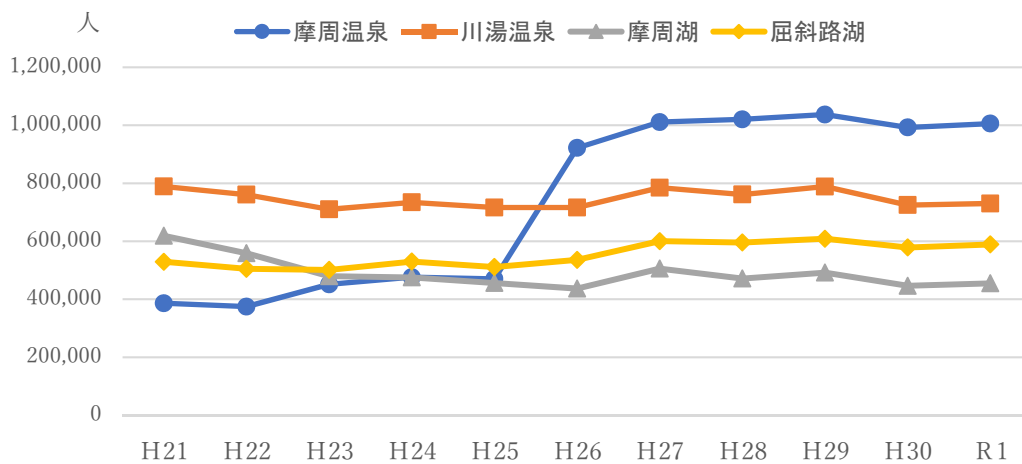
(5) 観光の現状

弟子屈町は、摩周湖、屈斜路湖、硫黄山、美幌峠など優れた景勝地や、川湯・摩周・和琴などの温泉地に恵まれた全国屈指の観光地であり、観光が基幹産業の一つとなっています。

近年の入込客数をみると、道の駅再整備により平成26年以降摩周温泉の入込客数が増加している一方、川湯温泉、摩周湖、屈斜路湖の入込客数は概ね横ばいの状況となっています。しかしながら、より長期的な期間で見ると、減少傾向にあります。

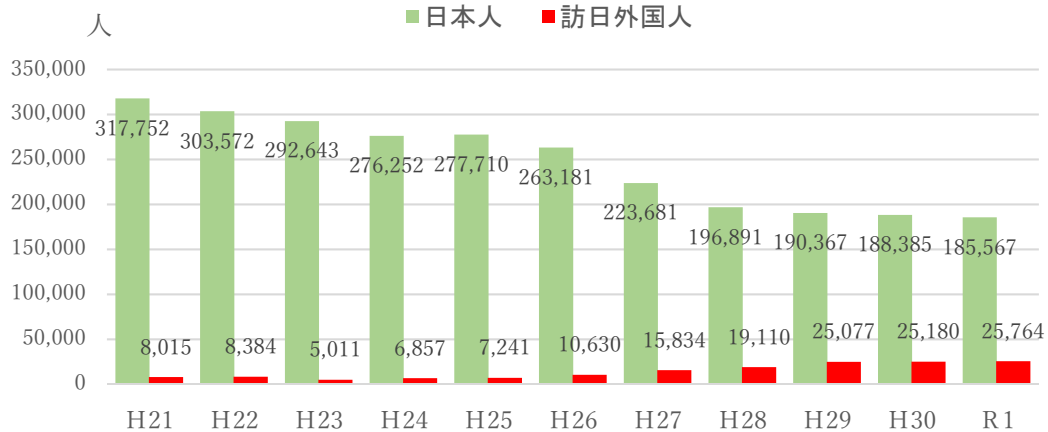
宿泊者延数全体は減少しており、令和元年は平成21年のおよそ2/3程度となっています。また、日本人の宿泊者延数が減少する一方で、訪日外国人の宿泊者延数は増加していましたが令和2年からのコロナ禍により、世界的に旅行者が減少しており、その回復が待たれています。

入込客数の推移



資料：弟子屈町観光データ

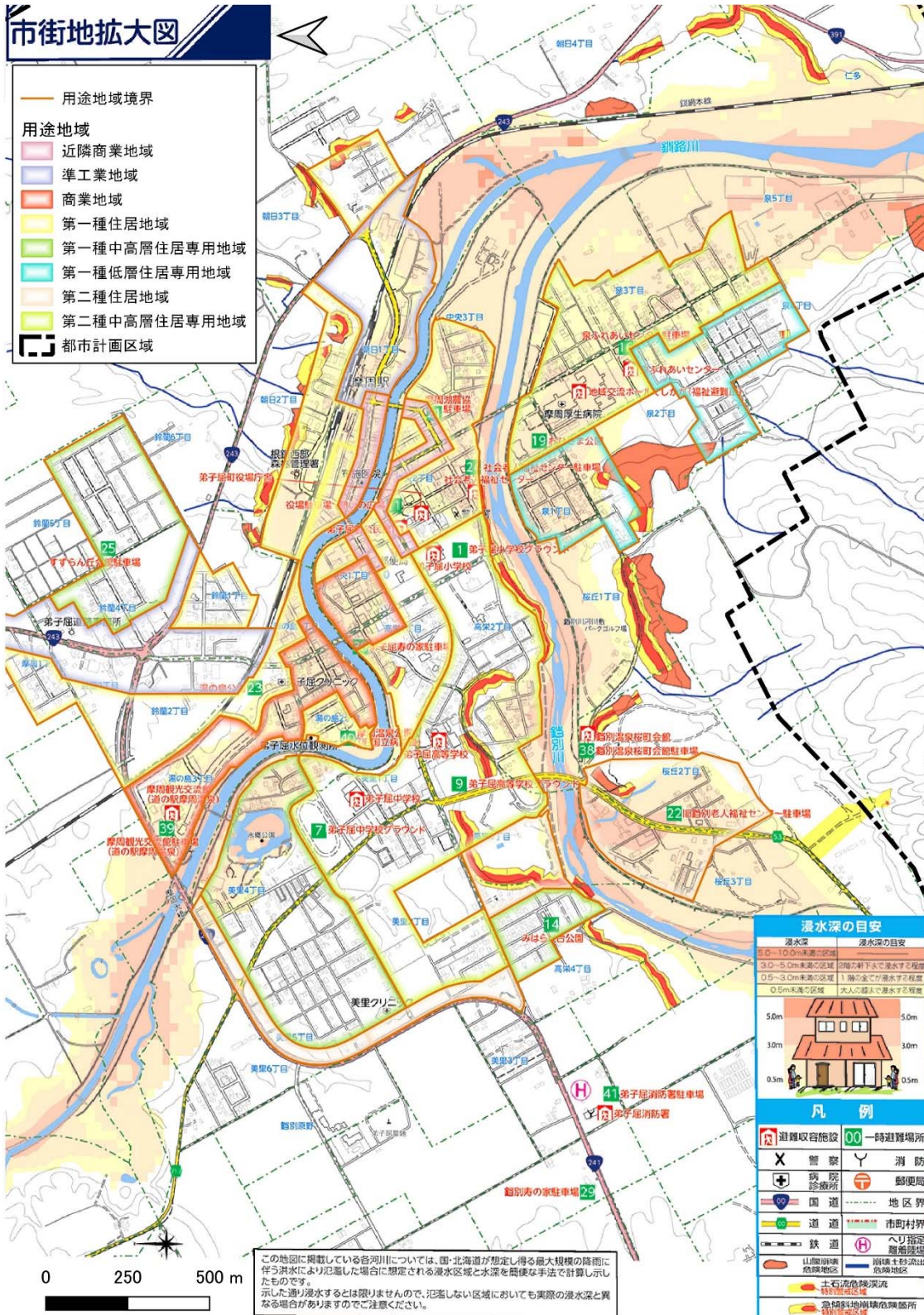
宿泊者延数の推移



資料：弟子屈町観光データ

2-5 都市防災

市街地に釧路川と鑑別川が流れており、広範囲に浸水想定区域となっています。
また、急傾斜地崩壊危険箇所が住宅地の一部にかかっています。



資料：弟子屈町ハザードマップ、国土交通省

3 上位・関連計画

3-1 上位計画

(1) 第6次弟子屈町総合計画

弟子屈町の総合かつ計画的なまちづくり計画であり、目指すまちの将来像や基本目標、主要施策などを総合的・体系的にまとめた、各種行政計画の最上位に位置づけられる計画。令和4年3月に策定。

■計画期間 令和4(2022)年度～令和11(2029)年度 8年間

■基本理念 全ての住民が、暮らしに満足を感じ、次代に夢を託せるまちづくり

■将来像

「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈

■基本目標

基本目標1	環	人と自然が共生する 夢づくり
基本目標2	活	活力・活気・雇用を生み出す 夢づくり
基本目標3	暮	誰もが安心して暮らせる 夢づくり
基本目標4	育	豊かな心を育て、文化を大切にする 夢づくり
基本目標5	人	行動する人を育てる 夢づくり
基本目標6	公	誰でも参加することができる 夢づくり

■土地利用の方針

本町の「自然」と「景観」を守ることを基本に、以下の方針を設定。

市街地地域	<ul style="list-style-type: none"> まちなかでの居住性の向上を推進するため、用途地域を定期的に見直し、快適に暮らせる定住環境の形成を進めるとともに、移住・定住の促進を図ります。 効率的な社会基盤の整備により都市機能を高め、公共施設、福祉施設等の機関の集積化を進め、コンパクトシティ化を推進します。
集落的地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活用した個性ある暮らしやすい集落づくりに向け、地域住民との協働により集落整備を進めます。 遊休地等の利用を促進し、移住・定住の誘導を図ります。
商業地域	<ul style="list-style-type: none"> 既存の商業店舗の活性化と、新たな事業を起業しやすい土地利用の弾力化により、活力ある商店街や商業地域づくりを進めます。 郊外型の商業施設に対しては、景観形成と一体となった施設整備を促進します。
工業地域	<ul style="list-style-type: none"> 企業や事業所の進出を促進する、誘致地域の整備を推進します。
農業地域	<ul style="list-style-type: none"> 安定した農業経営の実現や新規就農者の支援を図るため、離農予定地や遊休地などの効率的な活用や生産基盤の整備を進めます。 ゆとりある住環境の整備を促進するなど、農業と住環境が調和した農村定住を進めます。
森林・原野地域	<ul style="list-style-type: none"> 森林や河川などの自然環境に配慮しながら、住民や観光交流客が森林や水辺に親しめる空間を創出します。 森林の保全と造林を進めます。 本町の自然・景観の保護の観点から適切な利用に向けた取り組みを行います。
観光交流地域	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然と優れた景観を生かした観光推進地域の充実を図ります。

■施策の大綱

都市環境に直接的に関係する基本目標1「人と自然が共生する 夢(まち)づくり」のうち、特に市街地整備に関連性の高い施策を以下に示す。

基本目標1「人と自然が共生する 夢(まち)づくり」		
1	環境保全の推進	⑤景観保全の推進と公園の充実 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 統一感を持った景観づくり ▪ 公園施設の整備と活用
2	生活環境の充実と向上	① 防災対策と強靱化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 防災対策の推進 ▪ 耐震化の促進と危険家屋の管理
3	環境と共生する基盤の整備	① 市街地整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 魅力的で暮らしやすい街並み形成 ▪ 中心市街地の再構築による地域商工業の振興 ② 道路の利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 国道・道道の整備促進と充実 ▪ 生活道路の充実 ③ 住宅環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 公営住宅建替及び住環境改善の推進 ▪ 住み良い住宅づくりの推進 ▪ 空き住宅等の管理と有効活用 ④ 上水道と温泉の保全 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 水道水の安定供給 ▪ 温泉の安定供給 ⑤ 下水道整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 公共下水道施設の更新及び整備 ▪ 合併処理浄化槽の整備促進 ⑥ 公共交通の維持 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 生活交通機能の維持 ▪ JR釧網線の維持促進

■重点プロジェクト（前期実行計画）

5つの重点プロジェクトのうち、「まちづくり」プロジェクトについて、主に市街地環境の整備等に関する施策の概要、推進事業を以下に示す。

1 自然と共生した景感（景観）形成プロジェクト		
施策1. 統一感を持った景観づくり		
■街並み景観の統一に向けた、市街地における景観に配慮した建築物の整備促進	○ 景観改善事業	
2 川湯温泉街再生プロジェクト		
施策1. 川湯温泉街の再整備		
■川湯温泉街の再整備に向け、国立公園満喫プロジェクトに基づく廃ホテルの解体促進や、宿泊施設（ホテル）の誘致。	○ 川湯温泉街の再整備事業	
3 中心街再構築プロジェクト		
施策1. 中心市街地の再構築による地域商工業の振興		
■中心市街地へのコンパクトシティ化を進めるため、誘導施設となる新複合施設の整備。	○ 新複合施設整備事業	
■住民及び観光客を市街地に誘導する仕組みづくり。	○ 中心市街地エリアマネジメント事業	
施策2：域内消費の推進		
■町内店舗や商店街、街並みの改善により、地元での消費購買による地域内経済の循環の促進。	○ 空き店舗活用促進事業	
■コミュニティビジネスなどの育成に向け、チャレンジショップ等の起業や出店体験しやすい環境の整備。	○ 企業振興促進事業	

(2) 弟子屈都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域毎に都道府県が定める都市計画の基本的な方針であり、通称「区域マスタープラン」と呼ばれる。

- 決定・告示 : 令和2年10月30日決定 道告示第671号
- 目標年次 : 令和12年(2030)
- 範囲 : 弟子屈都市計画区域：弟子屈町 行政区域の一部 約3,192ha
- 都市づくりの基本理念

【都市の現状と課題】

- ・千島火山帯に属する高原地帯であり、摩周湖、屈斜路湖やアトサヌプリを擁する豊かな自然環境に恵まれている。
- ・近年、郊外部においては、農林業の取り巻く厳しい情勢から、離農や森林伐採による原野化が進むとともに、温泉資源に着目した一般住居や別荘等の建設が増えている。
- ・一方市街地では、誰もが安心して住める住宅の供給や公営住宅ストックの有効活用を通じ、多様なニーズに対応した住宅・住宅地づくり等、良好な住環境を保ったコンパクトな市街地形成を図ることが、今後の課題となっている。

【都市づくりの理念】

今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の防災性の向上が図られ、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

- 区域区分の有無 : 区域区分無し(非線引き都市計画区域)
- 主要な都市計画の決定方針

○土地利用の方針

- ・人口の減少、少子高齢社会など、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。
- ・泉地区は、子育て世帯から高齢者まで安心して生活できる住環境の形成を重点的に進める。
- ・水郷緑地については、良好な都市環境を構成するうえで重要な緑であるとともに、様々な野生生物の生息環境を支える貴重な緑地であり、今後も適正に保全を図る。
- ・集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。
- ・災害発生の可能性のある地区は、市街化を抑制し、緑の保全や緑化の促進に努める。
- ・市街地の南部に広がる丘陵地の自然林や樹林地等、豊かな自然環境を有する山林原野、丘陵台地及び河川敷地については、今後とも良好な自然環境の保全を図る。
- ・美里地区、日の出地区及び摩周地区の用途白地地域にある既存集落のうち、用途地域に隣接し、市街地と一体的に住環境の保全等を図る必要がある地区については、農林業と調整を図った上で用途地域を定めることとし、その他の地区については、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。

○交通施設の方針

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。

- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・弟子屈町では、「地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通網の維持、インバウンドに対応した公共交通の確保等の検討を行うこととしており、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通広場等における交通結節点の利便性向上及び機能強化に努める。
- ・人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

○下水道・河川の方針

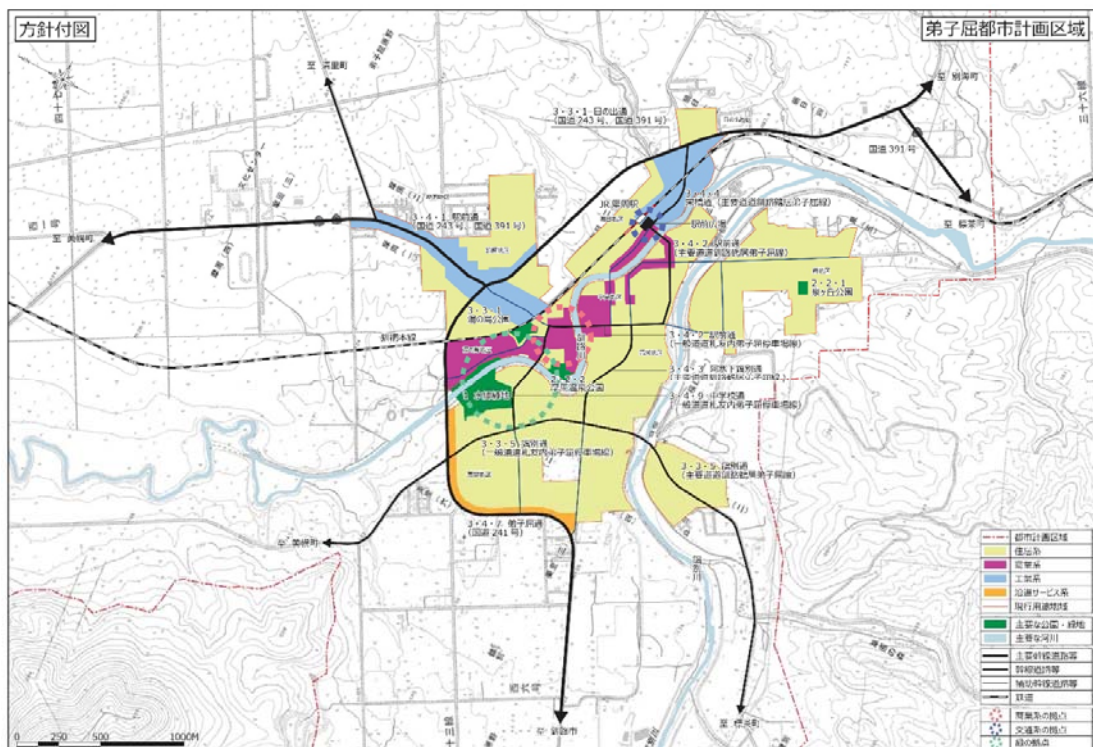
- ・都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。また、市街地における浸水被害の解消のため雨水整備を促進する
- ・流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

○その他の都市施設

- ・弟子屈火葬場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理により、その機能の維持を図る。

○自然的環境の整備・保全に関する決定方針

- ・都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。
- ・都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。
- ・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。
- ・都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園緑地等の都市施設や特別緑地保全地区、風致地区等の地域地区として定める。



3-2 その他の関連計画

○第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略

新型コロナウイルス感染症による意識・行動変容を踏まえた地方へのひと・しごとの流れの創出や、地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進の方向性を踏まえ、本町の喫緊の課題の解決に向けた第2期の創生戦略。※令和4年3月策定

■第2期人口ビジョン

・将来展望人口（令和2年国勢調査結果に基づく算出）

子育て支援の重点化や雇用の場の増加等、自然減・社会減に対する各種取り組み強化により、本町の総人口の将来展望を、令和27(2045)年では4,683人、令和(2065)年では3,456人と推計。

■第2期まち・ひと・しごと創生戦略

・計画期間：令和4(2022)年度から令和7(2025)年度 4年間

・基本方針：全ての住民が、暮らしに満足を覚え、次代に夢を託せるまちづくり

・重視する視点：①「関係人口」創出・拡大の取り組み

②SDGsと「連動」した取り組み

③感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出

○公共施設等総合管理計画

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するための計画であり、平成28年3月に策定

■計画期間 40年間（10年ごとに見直し）

■公共施設等の管理に関する基本的な方針

【基本方針1】施設総量の圧縮（施設維持から機能維持へ）

【基本方針2】必要施設の長寿命化、改修等の推進

【基本方針3】まちづくりや住民生活向上につながる機能の確保

【基本方針4】国・道・近隣自治体等との連携

○弟子屈町住生活基本計画

■計画期間 令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間

■基本理念ゆとりと潤いのある空間の中で安心して暮らしつづけられる居住環境を形成する

■基本目標と展開方向・主な施策

基本目標1	誰もが安心して暮らせる住まいの実現
基本目標2	多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの形成
基本目標3	ゆとりと潤いのある居住環境の形成

○弟子屈町公営住宅等長寿命化計画

■計画期間 令和3年度から令和12年度（住生活基本計画と同じ）

■計画の対象

弟子屈町が管理している14団地、111棟、599戸（公営：105棟・557戸、改良：5棟・30戸、特公賃：1棟・12戸）と、これらの団地に付属する共同施設

■計画期間における事業手法別戸数

団地ごとに、「修繕対応」「個別修繕」「建替」「用途廃止」の事業手法を設定しており、目標年次における管理戸数は417戸と想定されている。

○弟子屈町地域防災計画

災害対策基本法に基づき、弟子屈町防災会議が作成する計画であり、弟子屈町の地域に係る防災に関し、住民の生命、身体・財産等を災害から保護するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策に関する総合的かつ基本的な事項を定めた計画であり、令和2年2月に改正。

1 地震に強いまちづくりの推進

北海道指定の『地震時に通行を確保すべき道路』に加え、役場庁舎・公民館・社会老人福祉センター・弟子屈警察署等の防災拠点をネットワークとする『町道弟子屈東2丁目線』及び『鑑別川左岸川沿線』を、新たに地震時に通行を確保すべき道路として位置づけ、沿道の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努める。

○弟子屈町強靱化計画

基本法第13条に基づく、国土強靱化地域計画。防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の関連施策と連携しながら、弟子屈町における国土強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画であり、令和3年3月に策定。

■計画期間 令和3年度(2021)～令和7年度(2025) 5年間

- 計画の目標
- ① 大規模自然災害から町民の生命・財産と弟子屈町の社会経済システムを守る
 - ② 弟子屈町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
 - ③ 弟子屈町の持続的成長を促進する

○地域公共交通網形成計画

地域特性及び社会経済情勢に対応する持続可能な公共交通体系の構築に向け、地域ぐるみで、公共交通網形成の取り組みを推進するための計画であり、令和元年6月に策定。

■計画期間 令和元(2019)年度～令和5(2023)年度

■基本方針 環境にやさしく、生活交通と観光交通が一体となった地域公共交通体系の構築

■目標と施策

方針1	住み慣れた地域に暮らし続けることができる移動手段の確保
目標	「通勤・通学・買い物・病院への通院などの移動の利便性」の満足度の向上
方針2	観光やまちづくりと連携した地域公共交通の活性化
目標	人口減少率を下回らない路線バス乗車人数の確保 摩周湖バスの乗車人員の倍増
方針3	地域公共交通利用促進・活性化に向けた情報発信等の強化
目標	地域公共交通関連情報の広報誌掲載回数の増(隔月掲載の実施) バスの乗り方教室体験乗車会の開催(年1回実施)

○弟子屈町観光振興計画

豊かな自然や人々の暮らしなど、町の魅力を守り続けるための一つ的手段として観光産業が重要である現状や、弟子屈町らしい「持続可能な観光のあり方」の指針を共有し、町民と行政が共通認識を持つことで、様々な取り組みを進める事を目標とし、令和4年4月に策定。

■計画期間 令和4(2022)年度～令和11(2029)年度

- 観光ガイドライン：①世界基準に則した持続可能な観光地となれる
- ②世界中のお客さまから「選ばれる観光地」に
 - ③弟子屈の自然・文化を次世代にも継承
 - ④SDGsの流れにも対応し、住んで良し・訪れて良しの観光地に

○第2次弟子屈町環境基本計画

弟子屈町環境基本条例の4つの基本方針「地球環境の保全・自然環境の保全・生活環境の保全・環境教育の推進」を具現化し、環境保全等に関する取組を推進するための計画であり、平成31年3月に策定。

■計画期間 平成31(2019)年度～令和10(2028)年度

■基本理念 ①共生 ②循環 ③協働

■基本目標

基本目標
<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成 ・自然と共生し育む環境の形成 ・安全で快適な環境の形成 ・豊かな心を育てる環境の形成

○弟子屈町景観計画

景観に関する現状及び町民の意向を踏まえつつ、景観に関する基本的な方向性・考え方を取りまとめたもので、弟子屈町の観光や農業といった地域産業や人々の暮らしを支え、多様な主体がビジョンを共有しながら「弟子屈らしい景観形成」に取り組むための指針として、令和4年(2022年)6月に策定。

■基本方針

- (1) 世界に誇れる自然景観の保全
- (2) 広がり印象的な田園景観づくり
- (3) 釧路湿原につながる自然豊かな水辺景観づくり
- (4) 国立公園のまちにふさわしい市街地の景観づくり
- (5) 訪れた人に感動を与える沿道景観づくり

○弟子屈町中心市街地再構築基本計画

中心市街地を交流人口拡大による地域と観光の交流拠点となる施設等の整備を検討するための弟子屈町中心市街地再構築全体構想(令和2年3月策定)を踏まえ、基本構想を具体化し、今後の事業化に向けた具体的な方針や条件を定めた計画であり、令和3年3月に策定。

■基本的な方向性・基本理念

- ① 全ての町民、特に弟子屈町の若者や子育て世代が弟子屈町に誇りと希望を持ち、弟子屈町に暮らすことが楽しいと思える場を提供する
- ② 弟子屈町の地域資源を最大限に生かすことで、町民、町外の方、観光客等が「交流」し、かつ弟子屈町を「知る」ことができる場を提供する
- ③ 経済性に十分配慮し、持続可能な運営・経営を行うことで、将来に負担を残さない



中心的な機能として「温泉」を据える

■施設及び運営の基本方針

- 3つの公共施設(温浴施設、プール、図書館)の組み合わせによる相乗効果の発揮
- 若者や子育て世代の利用の促進、観光客などの利用も見据えた施設計画と運営計画
- 実現すべき姿『人々を惹きつけ、一日過ごせる居場所を作り、コミュニティの醸成や友人との大切な時間、学び・気づきの獲得を実現するとともに、地域の経済活動を活性化し、外貨獲得にも資すること』のために、「集まる」「出会う」「遊ぶ」「憩う」を主たる機能として設定

■施設整備に関する方針

- 対象地 : 中心市街地の中心に位置する「営林署跡地」

4 現計画の評価

4-1 評価基準

弟子屈町では平成15年に20年後の令和4年を目標とした都市計画マスタープランを定め、平成22年に中間見直しを行い、町の施策に反映して来ました。今回の改訂に伴い現計画の実施状況等の確認・取組成果を下表により評価し、新たな計画への判断材料とするものです。

評価区分判定表

【評価の区分】	【評価の内容】	
	定量的な基準値や目標値	最新の都市計画等の方向性や、関連施策の実施状況
■評価できる (達成されている、取り組んでいる)	現段階での乖離は無い	記述内容と現状※に乖離がない
■概ね評価できる (概ね達成されている、部分的に取り組んでいる)	若干の乖離はみられるが許容範囲と言える	記述内容と現状に多少乖離があるが、全体に影響がない
■あまり評価できない (あまり達成されていない、あまり取組が進んでいない)	少なからず乖離が見られこのままでは支障をきたす	記述内容と現状に乖離があり、全体に影響の出る可能性がある
■評価できない (達成されていない、取組が進んでいない)	すでに乖離が著しく、見直しが必要	記述内容と現状に乖離が大きい

※現状：最新の総合計画、整開保、都市計画運用指針等との方向性、関連施策の実施状況等

4-2 評価結果

現計画の実施等状況について、「評価できる」及び「概ね評価できる」を合わせて88%については取り組みに着手するなど、概ね成果が見られると言えますが、「あまり評価できない」及び「評価できない」合わせて12%については現状を勘案した、見直し検討が必要だと言えます。

評価の区分	件数	割合	主な施策評価
■評価できる	12	26%	<ul style="list-style-type: none"> ・「市街地整備の基本目標」8項目の内、4項目が該当。 ・「土地利用の方針」10項目の内、2項目が該当。 ・「交通体系の整備方針」4項目の内、1項目が該当。 ・「景観形成の方針」は評価できる。 ・「水と緑の方針」5項目の内、1項目が該当。 ・「都市防災の方針」4項目の内、1項目が該当。 ・「快適な居住空間形成ゾーンの整備方針」3項目の内、2項目が該当。
■概ね評価できる	29	62%	<ul style="list-style-type: none"> ・「市街地整備の基本目標」8項目の内、3項目が該当。 ・「土地利用の方針」10項目の内、5項目が該当。 ・「交通体系の整備方針」4項目の内、2項目が該当。 ・「水と緑の方針」5項目の内、4項目が該当。 ・「その他の都市施設等の整備方針」6項目全部が該当。 ・「都市防災の方針」4項目の内、3項目が該当。 ・「福祉のまちづくりの方針」が該当 ・「快適な居住空間形成ゾーンの整備方針」3項目の内、1項目が該当。 ・「計画の実現に向けて」4項目全部が該当。
■あまり評価できない	4	8%	<ul style="list-style-type: none"> ・「市街地整備の基本目標」8項目の内、1項目（拠点形成）が該当。 ・「土地利用の方針」10項目の内、2項目（全体の土地利用方針、各地区の土地利用方針）が該当。 ・「交通体系の整備方針」4項目の内、1項目（道路施設の整備目標）が該当。
■評価できない	2	4%	<ul style="list-style-type: none"> ・「土地利用の方針」10項目の内、2項目（将来市街地の範囲の設定、用途転換に関する方針）が該当。

※詳細は資料編を参照

5 課題

5-1 上位計画からの方向性

上位計画で示されている、将来像や目標等からまち（都市）づくりの方向性を整理します。

第6次弟子屈町総合計画

●将来像:「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈

●まちづくりの基本目標(SDGsの掲げる17の目標の実践)

- 1:人と自然が共生する 夢づくり
(環境保全の推進、生活環境の充実と向上、環境と共生する基盤の整備)
- 2:活力・活気・雇用を生み出す 夢づくり
(基幹産業のさらなる強化、雇用を支える産業力の向上)
- 3:誰もが安心して暮らせる 夢づくり
- 4:豊かな心を育て、文化を大切にす 夢づくり
- 5:行動する人を育てる 夢づくり
- 6:誰でも参加することができる 夢づくり

弟子屈都市計画 整備、開発及び保全の方針

- ・住民が誇りとする地域文化やコミュニティを育み、住んで楽しい、訪れて楽しいまちづくり
- ・まち独自の水と緑の良好な景観そのものが財産となるような美しい街並みの形成
- ・花や緑で囲まれゴミのない綺麗な景観づくり等、住んでいる人も訪れた人もそれぞれが好印象を受ける快適な都市環境を、住民と行政が協働して育てる意識の向上、これらを踏まえ、
- 今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の防災性の向上が図られ、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

第2期でしかが まち・ひと・しごと創生戦略

- 基本方針
“すべての住民が、暮らしに満足を覚え、次代に夢を託せるまちづくり”
- 重視する視点
 - ①「関係人口」創出・拡大の取り組み ②SDGsと「連動」した取り組み
 - ③感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出
- プロジェクトの推進
 - ①「まちづくり」プロジェクト
 - ①-1 自然と共生した景感(景観)形成プロジェクト
 - ①-2 川湯温泉街再生プロジェクト
 - ①-3 中心街再構築プロジェクト
 - ②「ひとづくり」プロジェクト ③「しごとづくり」プロジェクト ④「くらしづくり」プロジェクト
 - ⑤「行財政運営」プロジェクト

これらの上位計画に合わせて“SDGsの17の目標”を踏まえ、まち(都市)づくりの方向性を以下のように整理しました。

- ◎少子・高齢 → 地域で子どもを守りそだてる意識の醸成、高齢者の生活支援の充実、交通弱者対策
- ◎安全・安心 → 多発する自然災害への備え、悪質・凶悪な犯罪対策、コミュニティ維持の担い手育成
- ◎拡大から充実 → 地域資源をいかした基幹産業(観光・農業)の活性化、都市機能等のコンパクト化、地球にやさしい都市構造への転換
良好な自然を取り込んだまちなか景観の形成

5-2 住民意向からの課題

(1) 「町民アンケート」「中高生アンケート」令和3年1月

第6次弟子屈町総合計画策定にあたり、まちづくりの施策、行政運営等に対する住民の評価や意向を把握するために実施されたアンケート調査において、町の取り組みのうち「重点化領域」(満足度が低く、重要度が高い)に分類され、かつ都市計画に関係が深い項目(赤字)から課題を抽出します。

重点化領域に分類された項目	町民	中高生
2 周囲の自然環境と調和する街並み景観の整備	○	
8 地域の特産品、お土産などの開発	○	
9 地域資源などの活用による起業の支援	○	
10 市場性の高い新作物や加工品の研究開発	○	
11 通年雇用型の企業の誘致	○	
12 若者が働ける職場づくり	○	○
13 既存企業の育成・振興	○	
14 地元農産物の販売環境	○	
15 地域密着型の安心できる商店の育成	○	
16 買い物にしやすい商店街の環境づくり	○	○
17 町民と連携した地産地消への積極的な取り組みの推進	○	
18 温泉保養やスポーツを生かした宿泊や滞在型観光の推進	○	○
20 サービスの向上など魅力ある宿泊施設づくり	○	○
22 医療施設の診療科目、救急体制の整備	○	○
26 自立支援や在宅介護など障がい者(児)福祉制度の充実		○
27 子どもを安心して産み育てるための保険医療の充実	○	○
30 子育てしやすいまちづくりの推進		○
33 観光のまちにふさわしい街並み、景観の整備	○	○
34 公園、子どもの遊び場、散策路の整備		○
37 通勤・通学・買い物・病院への通院などの移動の利便性	○	○
39 学校施設の整備		○
47 人材育成の推進	○	
60 財政の健全化	○	

※まち(都市)づくりの課題として以下に抽出されます。

- ◎ 景観計画に基づくまちづくり
- ◎ 買い物、公園、子育てなど居住環境の向上検討
- ◎ 公共交通機関の利便性向上の検討
- ◎ 人材育成の推進
- ◎ 財政の健全化

(2) 「まちづくり町民会議に基づく弟子屈町への提言書」令和3年10月

令和3年7月～8月に述べ3回行われた総合計画等の策定のためのまちづくり町民会議より、「だれもが夢を持って働ける町づくりを!」「特色ある教育環境づくりを!」など、21項目について提言されており、本計画に関係する箇所から課題を抽出します。

グループA

- だれもが住みやすい町づくり
 - ・子育て支援と遊具施設の整備・インフラ整備（宿泊・JR・バス）・住環境の整備・確保
- だれもが参加したくなる地域づくり
 - ・若手の自治会への参入（多世代による構成）・地域ぐるみでの子育て（見守り）
- うつくしい町づくり
 - ・自然・景観の保護（廃墟・倒木・雑草等の適切な処理）・スクラップ&ビルド

グループB

- （廃屋）空き家のないまちづくり
- 観光と農業の連携
 - *「観光と農業のまち」なのに、現状連携が少ないのは問題
 - ・農泊、農業体験とホテルなどの連携・宿泊業者とつながる機会がない!!（連携できる場づくり）・地産地消する宿泊施設への補助導入など

グループC

- 自然「保護・利用」のルールを作る
 - *環境省と連携
 - ・町内外の人が明確に分かるもの（ルール）、それは国内でも先駆的な利用ルールであるべき）
 - ・湖→既存ルールの周知・ゴミ→町全体での回収システムの構築・フィールド利用→事前申請で国立公園内にテントを張れる等
- 町民の意見を取り入れた中心市街地作りを進める
 - ・読み聞かせルームや音読室、自習室などを備えた新しい図書館・町民も観光客も楽しめる温泉施設・プール・持続可能な維持体制、駐車場問題の解決・町民が利用できるフリースペース、ギャラリーの確保

※まち(都市)づくりの課題として以下に抽出されます。

- ◎ 様々なニーズに対応する住環境整備の検討
- ◎ 景観ルールや土地利用規制の検討
- ◎ 空き家の利活用等の検討
- ◎ 雇用の場を確保する基幹産業の連携検討
- ◎ 中心市街地活性化の検討

5-3 現計画からの課題

現計画のうち、「あまり評価できない」「評価できない」と評価された項目については、新たな計画の課題として整理されます。

タイトル	項目	内容
4-3市街地整備の基本目標	(6) 市街地整備の拠点形成	中心市街地の位置付けがなく、 <u>都市機能の集約を図る範囲・内容等を明示する必要がある。</u>
5-1土地利用の方針	①全体の土地利用方針	市街地のコンパクト化の記述がない。また、 <u>未利用地や白地地域の規制方針を明示する必要がある。</u>
	②各地区の土地利用方針	泉地区、鈴蘭地区、摩周地区での用途地域拡大記述は <u>コンパクト化になじまない。</u>
	(2) 将来市街地の範囲の設定	将来人口の見通し等からも、 <u>市街地拡大は想定できない。</u>
	(4) 用途転換に関する方針	湯の島地区の <u>商業未利用地は、解消策として用途転換の必要がある。</u>
5-2交通体系の整備方針	(3) 道路施設の整備目標	都市計画道路の整備率は低い ため、関係機関への要請や、 <u>必要に応じて見直しを検討していく</u> 記述が必要である。

※まち(都市)づくりの課題として以下に抽出されます。

- ◎ 中心市街地の明確化
- ◎ 白地地域等の規制検討
- ◎ 用途地域の転換検討
- ◎ 都市計画道路見直し等の検討

5-4 現況からの課題

第1章で整理された都市の現状から、課題の抽出を行いました。

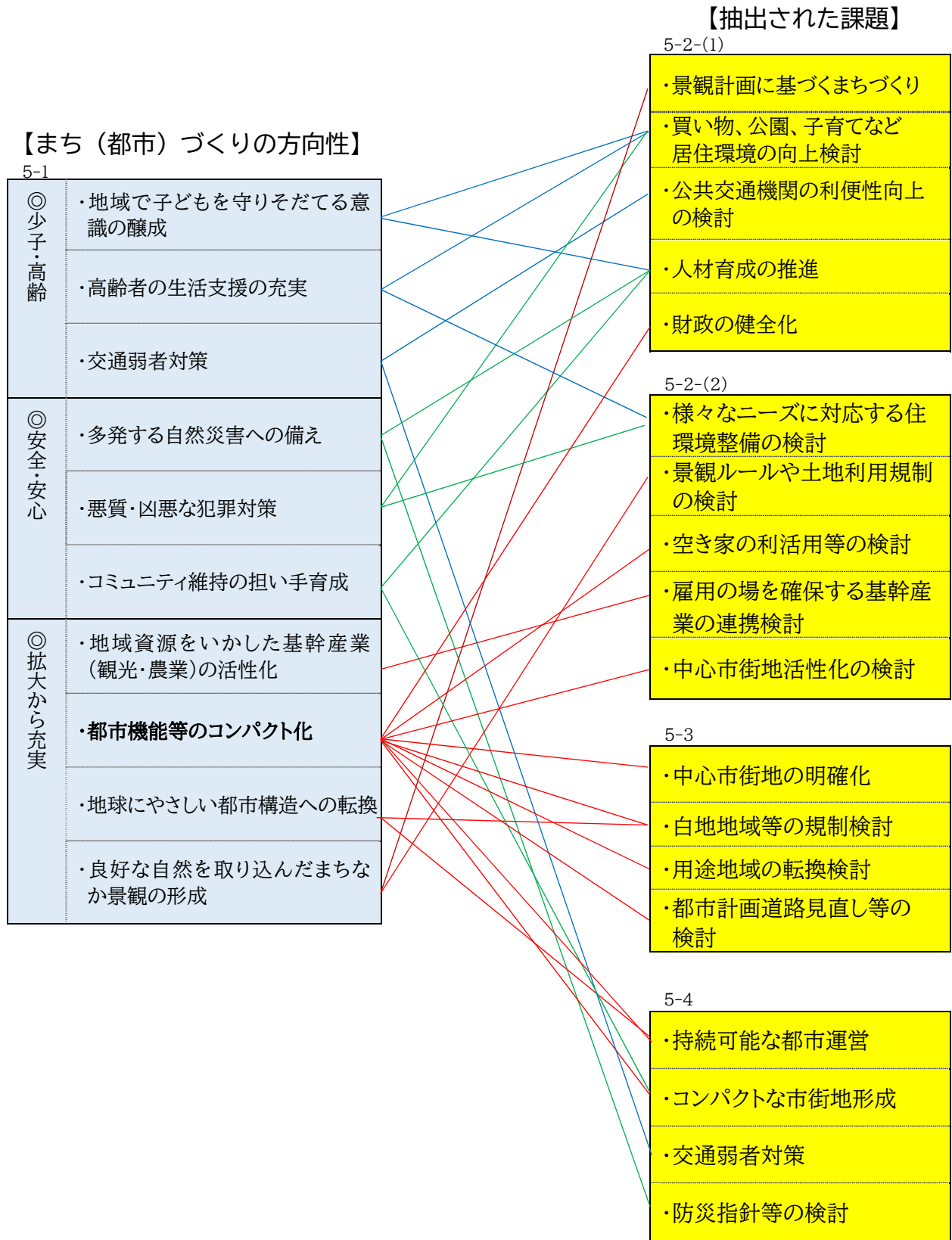
分野	現状と課題
①人口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後約 20 年で現人口の 6 割にまで減少 ・ 高齢者率は増加傾向が継続 <p>→市街地人口密度の減少による、生活サービス機能の維持に支障 特定空家の増加による住環境の悪化</p>
②土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域内の建物用地面積は 30 年で約 4 倍に増加 ・ 用途地域の縁辺部や幹線道路から離れた地区の未利用地率が高い傾向 ・ 用途地域の縁辺部、にじみだし区域や幹線道路から離れた地区での開発行為 <p>→市街地人口密度の減少による、生活サービス機能の維持に支障のおそれ 郊外部での開発のあり方の検討</p>
③交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 利用者の減少 <p>→公共交通空白地対策</p>
④経済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業人口減少、コロナ禍による経済の縮小傾向 <p>→商業サービス機能の維持に支障のおそれ アフターコロナに備えた商業・観光機能の強化</p>
⑤財政	<p>→今後、補助費、扶助費、維持補修費の他、投機的経費の増加</p>
⑥都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザード区域内に居住エリアあり <p>→適切な居住誘導による安全な市街地形成</p>

※まち(都市)づくりの課題として以下に抽出されます。

- ◎ 持続可能な都市運営
- ◎ コンパクトな市街地形成
- ◎ 交通弱者対策
- ◎ 防災指針等の検討

5-5 課題の整理

前述までのまとめを以下のフロー図に示します。まち（都市）づくりの方向性のうち、都市機能等のコンパクト化が多数の「抽出された課題」と関連しています。



- ・「抽出された課題」を弟子屈町の具体的な課題として整理・分類し、次のとおりとしました。

【整理・分類された課題】

【都市機能等に関する課題】…都市マス・立地適正化計画

- 高齢者や子育て世代へのサービス機能の充実や、自助・共助の意識醸成。
- 市街地内や川湯・屈斜路地域等を結ぶ鉄道・バスなどの公共交通機関の維持及び利便性向上。
- 財政に見合う持続可能なまちづくりのため、公共施設等の集約・複合化を促進。
- 川湯温泉、屈斜路湖温泉と連携する“摩周温泉がある中心市街地”の再活性化の検討。
- アフターコロナを見据えた雇用の場を確保するため、農業と観光の連携推進。
- 内陸部地震や多発する自然災害への備え。

【都市計画に関する課題】…都市マス

- 中心市街地の明確化と、未利用地や低人口密度地及び白地地域における、今後の取り扱い検討
- 市街地内の都市計画道路の整備推進と長期未着手路線の見直し等の検討
- 誘致距離を勘案した、子どものための公園不足の解消
- 阿寒摩周国立公園と連携した景観形成計画等の策定推進
- 自治会活動等を通したまちづくりへの町民参加の促進

第2章 全体構想

1 まち（都市）づくりの目標

1-1 まち（都市）づくりの理念

(1) まち（都市）づくりの理念

総合計画では「人口減少の抑止につながる、変革的な取組を進める」、「すべての住民が、地域のまちづくりに関わる誇りを持つ」ことによって、町外から訪れる人との関わりを深めながら、子どもから高齢者までの全ての世代で、

「全ての住民が、暮らしに満足を感じ、次代に夢を託せるまちづくり」

を基本理念としており、本計画でも踏襲することとします。

(2) まち（都市）づくりの基本姿勢

①住み続けられるまちを次代に継承する

コロナ禍やウクライナ紛争は私達の暮らしにも大きな影響を与えていますが、これらの事象に冷静に対応しつつ、本町の豊かな地域資源を生かした観光・農業の活性化や、持続可能な都市機能のコンパクト化、循環型社会など都市構造の転換など、次世代に継承できる持続可能なまち（都市）づくりを進めます。

②水・森の豊かさを守り・活用する

釧路川、鑑別川が弟子屈市街地の中心を流れ、中心部が豊かな緑や山地・丘陵地、里山、農業地に囲まれたまちとして、これらの水・森を守り、基幹産業への活用を図ります。

また、市街地がこれら良好な自然を取り込んだ、まちなか景観そのものが弟子屈の魅力になり、町民が誇れるような美しい街並みの形成を図ります。

③パートナーシップを強化する

少子高齢化は今後も進行が予想されており、安全・安心なまちやコミュニティを維持していくためには、自助・公助・共助のバランスのとれた連携が必要となっていきます。とくに地域で子どもを守り育てる意識の醸成や高齢者への見守り支援の充実、また多発する自然災害や悪質・凶悪な犯罪に対応するためには、「人と人の関わり=共助」のための人材育成が欠かせません。この事を通じ、町民・行政間のパートナーシップの重要性について、更なる意識向上を図ります。

(3) 人口の想定

国立社会保障・人口問題研究所による行政区域人口推計（平成 27 年国勢調査結果に基づく算出）では、令和 22 年 4,602 人、令和 27 年 4,041 人ですが、令和 4 年 2 月に改訂された第 2 期人口ビジョン・将来展望人口（令和 2 年国勢調査結果に基づく算出）では、子育て支援の重点化や雇用の場の増加等、自然減・社会減に対する各種取り組み強化により、本町の総人口の将来展望を、令和 22 年(2040 年)5,120 人、令和 27 年(2045 年)では 4,683 人と展望しており、これらを勘案し、当計画の目標年度(令和 25 年)の想定人口は 4,860 人とします。

(4) 市街地の想定

弟子屈都市計画区域は非線引き都市計画区域のため、都市計画用途地域の外縁部の白地地域においても、住宅地等の開発が行われ、道路や上下水道などの基盤整備が後追いの的に行われてき

た実態があります。少子高齢化社会において、今後人口の増加は見込めない事や、持続可能でコンパクトな都市形成を目指すために、既存の用途地域(302.3ha)を将来の市街地の範囲と定め、基本的に市街地の拡大を行わないこととします。

1-2 目標設定の基本的考え方

(1) まち(都市)づくりの理念を具現化する市街地整備

まちの暮らしを楽しみ、地域文化を育むためには、その都市活動を支え、生活環境の質を高めるための市街地整備が必要です。そのためには町民の都市計画等への理解が必要なことから実現のための行政との協働によるルールづくりを目指します。

(2) 都市構造やコンパクト化を明確にした市街地整備

今後の市街地整備にあたっては、都市機能を集約・複合化した拠点整備が重要となります。機能を集約・複合化することで利便性や効率性が向上され、町民同士の交流も活発になることが期待されます。さらに、コンパクト化を目指した市街地の中で多様な拠点を形成し、それらをネットワーク化する道路・公共交通の質の向上を図ることで、まちはさらに活性化し、暮らしの満足度を高めることを目指します。

1-3 まち(都市)づくりの基本目標

(1) 誰もが安心して暮らせるまち(都市)づくり

自然に囲まれ、町民一人ひとりが文化的生活を楽しむことができる居住環境の充実と、多発する自然災害等への防災機能を高めることにより、子供及び子育て世代から高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまち(都市)づくりを進めます。

(2) 人と自然が共生するまち(都市)づくり

町の財産である豊かで多様な自然環境を保全・活用しながら、ゆとりと潤いのある暮らしを続けるため、環境保全の推進や自然と共生する基盤整備及び景観形成など、人と自然が共生するまち(都市)づくりを進めます。

(3) 活力・活気・雇用を生み出すまち(都市)づくり

温泉のまちとして特色のある中心市街地の賑わいや憩いの場を創出するとともに、川湯温泉・屈斜路湖温泉など観光交流地域の充実と農業との連携を進め、町全体の魅力と活力あるまち(都市)づくりを進めます。

(4) コンパクト化を推進するまち(都市)づくり

用途地域内の未利用地・低密度利用地の解消や都市計画区域白地地域の規制検討、都市計画道路の整備及び長期未着手都市計画道路の見直し検討など、持続可能な都市運営のため、人口規模に見合ったコンパクト化を推進するまち(都市)づくりを進めます。

(5) 拠点形成を推進するまち（都市）づくり

中心市街地の明確化と、弟子屈町の都市活動を支える上で重要な地区を拠点として位置づけ、財政に見合う都市施設等の効果的な集約・複合化を図りつつ、弟子屈らしい拠点形成を推進するまち（都市）づくりを進めます。

(6) いつまでも暮らせるまち（都市）づくり

住宅の供給促進や公営住宅ストックの有効活用による「まちなか居住」の推進、また公園不足の解消など緑の空間を増やし、さらに交通弱者に対応する公共交通システムの検討などにより、誰もがいつまでも暮らせる住環境整備を進めます。また、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造の構築に取り組むまち（都市）づくりを進めます

(7) 町民参加によるまち（都市）づくり

まちづくりの主役は町民であり、目標を実現するためには都市計画等への理解・協力は不可欠で、情報公開と町民参加により行政との協働を推進して行きます。

また都市計画区域外の豊かな自然環境の中での居住に魅力を感じ、都市部などから移住して来る人の集積が見込まれるエリアについては、必要に応じて準都市計画区域や特定用途制限地域を検討するほか、自然環境と調和した住宅建設のあり方や、ごみ収集・上下水道・道路の除排雪など行政サービスの供給方針などについて行政と住民・事業者などによる話し合いにより、郊外部での土地利用の適正化と安心して暮らせる仕組みとなる「弟子屈ルール」の作成を検討していきます。

弟子屈ルール（例）**●基本精神**

- ・郊外部で安心して暮らすための、住民と行政の協調の仕組みづくり

■ルール1（前提条件）

- ・郊外部での住宅建設・住宅地整備にあたっては、まずは気軽にまちに相談してください。
- ・景観計画の区域区分による届出対象行為を確認してください。

■ルール2（基盤整備）

- ・住宅敷地の規模は700㎡（200坪）以上とし、周辺の自然環境と調和させましょう。
- ・道路は除雪が可能な幅員（8m以上）とし、簡易舗装としましょう。
- ・将来市街地の範囲を超えた上下水道の供給は行いませんので、合併浄化槽等の設置を進めましょう。

■ルール3（行政サービス）

- ・除雪については、私道部分に対しては応分の負担をいただきます。
- ・ごみの収集は5戸以上の単位で行いますので、それ以下の場合は最寄りの収集経路まで持参してください。

・・・など

1-4 将来都市構造

まち（都市）づくりの目標実現のため、本町の将来都市構造を構成する要素を、次のように設定します。

(1) 生産・活動エリア

生産・活動エリアは、都市計画区域内の用途地域及び用途白地周辺の農地を含めたエリアとし、都市生活・都市活動の場としての「市街地ゾーン」、弟子屈町の特色ある産業、雇用等を支える場としての「沿道サービスゾーン」、及び「農業ゾーン」を設定します。

エリア構成要素	概要
市街地ゾーン	・用途地域が定められている市街地地域の居住環境の改善、商業地域を主とした商業の活性化など各地域で個々の特色を生かした拠点化や計画的な施設集積等を進める地域。
沿道サービスゾーン	・用途地域が定められている工業地域等で木材加工業や自動車関連、流通を始めとした工業や、景観に配慮したサービス施設の立地を推進する地域。
農業ゾーン	・市街化を抑制すべき農業地域であり、集落的地域を中心として農地等の保全を図り、弟子屈らしい農業景観を大切にする地域。




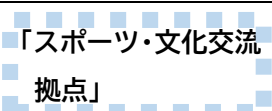

(2) 自然環境保全エリア

自然環境保全エリアは、屈斜路湖・摩周湖などの自然公園地域を基本とし、これに連なる森林・原野地域、農業地域、河川等を含めたエリアとし、基幹産業である「観光交流ゾーン」及び、市街地における水と緑のネットワーク化を図るため、市街地内の河川空間と周辺森林とを結ぶ「水の環境軸」と市街地ゾーンを取り囲む「緑の環状帯」を設定します。

エリア構成要素	概要
観光交流ゾーン	・自然公園地域内にある、硫黄山、屈斜路・和琴・仁伏温泉、川湯温泉などの観光交流地域で、自然公園に配慮した環境整備を行う地域。
水の環境軸	・釧路川、鑑別川。
緑の環状帯	・屈斜路湖、摩周湖などの森林・丘陵地や農地。

(3) エリア内拠点地区

現在の土地利用を基に、生産・活動エリアの中で特に都市機能等の充実に資する拠点を以下のように設定し、重点的な整備を推進します。

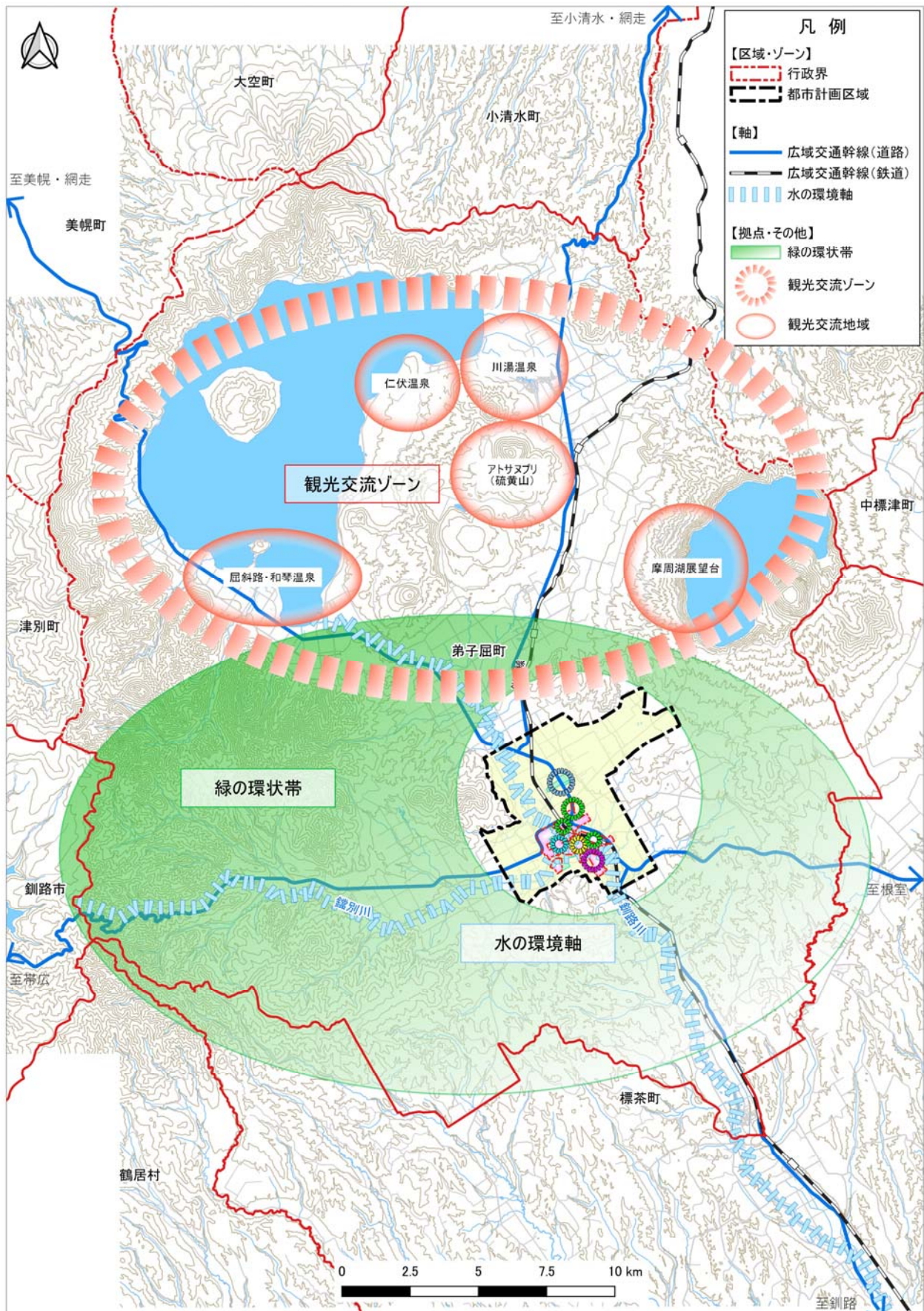
地区名	概要
 「都市機能拠点」	・中央2丁目周辺には、弟子屈町役場、図書館、警察署、公民館など各種の行政機関等が集積していることから、当地区周辺を「都市機能拠点」として位置づけます。
 「医療・福祉拠点」	・泉地区は医療・福祉施設や子育て支援施設などの集積を生かした快適な居住空間を有する地区であることから、「医療・福祉拠点」として位置づけます。
 「地域防災拠点」	・改築された弟子屈中学校は教育のみならず、災害時の避難所機能等も有していることから「地域防災拠点」としても位置づけます。
 「スポーツ・文化交流拠点」	・摩周運動公園地区には各種のスポーツ施設や、文化センター、文学資料館等が整備されていることから、「スポーツ・文化交流拠点」として位置づけます。
 「景観・交流拠点」	・JR摩周駅や国道241号沿線の道の駅、及び国道243号、391号沿いのまちのエントランス部分を「景観・交流拠点」として、それぞれ来訪者を誘う景観に配慮した整備を図ります。

(4) 交通軸

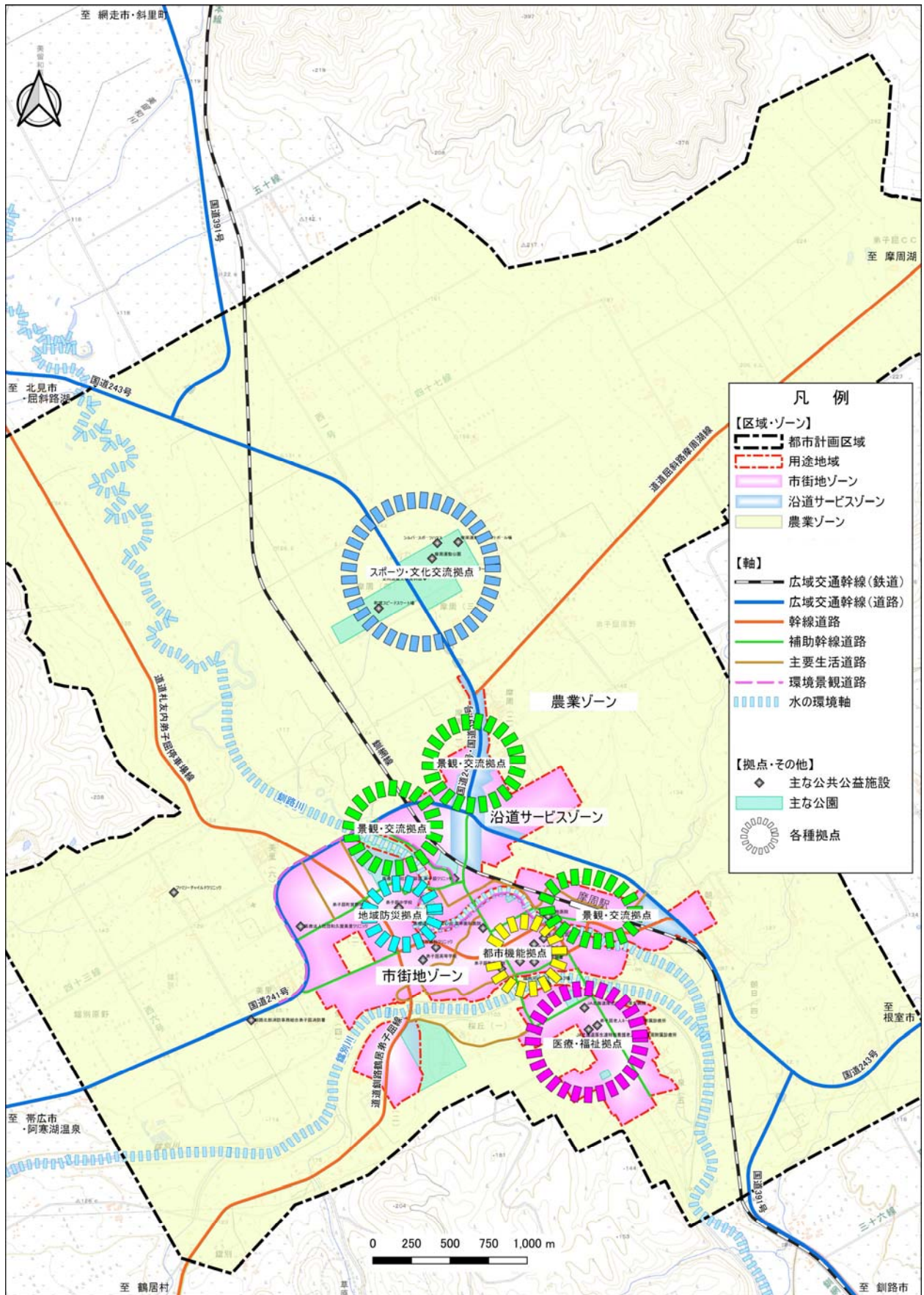
都市の骨格をなす道路等で、都市間や地域間とのネットワークをはじめ、安全・円滑な都市活動を支える主要道路等を以下のように設定します。

構成要素	概要
広域交通幹線 (広域連携軸)	・広域的な連携軸となる「広域交通幹線」は、JR釧網本線、国道241号、243号、391号を位置づけます。
幹線道路 (都市軸)	・近隣市町や地域間とのネットワークをはじめ市街地内の骨格(都市軸)を形成する「幹線道路」として、主要道道釧路鶴居弟子屈線や一般道道札友内弟子屈停車場線等の道道を位置づけます。
補助幹線道路 (接続軸)	・「補助幹線道路」は、3・4・2駅前通、3・4・3阿寒下鑑別通、3・4・4栄橋通、3・2・6湯の島通、3・4・8下鑑別通、3・4・9中学校通の町道部分を位置づけます。これらの道路は災害避難路としても重要な役割を担う道路として位置づけられます。
主要生活道路 (生活軸)	・「主要生活道路」は、補助幹線道路を補完する道路として位置づけ、広域交通幹線・幹線道路・補助幹線道路等との円滑なネットワーク形成を図るとともに、災害避難路としても有効に機能する道路として位置づけます。
環境景観道路 (歩行・景観軸)	・「環境景観道路」は、特に、安全・快適な歩行空間の確保や景観形成に配慮する路線として位置づけます。

【将来都市構造図：行政区域】



【将来都市構造図：都市計画区域】



2 分野別の方針

2-1 土地利用の方針

(1) 土地利用に関する基本方針

①全体の土地利用方針

まち（都市）づくりの基本目標の実現を目指すため、全体の土地利用方針を以下のように設定します。

- ・町の財産である豊かで多様な自然環境を保全・活用しながら、ゆとりと潤いのある暮らしを続けるため、また、多発する自然災害等への防災機能を高めることにより、子供及び子育て世代から高齢者まで、誰もが安心して暮らせるよう、居住環境の充実と安全性・利便性に配慮した土地利用を進めるため用途地域の適正な配置・誘導を行います。
- ・これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とし、用途地域内の未利用地・低利用地を有効に活用するため、用途地域の適正な見直しを行うこととし、将来の市街地規模については現在の市街地規模と同程度と想定します。
- ・用途地域指定のない区域では、優良な農用地や自然環境を形成する河川、山林などを保全するよう、関連法規制等による土地利用の規制を尊重しながら市街化を抑制し、必要に応じて特定用途制限地域の指定について検討を行なっていきます。また、土地利用の変更等により用途地域が縮小される区域については、基本的に特定用途制限地域の指定も合わせて検討を行っていきます。
- ・都市計画区域外については、豊かな自然環境と良好な住環境の保全に努めます。なお、無秩序な開発行為等が見られるなど、土地利用規制を行うべき区域については、準都市計画区域の指定について検討を行なっていきます。
- ・中心市街地の範囲を明確にし、財政事情に配慮した都市施設等の効果的な集約・複合化を図りつつ、まち中の活性化を進めます。また弟子屈町の都市活動を支える上で重要なJR摩周駅や道の駅周辺は、まちの顔になるところであり活力を生む重要な拠点として位置づけ、賑わいを創出するための適正な土地利用の促進を図ります。
- ・今後とも人口及び世帯数の減少傾向は変わらないと想定されることから、地域が支えあい暮らしやすい環境をつくるため、住宅の供給促進や公営住宅ストックの有効活用による「まちなか居住」を推進して行きます。また、温泉のまちとして中心市街地の賑わいを創出するため、川湯温泉・屈斜路湖温泉など観光交流ゾーンとの連携を進め、町全体の魅力と活力向上を図るため、道路など都市機能の適正配置を目指します。

(2) 主要用途の配置の方針

- ・弟子屈町における少子高齢化や社会経済の変化など、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、各地区において住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の適正な土地利用を図るため、用途地域の適正な配置を図ります。
- ・空き店舗・空き地等の増加にみられる商業業務機能の衰退、賑わいの喪失等が課題となっており、魅力と活力あるまちの中心づくりのため、中心市街地の機能の回復を図ります。
- ・市街地形成において、朝日地区や湯の島地区などで、建物用途の混在する土地利用が散見されるようになってきていることから、土地利用の動向を見極め適正な用途地域見直しの検討を行います。
- ・住宅地は、各地区の特性に合った良好な住環境を配置するとともに、公営住宅整備の検討を行い、弟子屈らしいゆとりと潤いのある土地利用を促進します。
- ・商業業務地は、地域経済の活性化や地域交流を促進する重要な役割を担うものであり、適正な用途配置を図ります。
- ・工業・流通業務地は、網走、北見、帯広、釧路、根室などの都市を結ぶ主要幹線道路沿いに位置していますが、産業構造の転換により、既存市街地においては工場跡地等の未利用地が見られることから、土地利用の動向を見極め適正な用途の見直し検討を行います。

①住宅地

住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成します。

【専用住宅地】

- ・専用住宅地は、低層住宅を主体とした専用住宅地を泉地区に、中高層住宅を主体とした専用住宅地を美里地区、高栄地区、鈴蘭地区及び泉地区に配置し、周辺の環境と調和したゆとりある良好な住環境の形成を図る。

【一般住宅地】

- ・一般住宅地は、商業業務地及び工業・流通業務地の周囲や幹線道路等の沿線に配置し、弟子屈の自然的環境や地区の特性を活かし良好な住環境を形成するとともに、周辺住宅地や沿道サービスのための比較的小規模な店舗等の立地の誘導を図ります。

②商業業務地

商業業務地は、中心商業業務地、拠点商業業務地及び沿道商業業務地で構成します。

【中心商業業務地】

- ・中心商業業務地は、3・4・2号駅前通、3・4・3号阿寒下鑑別通及び3・4・4号栄橋通の沿道を中心として配置し、商業業務機能と周辺の行政機関や金融機関、図書館等の公共施設が一体となった都市機能拠点として、その機能の維持、増進を図ります。

【拠点商業業務地】

- ・拠点商業業務地は、湯の島地区に配置し、温泉地として商業、娯楽、宿泊機能等の充実やホスピタリティの向上を図ります。

【沿道商業業務地】

- ・沿道商業業務地は、3・4・7号弟子屈通の沿道に配置し、背後地の住環境等に配慮しながら、沿道における利便性の向上を図ります。特に、湯の島地区のリニューアルされた道の駅は景観・交流拠点として、情報受発信の機能強化を図ります。

③工業・流通業務地

工業・流通業務地は、一般工業地及び流通業務地で構成します。

【一般工業地】

- ・一般工業地については、木材製材工場が立地している朝日地区に配置し、周辺住環境に配慮した軽工業の集積を図ります。

【流通業務地】

- ・鈴蘭地区及び摩周地区の3・4・2号駅前通の沿道を中心とする地区には、自動車販売整備など沿道サービス型の施設が集積しており、沿道景観等に配慮しつつ、沿道型工業施設や流通業務施設の立地を図ります。

(3) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・中心商業業務地に隣接する「てしかがの蔵」周辺の遊休地は、都市機能拠点としての機能の充実のため、文化施設等の創出などアメニティの向上に資する土地利用転換や、地区計画等を活用した適切な土地利用を推進していきます。
- ・湯の島地区の拠点商業業務地の一部には、商業業務施設の立地が進まない未利用地があり、住宅が混在していることから、今後の土地利用の動向等を踏まえ、住宅地への土地利用の転換を進め、住環境の向上を図ります。
- ・公共施設の統廃合等により跡地が発生した場合には、公的不動産として有効活用できるよう必要に応じて用途の転換などを検討します。
- ・朝日地区の工業地の一部は、住宅と軽工業施設等が混在しているが、産業構造の転換等に伴い工業施設の移転が進んでいることから、今後の土地利用の動向を踏まえ、住宅地への土地利用の転換を進め、住環境の向上を図ります。
- ・桜丘地区、泉地区の専用住宅地の一部では周辺の土地利用動向を踏まえ、土地利用の転換検討を進めていきます。

(4) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・弟子屈町の豊かな自然環境に調和した居住環境の維持、改善を図るとともに、良質な住宅の供給と既存住宅ストックの有効活用に努め、多様な居住ニーズや高齢化社会に対応する性能が確保された住宅建設の推進に努めます。
- ・公営住宅の整備にあたっては、弟子屈町公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に行います。また、ユニバーサルデザインによる公営住宅の建設普及に努め、誰もが暮らしやすい住まいづくりを推進します。

※ユニバーサルデザインとは、障害の部位や程度によってもたらされるバリア（障壁）を解消するといったバリアフリーの考え方は異なり、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが快適に利用できるようなあらかじめ製品や生活環境などを計画することです。

(5) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・弟子屈町の、コンパクトにまとまった市街地内に位置する公園緑地などの緑の環境は、生活に潤いを与える重要な資源であることから、積極的に保全を図ります。
- ・水郷緑地は、良好な都市環境を構成するうえで重要な緑であるとともに、様々な野生生物の生息環境を支えています。また湯の島地区には弟子屈町の名木が植生している貴重な緑地があります。これらの緑地については今後も適正に保全を図ります。
- ・弟子屈神社周辺の良好な自然景観を有している区域は、今後もその良好な風致景観を維持し、保全を促します。

(6) 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・用途地域指定のない区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努めます。

(7) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制するとともに、緑の保全や緑化の促進に努め、災害を防止するための適正な措置を講じます。
- ・朝日地区、高栄地区、桜丘地区、泉地区及び日の出地区のうち土砂災害特別警戒区域に指定されている地域については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制していきます。

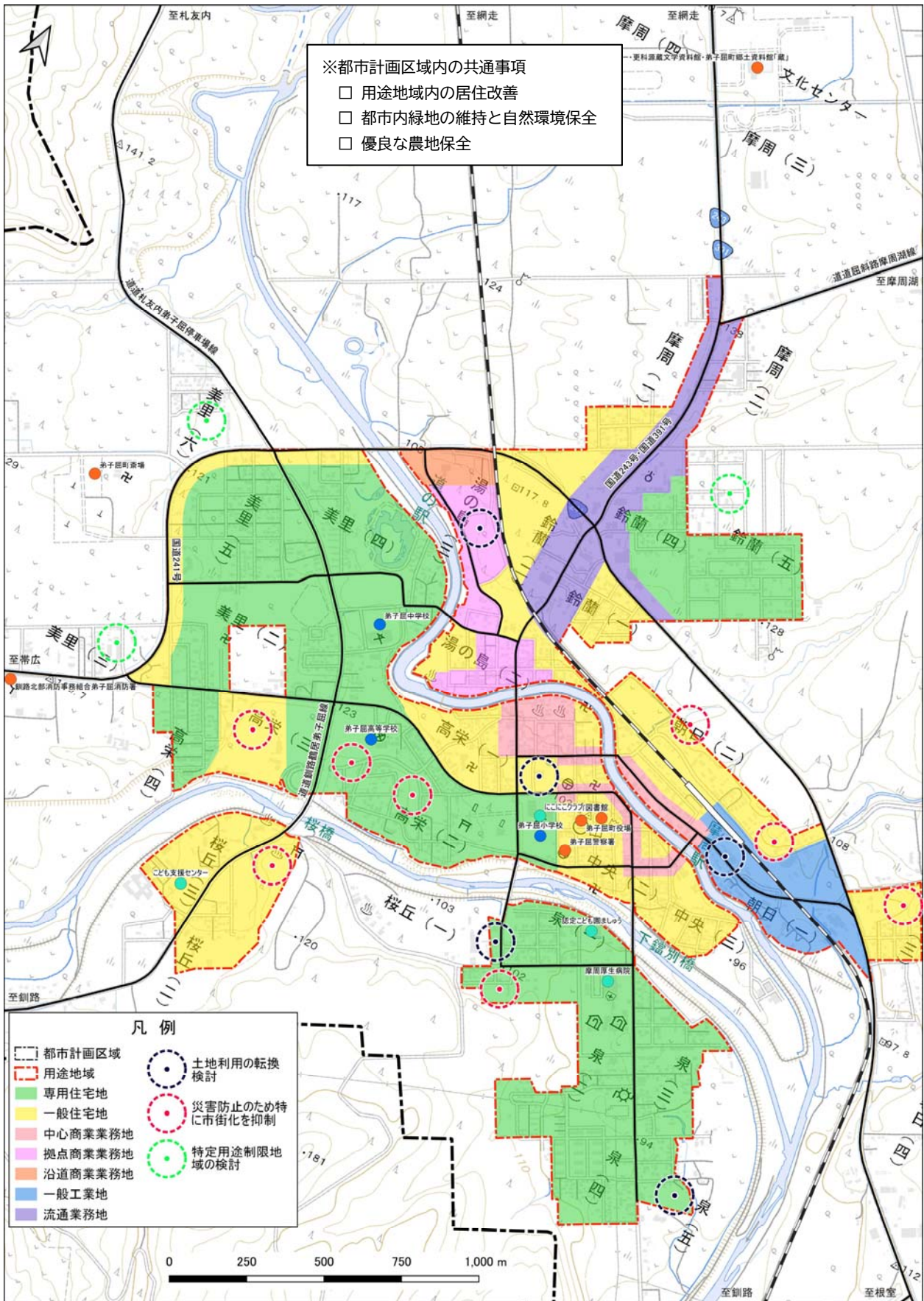
(8) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地の南部に広がる丘陵地の自然林や樹林地等、豊かな自然環境を有する山林原野、丘陵台地及び河川敷地については、今後とも良好な自然環境の保全を図ります。

(9) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・美里地区、日の出地区及び摩周地区の用途地域指定のない区域にある既存集落のうち、用途地域に隣接し、市街地と一体的に住環境の保全等を図る必要がある地区については、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図るほか、建築基準法に基づく形態制限による規制・誘導を行っていきます。

【土地利用の方針図】



2-2 交通体系の整備方針

(1) 交通施設の基本方針

- ・交通施設の整備は、将来の都市像を見据えながら効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めます。また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討します。
- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進めます。
- ・市街地では道路網が複雑になっていることから、多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる解りやすい都市内道路網の形成を進めます。そのためには、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進めます。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進めます。
- ・弟子屈町では、「地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通網の維持、インバウンドに対応した公共交通の確保等や交通弱者に対応する公共交通システムの検討を行うこととしており、本計画と連携して公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに交通広場等、交通結節点の利便性向上及び機能強化に努めます。

(2) 道路施設の配置の方針

- ・地域高規格道路道東縦貫道路（候補路線）が計画されていることから、関連道路網の配置検討を行います。
- ・3・3・1号日の出通、3・4・1号駅前通、主要道道釧路鶴居弟子屈線、一般道道札友内弟子屈停車場線及び3・4・7号弟子屈通などの都市の骨格となる道路の整備促進を図るとともに、都市や地域を結ぶ広域交通の充実を図るための道路網を配置します。
- ・3・4・3号阿寒下鑑別通、3・4・4号栄橋通、3・3・5号鑑別通、3・4・9号中学校通及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網の形成を図ります。
- ・3・4・2号駅前通にJR釧網本線摩周駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保していきます。

(3) 道路施設の整備目標

- ・整備水準の目標は、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとしませんが、街路網は、広域交通に対応する骨格街路網の確保を目指すとともに、長期未着手都市計画道路の整備方針に基づき、未整備箇所の新設の方向性を定めると共に、都市内の幹線街路網は、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、長期的に都市計画道路の整備を図ります。
- ・市街地内のスムーズな交通流動の確保と、沿道の土地利用の高度化を誘導するために、商店街の整備と一体となった栄橋通の整備を検討します。
- ・国道との接続路線であり、帯広・阿寒方面からの市街地への入り口にあたる3・4・3号阿寒下鑑別通の整備を検討します。

(4) 水辺の散策道の形成

- ・道の駅から湯の島通を經由し、釧路川沿いの水と緑を活かして、来訪者を市街地の中心部に誘ったり、町民が日々の生活の中で散策を楽しんだりできる水辺の散歩道の形成を図ります。散歩道の形成にあたっては、地場産のカラマツ材を利用した歩道の整備や、町民の手づくりのベンチやプランターの設置などによる潤いの演出を検討します。

2-3 景観づくりの方針

弟子屈町は、摩周湖、屈斜路湖、川湯温泉などの観光地を有し、市街地内には釧路川が流れる摩周温泉があります。市街地内の景観整備にあたっては、自然景観の素晴らしい「温泉のまち」弟子屈のイメージを高めるため、「弟子屈町景観計画」にもとづき自然景観と調和する景観形成を促進します。(56頁、57頁の将来都市構想図を参照)

①国立公園の雄大な自然を引き立たせる景観づくり(観光交流ゾーン)

シーン景観に配慮した景観づくり、眺望景観を大切にした景観づくり、太陽光発電の設置に配慮した景観づくり。

②国立公園のイメージを市街地につなぐ景観づくり(市街地ゾーン、沿道サービスゾーン)

国立公園のイメージとつながる市街地の景観づくり、国立公園のまちにふさわしいデザインと色彩(景観色)による景観づくり、国立公園のまちにふさわしい統一したサインの設置、空き家・廃屋に配慮した景観づくり。

③国立公園のまちに暮らす誇りを感じる景観づくり(市街地ゾーン、農業ゾーン)

自然と調和した広がりのある田園景観の保全(耕作放棄地対策も含む)、水辺空間の保全と水辺の景観づくり、町民参加による市街地や沿道の景観づくり(美しい弟子屈への愛着)

■推進方策：弟子屈町の景観づくりを支援する仕組みと体制の構築

- ・弟子屈町景観審議会
- ・ゆるやかな景観づくり推進ネットワーク

2-4 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

弟子屈町における緑地の形態は、市街地の南部に広がる丘陵地の自然林や樹林地、市街地郊外の里山などと、市街地を貫流する釧路川や鑑別川の河川空間が緑の骨格を形成し、良好な自然環境が形成されています。この河川と緑地の形態と都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、かつ水と緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し低炭素都市づくりに向け、整備保全に努めます。また、都市公園については長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進めます。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

【環境保全系統】

都市の緑地系統の骨格を形成する緑地として、湯の島公園、水郷緑地及び区域内を流下する釧路川、鑑別川などの河川緑地を配置し、都市気象の緩和や環境への負荷を軽減し、生物の移動や生息のできる緑地とします。また幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成を図ります。

【レクリエーション系統】

日常的なレクリエーション活動に対処する緑地として、泉ヶ丘公園及び摩周温泉公園を配置するとともに、休日時のレクリエーション活動に対処する緑地として、湯の島公園、摩周観光文化センターの周辺緑地、弟子屈中学校周辺緑地、水郷緑地を配置します。また、釧路川及び鑑別川の河川敷において、レクリエーション活動を支える緑のネットワーク化を図られるよう、的確な維持管理を行います。さらに地域の特性を活かした釧路川ふれあい広場など多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図ります。

【防災系統】

地震、火災などの諸災害発生時の避難地として、湯の島公園及び摩周温泉公園を配置します。さらに復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、住区基幹公園や泉ヶ丘公営住宅内公園など、緑地の適正な配置、整備を図ります。

【景観構成系統】

郷土的景観を形成するとともに都市のシンボルとなる水郷緑地や中心市街地にある池や自然林を生かしたてしかがの蔵周辺緑地について、文化施設等を備えた憩いの広場の配置、整備を図ります。自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全や、景観を楽しみながら緑と触れ合える空間の形成に努めます。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、市街地の進展動向および誘致距離を勘案した公園等緑地の適正配置を進めます。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置します。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園緑地等の都市施設や特別緑地保全地区、風致地区等の地域地区とし都市計画決定を検討します。

(4) 水辺を活かした公園緑地等の形成

ゆとりある快適な居住環境の形成に向けて、身近な公園の適正な配置を図ります。釧路川、鑑別川の河川敷等を活かして、パークゴルフなど野外スポーツが楽しめる公園緑地の整備や、水辺に触れられるような親水空間の形成を図ります。また、親水空間を利用して、釧路川の川くだりなどの中継地としての機能（カヌーポートやトイレ、休憩所、案内板など）の拡充を検討します。

(5) 主要な緑地の確保目標

主要な公園緑地として、てしかがの蔵周辺緑地に併設する広場・公園の整備を図ります。

2-5 その他の都市施設等の整備方針

(1) 河川

- ・河川については、近年における気候の変動は、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。このため、浸水被害等発生の影響を踏まえ、土地利用との整合を図り、総合的な治水対策を促進します。
- ・流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努めます。
- ・釧路川及び鑑別川を主とする河川については、河川管理者である国や道と連携を深め各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策等に努めます。

(2) 下水道

- ・良好な都市環境の確保、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を推進します。また、市街地における浸水被害の解消のため、雨水整備を推進します。
- ・弟子屈公共下水道については、中央地区に処理場を配置し、排水区域内に幹線管渠等を適切配置し、維持管理を図ります。また、市街地の更なる下水道の普及を目指し、未整備区域の幹線管渠の整備を進めるとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行います。さらに、弟子屈処理場の整備を図ります。

(3) 上水道

- ・安定した水の供給、安全で良質な水の供給、サービスの向上を図ります。
- ・地震災害等に強い水道づくりを推進し、応急給水体制の強化を進めます。
- ・老朽化が進む施設や配水管及び電気・機械設備等の改修・更新を進めるなど、水道設備の保全を図ります。
- ・安定した水源を確保し、安全な水を供給するため、水源水質の監視体制の強化とともに水質の向上に努めます。

(4) 温泉

- ・弟子屈町は源泉に恵まれていることから、町と民間が連携をとって、温泉をクリーンなローカルエネルギーとして活用していきます。
- ・温泉は、一般住宅の浴用、暖房の熱源、商店街の歩道の融雪など多様に活用されており、今後も安定した温泉の供給に努め、「温泉のまち」の魅力を高める環境づくりの向上を図ります。
- ・老朽化が進む施設や配水管及び電気・機械設備等の改修・更新を進めるなど、温泉設備の保全を図ります。

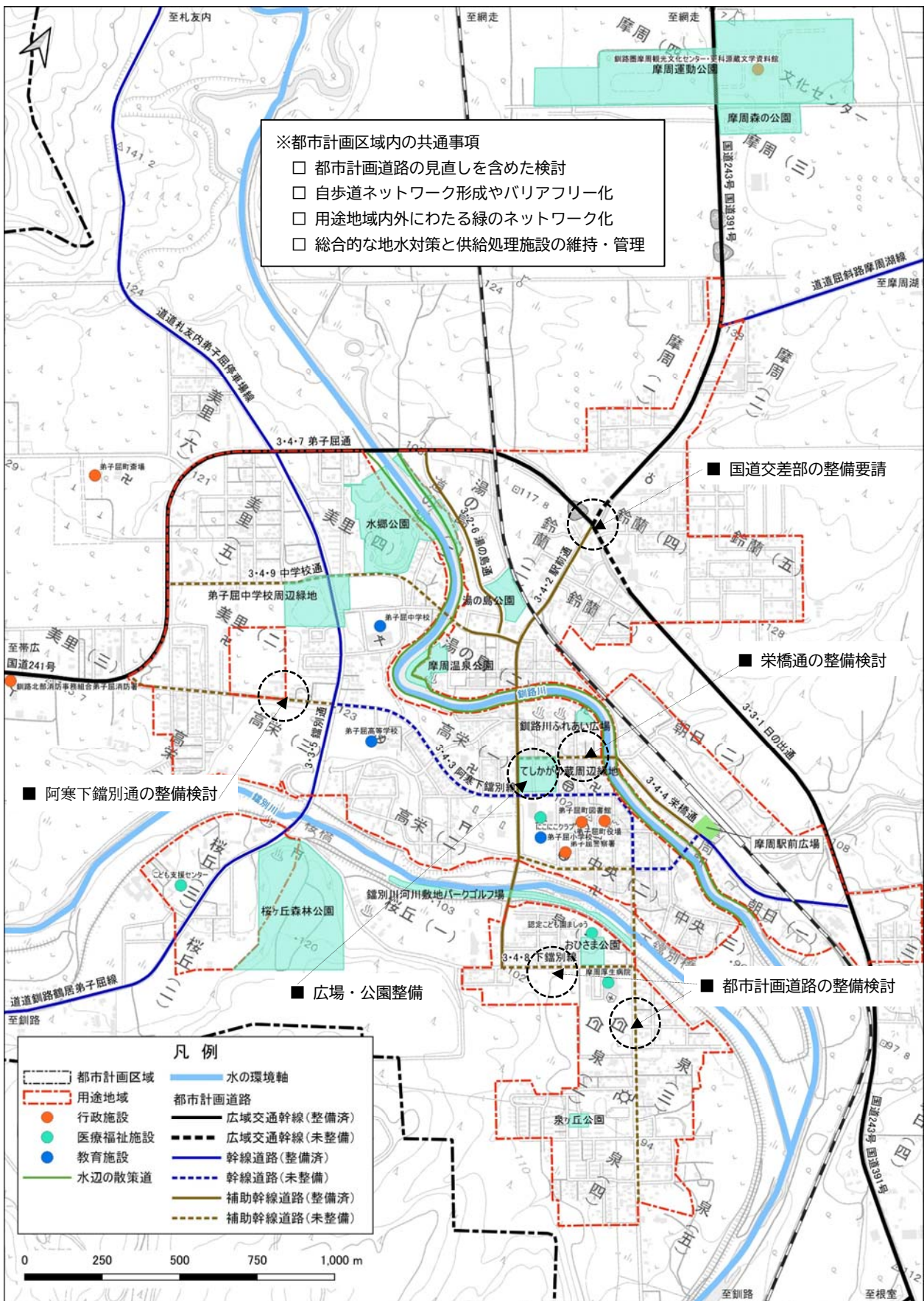
(5) 廃棄物処理施設

美留和地区に配置されている一般廃棄物等の処理施設については、施設の整備に関する計画を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行ないます。なお、可燃ごみについては、釧路広域連合に加入し、焼却処理しており、不燃ごみ、資源ごみについては、周辺の自然環境や住環境に配慮し、計画的な施設の整備及び維持管理を図ります。

(6) 火葬場

美里地区に配置されている弟子屈火葬場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理により、その機能の維持を図ります。

【都市施設の方針図】



2-6 都市防災の方針

(1) 都市防災の基本方針

町民の生命、財産を災害から保護し安全な生活を確保するとともに、都市機能の維持継続が図れるよう自然災害等の予防対策、災害復旧・復興対策を都市基盤整備の面から総合的に推進し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、「弟子屈町地域防災計画」をもとに、地区の状況を勘案した地区防災計画の策定を促進するなど防災体制の確立を図るとともに、「弟子屈町耐震改修促進計画」、「弟子屈町強靱化計画」との整合を図りながら、都市防災に関する機能強化を促進します。

(2) 火災対策による都市防災方針

集団的防火規制として商業系用途地域に指定されている準防火地域を今後も維持し、建築物の不燃化の向上に努めます。また、都市計画道路等の整備を進め、消防活動及び緊急活動の円滑化や避難路の確保を行うとともに、火災延焼防止の機能をもつ公園緑地などの公共空地为計画的に配置します。

(3) 震災対策による都市防災方針

公共建築物は、避難、救援・救護など応急対策活動の拠点となる施設であり、「弟子屈町耐震改修促進計画」、「弟子屈町強靱化計画」により耐震性、耐火性に配慮してその機能の維持を図るとともに、住宅、建築物における被害を軽減させるため、耐震化の向上に努めます。

改築された弟子屈中学校は、町営陸上競技場及び町営野球場を包括した地域防災拠点として機能の充実を図るとともに、関連する第一次緊急輸送道路の整備を要請していきます。

また、地域における物資、救援、ボランティア活動の拠点としても活用できるよう、公園などの公共空地为適切に配置します。

(4) 浸水対策による都市防災方針

想定される集中豪雨や大型台風などによる浸水地域については、土地利用の適正化を図るとともに、河川整備や下水道整備により改善を図るなど災害の未然防止に努めます。

2-7 福祉のまちづくりの方針

(1) 福祉のまちづくりの基本方針

障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らせる生活環境の整備をめざし、「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」を推進するまちづくりを進めます。

(2) 基盤施設のバリアフリー化整備

高齢者や障がいのある人が安全に移動できるように、公園の出入り口、園路、トイレ等、歩道及び自転車道の幅員や勾配等については、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の趣旨に即した整備を進めます。

(3) 建物等のバリアフリー化整備

官公庁施設、公立小中学校などの教育施設、医療施設等の不特定多数の方が利用する公共施設の出入口、階段、廊下、トイレ、駐車場、エレベーター等について、バリアフリー新法の趣旨に即した整備を進めます

(4) 心のバリアフリーの推進

ユニバーサル社会実現推進法による共生社会実現のため、小中学校における「心のバリアフリー」教育の実践や地域における教育啓発事業など、子育て・福祉環境の充実や学び環境の充実、生涯学習の推進などのソフト対策を推進していきます。

2-8 快適な居住空間形成ゾーンの整備方針

(1) 施設立地と相互の連携

高齢者が安心して暮らせる地区の形成を目指して、弟子屈町公営住宅等長寿命化計画に基づき整備された泉ヶ丘団地は、子育て世帯から高齢者世帯が入居する多様な住宅として、医療・福祉拠点である摩周厚生病院、保健福祉施設と連携し、保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。また、認定こども園ましゅうなどの子育て支援施設を中心に、高齢者だけでなく若年世帯や子供たちなど多世代の交流を深め、誰もが安心して快適に暮らしを楽しめる空間の形成を図ります。

中心商業地に隣接する「てしかがの蔵」周辺の遊休地は、都市機能拠点として各種機能が集積した複合型地域観光交流拠点施設の整備を推進していきます。

(2) 誰もが歩きやすい道づくり

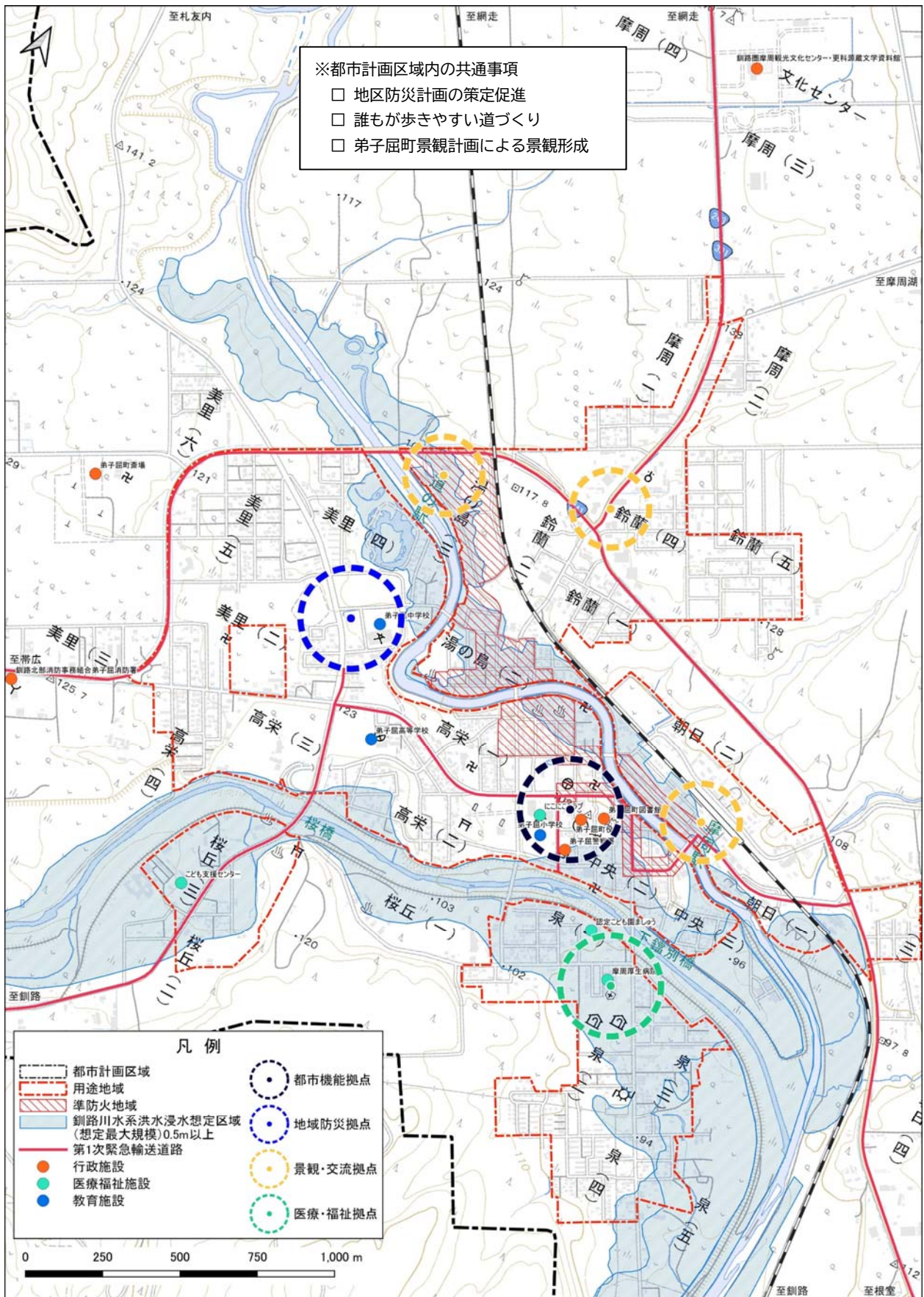
公営住宅、一般住宅、保健・医療・福祉施設、子育て支援施設、公園緑地、各種公共施設、商店街などの相互利用を促進するため、ユニバーサルデザインの導入により安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。冬でも誰もが安全・快適に歩ける空間づくりを進めるために、歩きにくい、滑りやすいといった冬期特有のバリアの改善に向けて、歩道除雪の充実、凍結しにくい舗装の導入などを図ります。また、横断歩道や交差点周辺の除排雪、高齢者宅の除雪支援など、住民と行政が協力して、効率的・効果的な冬期間の対策を進めます。

(3) 水と緑を生かした景観形成

丘陵地の緑と鑑別川の水辺に囲まれた地区として、泉ヶ丘団地の建替にあわせた緑地空間の形成と建物景観への配慮、道路整備とあわせた街路樹の育成などにより、緑あふれる景観形成を図るとともに、住民の参加と協力を得ながら花いっぱいのもちづくりを進めます。

特に、景観・交流拠点に位置付けられている箇所については、来訪者との交流の機会が多い「まちの顔」として、住民・事業者・行政が一体となった景観形成を進めていきます。

【市街地整備の方針図】



第3章 地域別構想

1 地域別構想について

1-1 目的

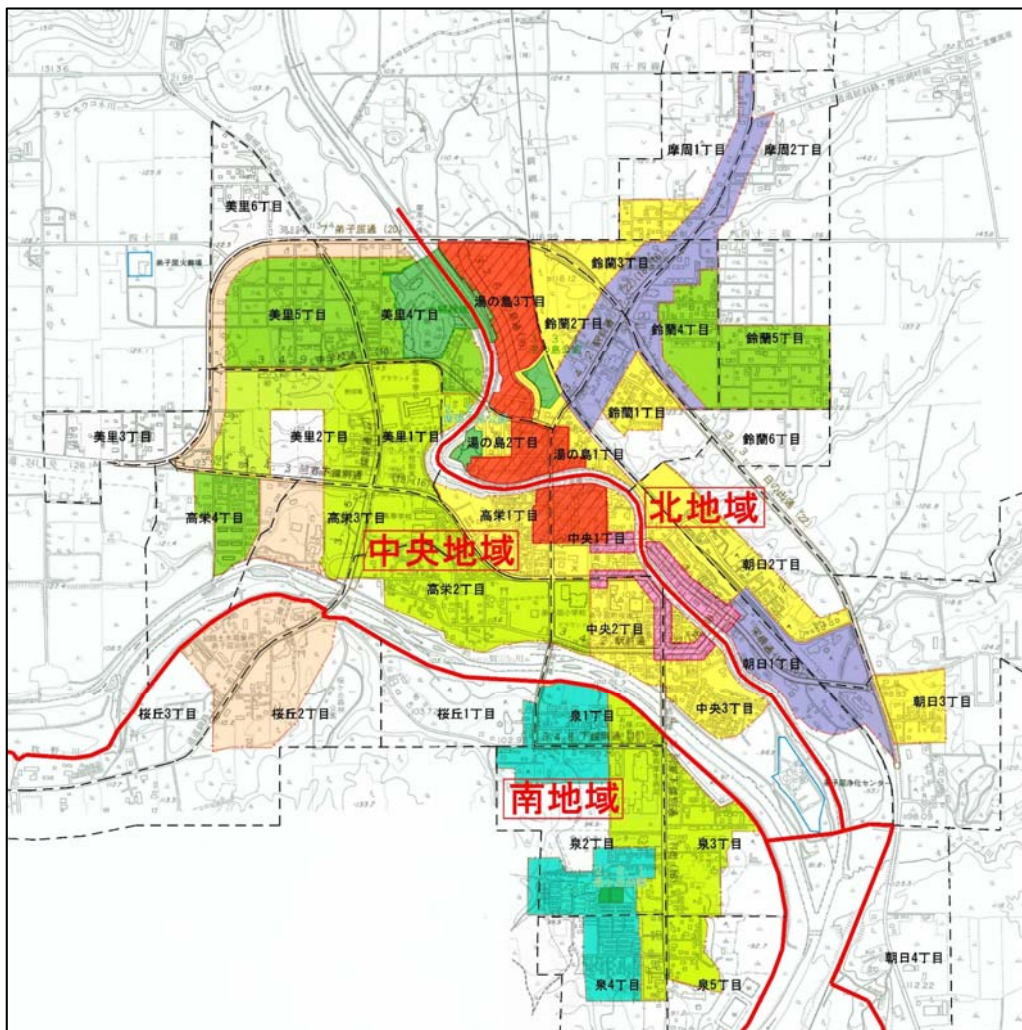
全体構想では各部門別の方針を総合的に示しましたが、地域別構想では全体構想との整合性を図りながら市街地の各地域の地域像や課題を抽出し、地域のまちづくりを推進する基本方針を示します。

1-2 地域区分

地域別まちづくりの方針の施策にあたり、住民に身近な地域のまちづくりの方針とするため、都市計画区域内の用途地域を基本とし、釧路川、鑑別川により3つの地域を設定しました。

各地域の町名（字）は次のとおりです。

- 北地域： 摩周1・2・3・4丁目、鈴蘭1・2・3・4・5・6丁目、
湯の島1・2・3丁目、朝日1・2・3・4丁目
- 中央地域： 中央1・2・3丁目、高栄1・2・3・4丁目、
美里1・2・3・4・5・6丁目
- 南地域： 泉1・2・3・4・5丁目、桜丘1・2・3丁目



2 地域別構想

2-1 北地域

(1) 北地域の概況と課題

北地域は摩周、鈴蘭、湯の島、朝日の丁目からなり、国道3路線の交差やJR摩周駅、道の駅など来訪者の往来が多い「まちのエントラスト」であり、国道沿いに商業施設や軽工業施設等が集積しています。その外側に開発行為による住宅地が広がっており、令和2年の国勢調査では1,333人が居住しています。また用途地域外の摩周3、4丁目にはスポーツ・文化施設が立地しているなど、商業施設や文化・体育施設が充実している地域です。都市計画道路は日の出通と駅前通の一部(310m)が未整備の他、すべて整備済みとなっています。公園は湯の島公園や摩周温泉公園と開発行為の引当て地があるほか、用途地域外に運動公園等があります。

また朝日2、3丁目の丘陵部は急傾斜地の指定があるほか、朝日1丁目、湯の島全丁目は大半が釧路川浸水想定区域(3m未満)となっています。

《主たる利便施設》

集会施設：摩周自治会館、日の出旭地区集会所、すずらん丘会館
 医療施設：布施医院
 商業施設：フクハラ摩周店、サツドラ弟子屈店、ツルハドラッグ弟子屈店、ホームマックニコット弟子屈店、ローソン弟子屈摩周店、セイコーマートやまな店
 文化・体育施設：釧路圏摩周観光文化センター、更科源蔵文学資料館、弟子屈町郷土資料館「蔵」、摩周運動公園ソフトボール場、シルバースポーツハウス、町営スピードスケート場

地域の課題は、以下のとおりです。

- ・摩周地区における用途白地地域の土地利用規制をどの様に行うか。
- ・鈴蘭地区は地形が南東に傾斜しており、緑も多く住宅地としては最適ですが、未利用地も多く、その解消と鈴蘭5丁目の用途白地地域の土地利用規制をどの様に行うか。
- ・湯の島地区の商業地は3丁目中央部が未利用地となっているほか、周辺では戸建て・共同住宅の建築がある事から、土地利用の動向を見極め適正な用途地域の検討が必要。
- ・朝日地区は建物用途の混在する土地利用が散見されるようになってきていることから、土地利用の動向を見極め適正な用途地域の検討が必要。

(2) 北地域の将来像

地域の北部に文化施設が立地し周辺に農地・丘陵地が展開しており、阿寒湖、摩周湖・屈斜路湖・川湯温泉などに至る道東観光の交通結節点でもあることから、将来像を以下の様に定めます。

自然・文化と、出会い・活気あふれるまち

(3) 北地域の整備方針

《土地利用》

- ・摩周地区及び鈴蘭地区の3・4・2号駅前通の沿道を中心とする地区には、自動車販売整備など沿道サービス型の施設が集積しており、沿道景観等に配慮しつつ、沿道型工業施設や流通業務施設の立地を図ります。鈴蘭地区の東側は丘陵地に広がる住宅地であり、今後とも良好な居住環境の形成を図るため、中高層住宅を主体とした専用住宅地を配置します。
- ・湯の島地区の拠点商業業務地の一部には、商業業務施設の立地が進まない未利用地があり、住宅が混在していることから、今後の土地利用の動向等を踏まえ、住宅地への土地利用の転換を進め、住環境の向上を図ります。
- ・朝日地区は、住宅と軽工業等の工場や流通施設が混在する工業・流通業務地ですが、産業構造の転換に伴い工業地の一部に住宅が集積してきており、今後とも住宅の建設が予測されることから、住環境の向上を図るため、一般住宅地としての用途転換を進めます。
- ・本地域の用途地域指定のない区域にある既存集落等で、用途地域に隣接し市街地と一体的に住環境の保全等を図る必要がある地区については、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図るほか、建築基準法に基づく形態制限による規制・誘導を行っていきます。
- ・朝日・日の出地区の土砂災害特別警戒区域周辺については、災害防止の観点から特に市街化を抑制していきます。

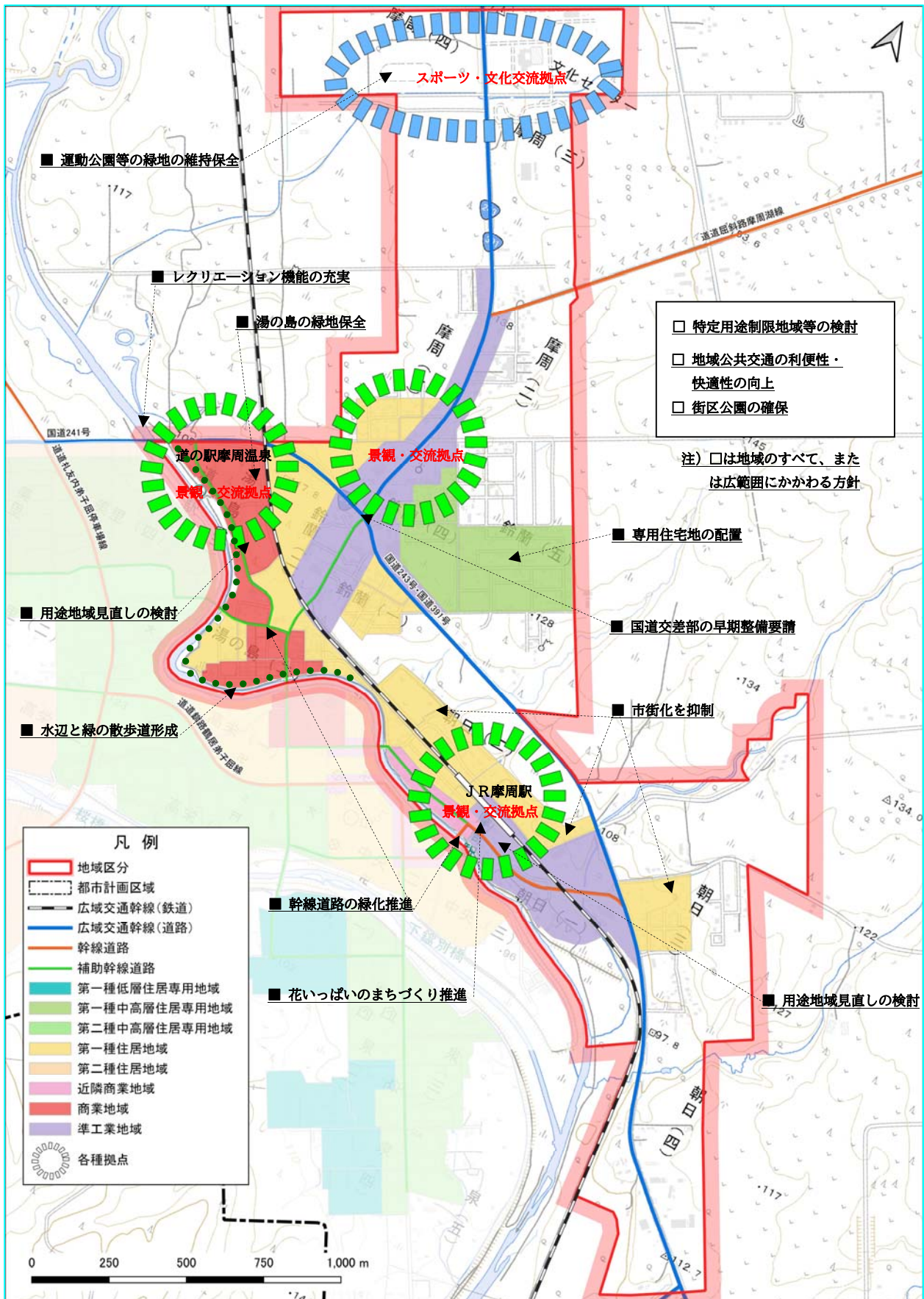
《都市施設》

- ・3・3・1日の出通と3・4・2駅前通が交差する箇所の早期整備を要請していきます。
- ・地域高規格道路道東縦貫道路（候補路線）が計画されていることから、関連道路網の検討を行ないます。
- ・生活道路等は通年安全、快適な道路、交通環境を確保していきます。
- ・道の駅から湯の島通を經由し、釧路川沿いの水と緑を活かして、来訪者を市街地の中心部に誘ったり、町民が日々の生活の中で散策を楽しんだりできる水辺と緑の散歩道の形成を図ります。散歩道の形成にあたっては、地場産のカラマツ材を利用した歩道の整備や、町民の手づくりのベンチやプランターの設置などによる潤いの演出を検討します。
- ・バスや鉄道の公共交通の利便性・快適性を高めるため、地域公共交通の取り組みの推進や関連する環境整備を行っていきます。
- ・公園・緑地等は、日常的なレクリエーション活動に対処する街区公園の確保や、摩周観光文化センターの運動公園及び周辺緑地を維持していくほか、湯の島地区には弟子屈町の名木が植生している貴重な緑地があり、今後とも適正に保全を図ります。
- ・釧路川は川くだりなどの中継地としてのレクリエーション機能（カヌーポートやトイレ、休憩所、案内板など）の充実など、的確な維持管理を行っていきます。

《市街地開発等》

- ・JR摩周駅、道の駅摩周温泉及び、弟子屈市街から摩周湖へと向かう国道241号、243号、391号沿いは、来訪者を迎える「景観・交流拠点」として、沿道の土地利用の誘導や土地所有者の協力による緑化の推進、街路樹や植樹帯の整備などにより、緑あふれる景観形成を図るとともに、市街地への誘導及び周辺観光地の情報センターとしての機能充実を図ります。
- ・JR摩周駅前のロータリー、各町内会の花壇など、行政と町民の協力で進めている花いっぱいのみちづくりを、町民の花を育てる意識の向上を図りながら徐々に広げていくものとし
ます。
- ・JR摩周駅及び道の駅から、水辺の散歩道や歩きやすく整備された歩道などを通じて中心市街地へと来訪者を誘うとともに、幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成を図ります。

【北地域：整備方針図】



2-2 中央地域

(1) 中央地域の概況と課題

中央地域は中央、高栄、美里の丁目からなり、行政施設などの都市機能が集積している地域で、近年、美里地区への市街化が進展しています。また、中心部にはかつて川湯、屈斜路湖と並ぶ摩周温泉がありましたが、廃業が相次いだ事や国道のバイパス化により賑わいが失われてきており、空き家も目立ってきました。令和2年の国勢調査では町全体人口の3割近くの1,865人が居住しています。都市計画道路は弟子屈通、鑑別通、湯の島通が整備済み、駅前通も大半が整備されていますが、中心部や国道と接続する路線の整備が遅れています。公園は、比較的大きく緑豊かな水郷公園がありますが、街区公園が不足している状況にあります。

公営住宅は鑑別団地が現在建替え中で、みはらし台団地が長寿命化等により維持されています。高栄2、3丁目の南側に急傾斜地の指定があるほか、中央全丁目の釧路川沿いと美里4丁目（水郷緑地周辺）に釧路川浸水想定区域（一部に5m未満）があります。

《主たる利便施設》

行政施設：弟子屈町役場、弟子屈警察署、釧路北部消防事務組合弟子屈消防署
 集会施設：中央会館、勤労者会館、美羅尾ヶ丘会館、みはらし台会館
 金融施設：北洋銀行弟子屈支店、釧路信用金庫弟子屈支店、弟子屈郵便局
 医療施設：弟子屈クリニック、美里クリニック、富本歯科医院、高台歯科クリニック
 教育施設：弟子屈小学校、弟子屈中学校、弟子屈高校
 商業施設：Aコープてしかが店、セイコーマート弟子屈美里店、セブンイレブン弟子屈中央店
 子育て支援施設：にこにこくらぶ
 文化・体育施設：弟子屈町図書館、弟子屈町公民館、弟子屈町修武館、弟子屈町営野球場
 福祉施設：弟子屈町社会老人福祉センター、デイケアセンターたこ八・訪問リハビリステーション、グループホーム家路

地域の課題は、以下のとおりです。

- ・中央地区では空き店舗・空き地等の増加にみられる商業業務機能の衰退、賑わいの喪失等をどの様に解消するか。
- ・美里、高栄地区の未利用地の解消と、用途白地地域の土地利用規制をどの様に行うか。
- ・国道241号から中心部に向かう阿寒下鑑別通や中学校通、中央1・2丁目のJR駅から中心部に向かう駅前通、栄橋通など未整備都市計画道路の取り扱い。
- ・地域全体に不足している街区公園等の確保。

(2) 中央地域の将来像

人口減少に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、都市機能の集積・充実により、コンパクトではあるが、多くの町民がふれあえる「にぎわいの中心」をめざし、将来像を以下の様に定めます。

町民のきずなが一つとなる、にぎわい再生のまち

(3) 中央地域の整備方針

《土地利用》

- ・中央地区は釧路川と鑑別川に挟まれたエリアであり、商業施設、公共施設が集積する中心市街地として、まちの顔になる地区です。地区の土地利用にあたっては、中心市街地としての利便性や賑わいを創出し、まちなか居住の推進を図ります。
- ・高栄地区、美里地区は、市街地の西側に位置し、弟子屈高等学校、弟子屈中学校が立地、水郷公園や弟子屈神社の豊かな緑の中に一般住宅が集積しており、この住環境を維持していきます。幹線道路沿いは、沿道サービス施設の立地を誘導することで、生活の利便性を高めます。
- ・本地域の用途地域指定のない区域にある既存集落等で、用途地域に隣接し市街地と一体的に住環境の保全等を図る必要がある地区については、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図るほか、建築基準法に基づく形態制限による規制・誘導を行っていきます。
- ・高栄地区の土砂災害特別警戒区域周辺については、災害防止の観点から特に市街化を抑制していきます。

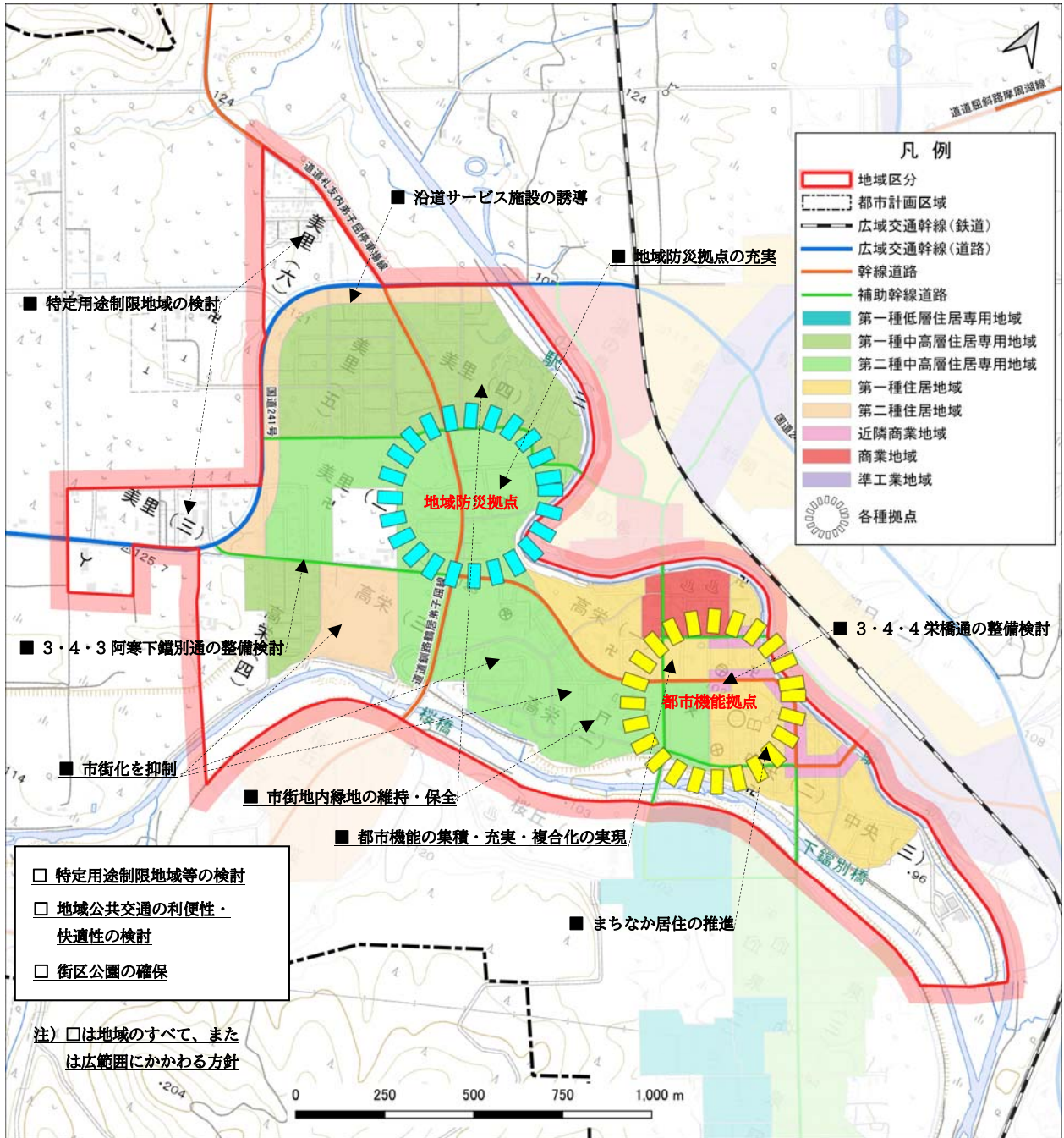
《都市施設》

- ・市街地内のスムーズな交通流動の確保と沿道の土地利用の高度化を誘導するために、商店街の整備と一体となった3・4・4栄橋通や、阿寒方面からの市街地への入り口にあたる3・4・3阿寒下鑑別通について、見直しを含めた整備検討を行なっていきます。
- ・生活道路は通年安全・快適な道路・交通環境を確保していきます。
- ・バスや鉄道の公共交通の利便性・快適性を高めるため、地域公共交通の取り組みや関連する環境整備を推進していきます。
- ・水郷公園は、良好な都市環境を構成するうえで重要な緑であるとともに、様々な野生生物の生息環境を支えていることから、未供用部分（釧路川の河川区域）も含め関係機関と連携を図りながら保全していきます。また弟子屈神社周辺の良好な自然景観を有している区域は、今後もその良好な風致景観を維持・保全を促します。さらに、街区公園の適正配置を推進していきます。
- ・市街地の西部に広がる学校林や丘陵地の森林、里山等の緑地について、市街地の背景となる貴重な緑としての景観保全を図ります。また、幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成を図ります。

《市街地開発等》

- ・公共施設や市街地整備等に関して、地域には多くの公共施設が立地していますが、町民意見で図書館や温水プール・温浴施設のニーズへの対応が求められており、これらをはじめとした都市機能の集積・充実・複合化等を検討し、生活文化の交流拠点としての役割を存分に発揮できる市街地整備を行って行きます。（都市機能複合施設イメージパース参照）
- ・公共建築物は、避難、救援・救護など応急対策活動の拠点となる施設であり、「弟子屈町強靱化計画」により耐震性、耐火性に配慮してその機能の維持を図るとともに、住宅、建築物における被害を軽減させるため、耐震化の向上に努めます。特に改築された弟子屈中学校を防災の核として位置づけ、町営野球場を包括した地域防災拠点としての充実を図ります。
- ・公共施設や各町内会の花壇など、行政と町民の協力で進めている花いっぱいのみちづくりを、町民の花を育てる意識の向上を図りながら徐々に広げていくものとします。

【中央地域：整備方針図】



都市機能複合施設イメージパース



2-3 南地域

(1) 南地域の概況と課題

南地域は鑑別川の南側の泉、桜丘の丁目からなり、平成15年に開設された厚生病院や認定こども園ましゅう、泉ふれあいセンターなどの福祉施設が集積する閑静な住宅街です。また、地区内には4つ公営住宅団地があります。令和2年の国勢調査では1,278人が居住していますが、他地区と比較して高齢者割合が43.4%と高いという特徴があります。都市計画道路は鑑別通が整備済みですが、下鑑別通は55%が、阿寒下鑑別通は全線が未整備となっています。公園はおひさま公園、泉丘公園があるほか、用途地域外に桜ヶ丘森林公園オートキャンプ場があります。公営住宅は泉、泉ヶ丘、新泉ヶ丘、桜町の4団地で長寿命化計画により適切に維持されています。また、泉2丁目、桜丘1、2丁目に急傾斜地の指定があるほか、泉3、5丁目に釧路川浸水想定区域（3m未満）があります。

《主たる利便施設》

集会施設：鑑別温泉桜町会館
 医療施設：摩周厚生病院、倅和園付属診療所、摩周付属診療所
 子育て支援施設：こども支援センター、認定こども園ましゅう
 文化・体育施設：鑑別河川敷パークゴルフ場
 福祉施設：弟子屈町デイサービスセンター、特別養護老人ホーム摩周、老人ホーム倅和園
 てつなぎ工房・てつなぎ荘

地域の課題は、以下のとおりです。

- ・泉地区、桜丘地区とも点在する未利用地の解消をどの様に行うか。
- ・地域内にある土石流、急傾斜地の対策と、浸水想定区域の土地利用について。
- ・地域の高齢化率は高く、コミュニティを維持するまちづくりをどの様に実践するか。

(2) 南地域の将来像

医療・福祉機能が充実しており、地域コミュニティの充実により、あらゆる世代が自助・共助を実践するまちをめざし、将来像を以下の様に定めます。

地域で支え育てる、人が輝く安全・安心なまち

(3) 南地域の整備方針

《土地利用》

- ・泉地区は、厚生病院や認定こども園ましゅう、泉ふれあいセンターなどの医療・福祉施設が集積しており、緑豊かで潤いのある住環境の形成を図るため、低層住宅や中高層住宅を主体とした専用住宅地を配置し、今後ともこれらの環境と調和した土地利用を図っていきます。
- ・桜丘地区は、丘陵の緑と鑑別川に挟まれた緑豊かな住環境を形成しており、今後ともこれらの環境と調和した土地利用を図っていきます。
- ・本地域の用途地域指定のない区域にある既存集落等で、用途地域に隣接し市街地と一体的に住環境の保全等を図る必要がある地区については、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図るほか、建築基準法に基づく形態制限による規

制・誘導を行っていきます。また、専用住宅地の一部では周辺の土地利用動向を踏まえ、土地利用の転換検討を進めていきます。

- ・泉・桜丘地区の土砂災害特別警戒区域周辺については、災害防止の観点から特に市街化を抑制していきます。

《都市施設》

- ・都市計画道路は、3・4・3阿寒下鑑別通や3・4・8下鑑別通の未整備の道路・区間については今後の整備について、見直しを含めた検討を行なっていきます。
- ・生活道路等においても通年安全・快適な道路・交通環境を確保していきます。
- ・バスや鉄道の公共交通の利便性・快適性を高めるため、地域公共交通の取り組みの推進や関連する環境整備を推進します。
- ・日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、泉ヶ丘公園を適切に維持管理していきます。
- ・鑑別川の河川敷において、レクリエーション活動を支える緑のネットワーク化が図られるよう、的確な維持管理を行っていきます。
- ・市街地の南部に広がる桜ヶ丘森林公園や里山等の緑地について、市街地の背景となる貴重な緑としての景観保全を図り、幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成を図ります。

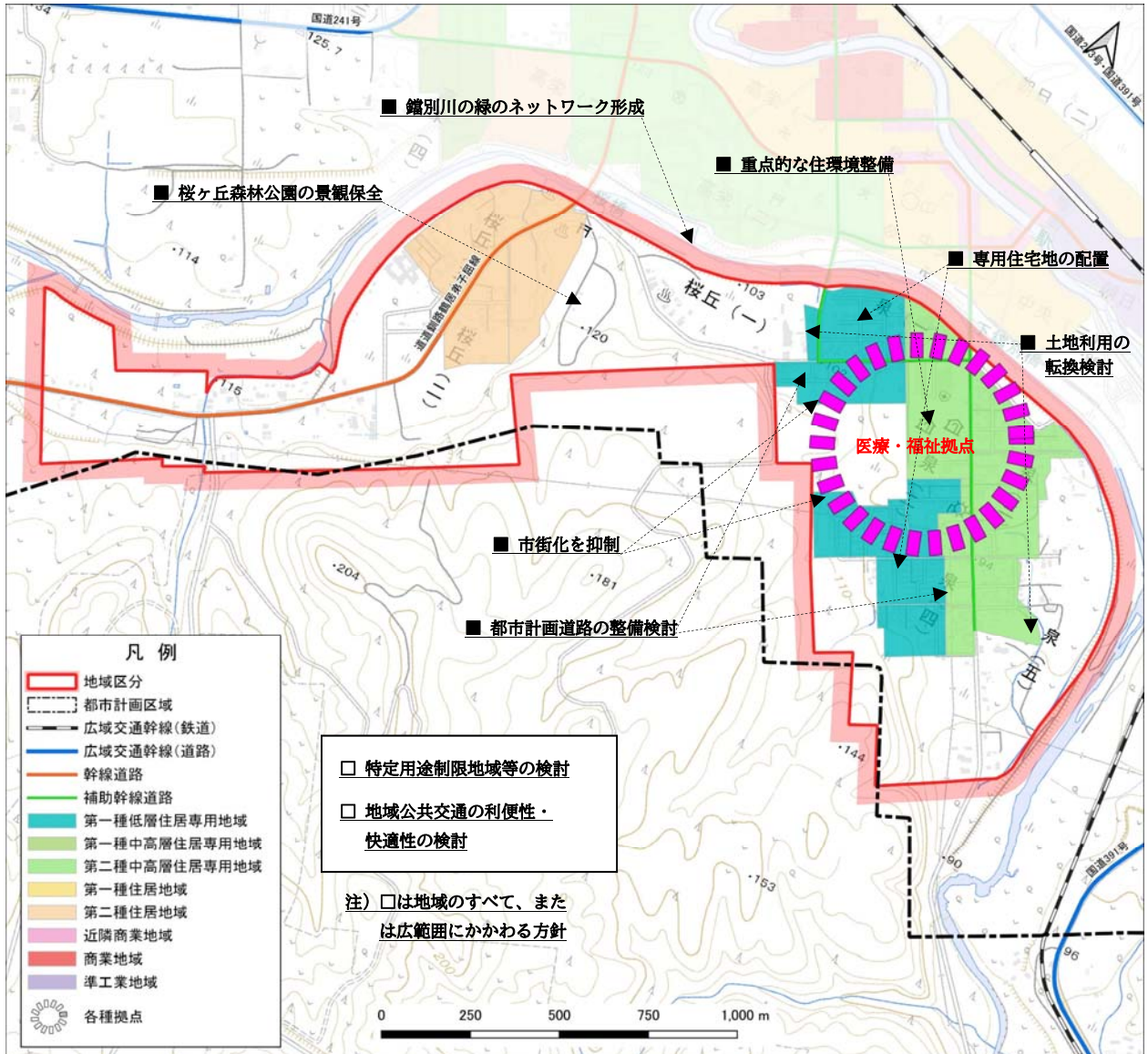
《市街地開発等》

- ・泉地区は、河川緑地をはじめとする自然環境に恵まれ、公営住宅や戸建て専用住宅などの良好な住宅ストックが形成されているとともに、医療・福祉施設が立地していることから、高齢者だけでなく若年世帯や子供たちなど多世代の交流を深め、誰もが安心して快適に暮らしを楽しめる住環境の形成を重点的に進めます。

また、当地域は広い範囲で大雨等の浸水区域が想定されており、コミュニティ活動を通じて地区防災計画の策定を積極的におこなっていきます。

- ・弟子屈町公営住宅等長寿命化計画に基づき建替え、修繕等が行われた泉団地、新泉ヶ丘団地は緑豊かな低層住宅として安全で快適な居住環境を維持していきます。
- ・丘陵地の緑と鑑別川の水辺に囲まれた地区として、泉ヶ丘団地の建替にあわせた緑地空間の形成と建物景観への配慮、道路整備とあわせた街路樹の育成などにより、緑あふれる景観形成を図るとともに、住民の参加と協力を得ながら花いっぱいのまちづくりを進めます。

【南地域：整備方針図】



3 計画の実現に向けて

3-1 住民参加の体制づくり

住民と民間事業者、行政が同じテーブルで都市計画マスタープランの進行管理や実現に向けた課題の検討を行うため「まちづくり町民会議」を開催します。また、都市計画マスタープランの取り組み状況などの情報を、広報誌、パブリックコメント、インターネットのホームページなど様々な手段を活用して、幅広く浸透させます。さらに、住民の具体的なまちづくり活動に対する支援を検討します。

3-2 庁内の連携による計画の進行管理

都市計画マスタープランに基づく施策・事業の進行管理を行うため、庁内の組織体制、職員ネットワークの確立を図ります。また、上位計画の「弟子屈町総合計画」や、「弟子屈町緑の基本計画」、「弟子屈町公営住宅等長寿命化計画」、「弟子屈町耐震改修促進計画」、「弟子屈町環境基本計画」、「弟子屈町景観計画」、「弟子屈町高齢者保健福祉計画」などの関連計画と連動しながら、事業の具体化に向けた課題が持ち上がった時や本計画の見直しには、庁内の職員ネットワークにより、各課の知恵を集めた協議の場として活用を図ります。

3-3 関係機関等との協力体制づくり

都市計画マスタープランの実現に向けて、国や北海道などの関係機関、周辺の市町村との調整や協力体制づくりを進めます。

3-4 パートナーシップによるまちづくりの実践

都市計画マスタープランの実行過程にあわせて、住民、民間事業者、行政がパートナーシップを組んでまちづくりを進めていきます。そのために、ソフト施策などできることから少しずつでも実行しながら、実現化していくことの手応えをもとに、段階的に次のステップへとつなげていくものとします。また、社会経済情勢の変化などが生じた場合は、都市計画マスタープランを点検・評価し、次への展開に向けた施策・事業の見直しや、新しい施策・事業の検討を行います。

評価基準

【評価の区分】	【評価の内容】	
	定量的な基準値 や目標値	最新の都市計画等の方向性や、関連施策の実施状況
■評価できる	現段階での乖離は無い	記述内容と現状（最新の総合計画、整・開・保の方針、都市計画運用指針等との方向性、関連施策の実施状況 etc）に 差異がない
■概ね評価できる	若干の乖離はみられるが許容範囲と言える	記述内容と現状（最新の総合計画、整・開・保の方針、都市計画運用指針等との方向性、関連施策の実施状況 etc）に 多少差異があるが、全体に影響がない
■あまり評価できない	少なからず乖離が見られこのままでは支障をきたす	記述内容と現状（最新の総合計画、整・開・保の方針、都市計画運用指針等との方向性、関連施策の実施状況 etc）に 差異があり、全体に影響の出る可能性がある
■評価できない	すでに乖離が著しく、見直しが必要	記述内容と現状（最新の総合計画、整・開・保の方針、都市計画運用指針等との方向性、関連施策の実施状況 etc）に 差異があり、乖離が大きい

『弟子屈町都市計画マスタープラン:H22』

	目標項目	評価
【4.市街地整備の目標】 4-3 市街地整備の基本目標	<p>(1) 誰もが安心して暮らしを楽しむまちづくり 文化的生活を楽しむことができる環境を整えるとともに、防災機能を高めることにより、子供からお年寄りまで誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p> <p>(2) 弟子屈らしいゆとりと潤いのあるまちづくり 弟子屈らしい豊かな水と緑を生かし、多様な自然環境を保全しながら、ゆとりと潤いのあるまちづくりを進めます。</p> <p>(3) 温泉のまちとして魅力と活力あるまちづくり 温泉のまちとして中心市街地の賑わいや憩いの場を創出するとともに、来訪者が訪れる観光交流拠点の再生を進め、魅力と活力あるまちづくりを目指します。</p> <p>(4) いつまでも暮らせる住宅・住宅地によるまちづくり 住宅の供給促進や公営住宅ストックの有効活用による「まちなか居住」の推進や、緑の空間を増やし、誰もがいつまでも暮らせる住環境整備を進めます。</p> <p>(5) 環境負荷の小さなまちづくり 弟子屈町の持続的発展を推進するため、都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造の構築を目指します。</p> <p>(6) 市街地整備の拠点形成 現在市街地の生活環境の質を高めるとともに、弟子屈町の都市活動を支える上で重要な地区を拠点として位置づけ、機能の効果的な集約を図ることで、これからの弟子屈市街地を特色づける拠点形成を図ります。泉地区を「医療・福祉施設や子育て支援施設などの集積を生かした快適な居住空間の形成拠点」と位置づけ、医療・福祉、子育て支援施設の拠点形成を図り、また、公営住宅の建替整備をすることにより、住宅・住宅地の供給拠点などの拠点形成を図ります。</p>	<p>・「都市再生整備計画」の実施により、防災機能の充実が図られた。 (評価できる)</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない (概ね評価できる) 1-1-2-1</p> <p>・「都市再生整備計画」の実施により、道の駅が再整備された。 (評価できる)</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない (概ね評価できる) 3-4-2-5</p> <p>・「環境基本計画」「温暖化対策実行計画」が策定されている。 (評価できる)</p> <p>・「拠点形成」の具体性に欠ける。 (あまり評価できない)</p>

	目標項目	評価
	<p>J R摩周駅を「来訪者を迎える摩周駅周辺の景観形成拠点」、道の駅周辺地区を「観光交流と景観形成拠点」、国道243号、391号沿いのまちのエントランス部分から中心市街地までを「来訪者を迎える緑の景観形成拠点」として、それぞれ、来訪者を誘う景観形成の拠点形成を図ります。</p> <p>(7) 市街地の範囲の設定 弟子屈都市計画区域は、市街化を抑制すべき市街地調整区域を定めていない、非線引き都市計画区域です。このため、弟子屈町が定めている都市計画用途地域の外縁部の白地地域においても、住宅地の開発と住宅の建設などがその範囲を超えて行われ、道路や上下水道などの基盤整備が後追的に拡充している実態があります。少子高齢化社会において、今後人口の増加は見込めないことから、持続可能な都市形成を目指すために、既存の市街地を将来の市街地の範囲と定め、基本的に市街地の拡充を行わないこととします。</p> <p>(8) 「弟子屈ルール」づくり 豊かな自然環境の中での居住にあこがれて、都市部などから移住してくる人に対して、迎える心を大切にしながら、自然環境と調和した住宅建設のあり方や、ごみ収集・上下水道・道路の除排雪など行政サービスの供給方針などについて話し合い、郊外部で安心して暮らせる仕組みとなる「弟子屈ルール」の作成が望まれます。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「まちづくり町民会議」でルール提言されている。 (評価できる)</p>

	目標項目	評価
<p>【5.市街地整備の方針】</p> <p>5-1 土地利用の方針</p>	<p>(1)土地利用に関する基本方針</p> <p>①全体の土地利用方針</p> <p>市街地整備の基本目標である「誰もが安心して暮らしを楽しむまちづくり」「弟子屈らしいゆとりと潤いのあるまちづくり」「温泉のまちとして魅力と活力あるまちづくり」「いつまでも暮らせる住宅・住宅地によるまちづくり」「環境負荷の小さなまちづくり」を進めるため、まち全体の土地利用方針を以下のように設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化的な生活を楽しむとともに安心して暮らせるまちづくりを推進するため、土地利用計画にあたっては、安全性・利便性に配慮し用途の適正な配置・誘導を行います。 ・弟子屈町の市街地を囲む丘陵地、里山、農用地及び市街地を流れる釧路川、鑑別川がまちに潤いを与え、緑豊かなまちを印象づけています。この自然的環境を生かした土地利用を促進し良好な住環境の形成を図ります。 ・JR摩周駅や道の駅周辺は、商業施設や公共施設が集積しまちの顔になるところであり活力を生む重要な場所です。中心市街地の活性化を促進し賑わいを創出するための適正な土地利用の促進を図ります。 ・少子高齢化社会にあって、地域が支えあい暮らしやすい環境をつくるため、まちなか居住を推進するとともに公営住宅の整備促進を図ります。 ・市街地内の未利用地については、土地利用の適正な誘導を図ります。 ・観光拠点や防災拠点の形成などに合わせ、都市機能の適正配置を目指します。 ・将来市街地の範囲外の優良な農用地、自然環境を形成する湖沼、河川、山林などを保全するよう、関連法規制等による土地利用の規制を尊重しながら、市街化を抑制します。 ・都市計画区域外については、豊かな自然環境と良好な住環境の保全に努めます。なお、無秩序な開発行為等が見られるなど、土地利用規制を行うべき区域については、準都市計画区域の指定の可能性を検討します。 	<p>・「整・開・保の方針」 との差異は見られないがコンパクト化の視点が欠ける。 (あまり評価できない)</p>

	目標項目	評価
	<p>②各地区の土地利用方針</p> <p>市街地の地形、道路、河川形態などから地区設定を行い、土地利用の方向性を示します。</p> <p>a 中央地区</p> <p>J Rの鉄道と鑑別川に挟まれたエリアであり、J R摩周駅や商業施設、公共施設が集積し、中心市街地としてまちの顔になる地区です。地区の土地利用にあたっては、中心市街地としての利便性や賑わいを創出し、まちなか居住の推進を図ります。</p> <p>b 泉地区</p> <p>市街地の南東側に位置する地区であり、厚生病院やおひさま保育園、泉ふれあいセンターなどの福祉施設が集積し、隣接して住宅地が広がっています。現在は、厚生病院及び新泉ヶ丘団地は白地地域となっており、周辺と一体となった良好な市街地形成を図るよう適正な用途地域の指定を検討します。</p> <p>c 高栄地区、美里地区</p> <p>市街地の西側に位置し、弟子屈高等学校、弟子屈中学校が立地、水郷公園や弟子屈神社の豊かな緑がある環境です。一般住宅が集積しており、緑豊かな住環境の形成を図ります。</p> <p>幹線道路沿いは、沿道サービスの立地を誘導することで、生活の利便性を高めます。国道 241 号を挟み住宅が集積してきており、帯広方面からのまちの入り口に位置していることから、良好な住宅地形成のための検討が望まれます。</p> <p>d 桜丘地区</p> <p>桜ヶ丘の丘陵の緑と鑑別川に挟まれた緑豊かな住環境を形成しており、今後ともこれらの環境と調和した土地利用を図っていきます。</p> <p>e 日の出地区</p> <p>市街地の北東に位置し、用途地域に隣接して住宅の建設がみられます。根室及び釧路方面からのまちの入り口に位置していることから、良好な住宅地形成のための検討が望まれます。</p> <p>f 朝日地区</p> <p>J R釧網本線沿いに位置し工業系及び住居系の用途地域となっています。工業系の一部に住宅建設が進んでいることから、住環境を保全し良好な環境形成を図るため用途転換の検討が望まれます。</p>	<p>・「整・開・保の方針」</p> <p>との差異は見られないコンパクト化の視点が欠ける。</p> <p>(あまり評価できない)</p>

	目標項目	評価
	<p>g 鈴蘭地区、摩周地区 幹線道路の交差するところであり、道路沿いにその立地を活かし商業施設や軽工業施設が集積しており、その外側に住宅地が広がっています。商業と軽工業及び住宅地の調和のとれた地区形成が望まれます。国道沿いは、まちのエントランスとしてまとまりのある環境形成を促進します。隣接する白地地域については、準工業地域の用途拡大について検討が望まれます。</p> <p>h 湯の島地区 中心市街地に隣接しており、地区内には道の駅があります。本地区は商業地域として用途の誘導を図ってきましたが、一部に一般住宅の集積がみられることから、良好な住環境の形成を図るため用途の見直しを検討します。</p> <p>(2) 将来市街地の範囲の設定 将来市街地は、現在の都市計画用途地域の範囲を基本としつつ、用途地域に隣接して整備されている住宅地の一部を含めた概ね3km四方の範囲とします。将来市街地として設定している区域で、用途地域が指定されていない白地地域の内、美里地区、日の出地区、摩周地区などの既存集落で、用途地域に隣接し市街地と一体的に住環境の保全等を図る必要がある地区については、農林業との調整を図った上で用途地域の検討を行います。その他の地区については、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図るよう検討します。</p> <p>(3) 主要用途の配置の方針 弟子屈町における人口の減少、少子高齢化や社会経済の変化を踏まえ、各地区においての適正な土地利用及び用途の配置を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力と活力あるまちの中心づくりのため、中心市街地の機能の回復を図ります。 ・市街地形成において、朝日地区や湯の島地区などで、用途の違う土地利用が散見されるようになってきていることから、土地利用の動向を見極め適正な用途の検討を行います。 ・住宅地は、各地区の特性に合った良好な住環境を配置するとともに、公営住宅整備の検討を行い、弟子屈らしいゆとりと潤いのある土地利用を促進します。 ・商業業務地は、地域経済の活性化や地域交流を促進する重要な役割を担うものであり、適正な用途配置を図ります。 	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られないが、コンパクト化の視点が欠けているほか、土地利用整序も実現していない。 (評価できない)</p> <p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・工業・流通業務地は、網走、北見、帯広、釧路、根室などの都市を結ぶ主要幹線道路沿いに位置しており、今後とも適正な土地利用の推進を図ります。 <p>①住宅地</p> <p>一般住宅地は、弟子屈の自然的環境や地区の特性を活かし良好な住環境を形成するとともに、周辺住宅地や沿道サービスのための比較的小規模な店舗等の立地の誘導を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央地区は、中心市街地としてまちなか居住の推進を図り、交流と賑わいが生まれる環境づくりを行います。 ・泉地区は、厚生病院やおひさま保育園、泉ふれあいセンターなどの福祉施設が集積することから、緑豊かで潤いのある住環境の形成を図ります。 ・高栄地区、美里地区は、水郷公園や弟子屈神社の豊かな緑や釧路川、鑑別川の緑と調和する住環境の形成を図ります。 ・朝日地区は、JR摩周駅の北側に位置し住宅と軽工業等の工場や流通施設が混在する工業・流通業務地ですが、産業構造の転換に伴い住宅が集積してきており、今後とも住宅の建設が予測されることから、住環境の向上を図るため、住居系の用途転換を進めます。 ・鈴蘭地区は、市街地の北側の丘陵地に広がる住宅地であり、今後とも良好な居住環境の形成を図ります。 ・湯の島地区は、住宅と商業業務施設が混在する商業業務地ですが、産業構造の転換に伴い、住宅の集積がみられるようになってきていることから、住宅地への用途転換を進め、住環境の向上を図ります。専用住宅地は、泉地区に配置し、緑豊かな住環境の一般住宅地と一体となり、低層住宅地として泉地区全体の良好な住環境の形成を図ります。 <p>②商業業務地</p> <p>商業業務地は、まちに賑わいと活気を生む重要な場所であり、現在の商業業務地の機能強化を図ります。</p> <p>中心商業業務地は、中央一丁目付近に配置し、商業業務機能のほか、行政機関や金融機関、図書館などの公共施設などの都市機能が集積した商業業務地として、その機能の維持、増進を図ります。</p>	

	目標項目	評価
	<p>拠点商業業務地は、湯の島地区に配置し、温泉地として商業、娯楽、宿泊機能などの充実を図ります。</p> <p>沿道商業業務地は、中央地区、朝日地区、美里地区及び湯の島地区の幹線道路の沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の立地を誘導します。特に、湯の島地区の幹線道路沿道については、道の駅を再生し観光交流拠点として情報受発信の機能強化を図ります。</p> <p>③工業・流通業務地</p> <p>弟子屈町では、木材製材工場や自動車販売整備が幹線道路沿いに位置しています。その立地特性を活かし機能強化を図ります。</p> <p>一般工業地については、木材製材工場が立地している朝日地区に配置し、周辺住環境に配慮した軽工業の集積を図ります。</p> <p>流通業務地については、自動車販売整備など沿道サービス型の施設が集積している朝日地区、鈴蘭地区及び摩周地区に配置し、物流や卸売の拠点を形成します。</p> <p>(4) 用途転換に関する方針</p> <p>中心市街地にある池や自然林を生かした、てしかがの蔵周辺緑地の遊休地について、文化施設等を備えた憩いの場となる公園・緑地とする有効利用を図るため、土地利用転換について検討します。その他の遊休地についても、中心商業業務地における機能の充実やアメニティの向上等を図るため、土地利用の転換を進めます。</p> <p>朝日地区の工業地の一部は、住宅と軽工業施設等が混在しているが、産業構造の転換等に伴い工業施設の移転が進んでいることから、今後の土地利用の動向を踏まえ、住宅地への土地利用の転換を進め、住環境の向上を図ります。</p> <p>湯の島地区の拠点商業業務地の一部には、商業業務施設の立地が進まない未利用地があり、住宅が混在していることから、今後の土地利用の動向等を踏まえ、住宅地への土地利用の転換を進め、住環境の向上を図ります。</p> <p>老朽化した鑑別団地、桜町団地は、弟子屈町公営住宅等長寿命化計画を含めた利活用を検討します。また、市街地内に点在する既存不適格建築物については、適合する用途への指導や誘導を行うほか、適合する用途地域等への計画的な移転を誘導することで、合理的な土地利用を推進します</p>	<p>・ 商業地域の用途転換がなされていない。 (評価できない)</p>

	目標項目	評価
	<p>(5) 居住環境の改善又は維持に関する方針 弟子屈町の豊かな自然環境に調和した居住環境の維持、改善を図るとともに、多様な居住ニーズや高齢化社会に対応した仕様の住宅建設の推進に努めます。公営住宅の整備にあたっては、弟子屈町住宅マスタープラン、弟子屈町公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に行います。ユニバーサルデザインによる公営住宅の建設普及に努め、誰もが暮らしやすい住まいづくりを推進します。良質な住宅の供給と既存住宅ストックの有効活用に努め、ニーズに応じた選択が可能な住まいづくりを推進します。</p> <p>泉地区は、河川緑地をはじめとする自然環境に恵まれ、公営住宅や戸建て専用住宅などの良好な住宅ストックが形成されているとともに、医療・福祉施設が立地していることから、子育て世帯から高齢者世帯まで安心して生活できる住環境の形成を重点的に進めます。泉ヶ丘団地はユニバーサルデザインの平屋建てのゆとりある住宅団地に建替整備を行い、緑豊かな低層住宅を供給し、安全で快適な居住環境の形成を図ります</p>	<p>・「住生活基本計画」等が策定された。 (評価できる)</p>
	<p>(6) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 弟子屈町の、コンパクトにまとまった市街地内に位置する公園緑地などの緑の環境は、生活に潤いを与える重要な資源であることから、積極的に保全を図ります。水郷公園は、良好な都市環境を構成するうえで重要な緑であるとともに、様々な野生生物の生息環境を支えています。また湯の島地区には弟子屈町の名木が植生している貴重な緑地があります。これらの緑地については今後も適正に保全を図ります。弟子屈神社周辺の良好な自然景観を有している区域は、今後もその良好な風致景観を維持し、保全を促します。</p>	<p>・「緑の基本計画」が策定された。 (評価できる)</p>
	<p>(7) 優良な農地との健全な調和に関する方針 集团的農用地や、国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域又は実施を予定している区域等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努めます。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>(8) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 溢水、湛水、がけ崩れその他災害の発生のおそれがある地区については、市街化を抑制するとともに、緑の保全や緑化の促進に努め、災害を防止するための適正な措置を講じます。</p> <p>(9) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 市街地の南部に広がる丘陵地の自然林や樹林地、市街地郊外の里山、河川敷地については、今後とも良好な自然環境の保全を図ります。</p> <p>(10) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針 泉地区の白地地域について、病院、保育園及び同地区内の公営住宅建替による団地などが新たに配置されたことから、医療・福祉の拠点形成と併せた良好な居住環境を維持するため、農林業との調整を図った上で用途地域への編入を検討します。 将来市街地として設定されている白地地域のうち美里地区、日の出地区、摩周地区などの既存集落においては、土地利用の整序や住環境の維持・向上を図ることが望まれることから、農林業との調整を図った上で用途地域の検討を行います。その他の白地地域は、都市的土地利用を抑制し良好な環境を維持するため特定用途制限地域の設定や建築基準法に基づく形態制限による規制・誘導などについて検討します。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>
5-2 交通体系の整備方針	<p>(1) 交通施設の基本方針 弟子屈町の、将来の都市像を見据えながら、広域道路ネットワークの機能強化と都市内道路のスムーズな連携を図り、多様な都市活動、安全で快適な暮らしにとって必要な交通体系を整備するものとし、その基本方針を以下のように設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進めます。 ・弟子屈町の市街地では、道路網が複雑になっていることから、広域交通が適切に配分されるように、分かりやすい道路網の形成に努めます。 	<p>・「地域公共交通網形成計画」が策定されている。 (評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進めます。 ・公共交通の利用促進のため、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進めます。また、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進めます。 <p>(2) 道路施設の配置の方針</p> <p>3・3・1号日の出通(国道243号、国道391号)、3・4・2号駅前通(国道243号、国道391号、主要道道釧路鶴居弟子屈線、一般道道札友内弟子屈停車場線)、3・4・7号弟子屈通(国道241号)などの広域的な高速交通ネットワークの整備促進を図るとともに、都市や地域を結ぶ広域交通の充実を図るための道路網を配置します。</p> <p>また、都市内の幹線街路として3・4・3号阿寒下鑑別通(主要道道釧路鶴居弟子屈線)、3・4・4号栄橋通(主要道道釧路鶴居弟子屈線)、3・3・5号鑑別通(主要道道釧路鶴居弟子屈線、一般道道札友内弟子屈停車場線)、3・4・9号中学校通(一般道道札友内弟子屈停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網の形成を図ります。3・4・2号駅前通(一般道道札友内弟子屈停車場線)に、JR釧網本線摩周駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保します。</p> <p>(3) 道路施設の整備目標</p> <p>整備水準の目標は、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、街路網は、広域交通に対応する骨格街路網の確保を目指すとともに、都市内の幹線街路網は、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、長期的に、都市計画道路の整備を図ります。</p> <p>市街地内のスムーズな交通流動の確保と、沿道の土地利用の高度化を誘導するために、商店街の整備と一体となった栄橋通の整備を検討します。</p> <p>弟子屈中学校・給食センター改築、憩いの広場等の周辺整備や利活用を検討している鑑別団地と一体となった鑑別通の整備を検討します。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・都市計画道路の整備率が低い。 (あまり評価できない)</p>

	目標項目	評価
	<p>(4) 水辺の散策道の形成</p> <p>道の駅から(仮)河川敷公園を結ぶ区間の釧路川沿いの水と緑を活かして、来訪者を市街地の中心部に誘ったり、町民が日々の生活の中で散策を楽しんだりできる水辺の散歩道の形成を図ります。散歩道の形成にあたっては、地場産のカラマツ材を利用した歩道の整備や、町民の手づくりのベンチやプランターの設置などによる潤いの演出を検討します。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。</p> <p>(概ね評価できる)</p>
5-3 景観形成の方針	<p>(1) 基本方針</p> <p>弟子屈町は、摩周湖、屈斜路湖、川湯温泉などの観光地を有し、市街地内には釧路川が流れる摩周温泉があります。市街地内の景観整備にあたっては、自然景観の素晴らしい「温泉のまち」弟子屈のイメージを高めるため、「景観ガイドプラン」にもとづき自然景観と調和する景観形成を促進します。</p> <p>①花いっぱいのまちづくりの拡充公共施設やJR摩周駅前のロータリー、各町内会の花壇など、行政と町民の協力で進めている花いっぱいのまちづくりを、町民の花を育てる意識の向上を図りながら徐々に広げていくものとしします。</p> <p>②来訪者を迎える緑のゲートの形成</p> <p>弟子屈市街から摩周湖へと向かう国道243号沿いを弟子屈の顔として、沿道の土地利用の誘導や土地所有者の協力による緑化とあわせて、街路樹や植樹帯の充実を進めることにより、来訪者を迎える緑のゲートとしての景観形成を図ります。</p> <p>③緑の景観保全</p> <p>市街地の南部に広がる桜ヶ丘森林公園や学校林など丘陵地の森林や湯の島地区、里山等の緑地について、市街地の背景となる貴重な緑としての景観保全を図ります。</p> <p>(2) 各地区の整備方針</p> <p>①JR摩周駅周辺地区</p> <p>来訪者を迎える拠点として花と緑に包まれた景観形成を図るとともに、弟子屈市街地及び周辺観光地の情報センターとしての機能拡充を進めます。</p> <p>②道の駅周辺地区</p> <p>観光交流と景観整備の重点地区として、「景観ガイドプラン」にもとづき、建物の色彩や外壁などの誘導を図るとともに、緑豊かな水</p>	<p>・「景観計画」が策定済みである。</p> <p>(評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>郷公園、湯の島公園、(仮)湯の島緑地の保全や街路樹に包まれた湯の島通沿いを花と緑で彩ることを進めます。</p> <p>③摩周湖までの広域幹線道路沿道 弟子屈市街から摩周湖へと向かう国道243号、391号沿いは、来訪者を迎える弟子屈の顔として、沿道の土地利用の誘導や土地所有者の協力による緑化の推進、街路樹や植樹帯の整備などにより、緑あふれる景観形成を図ります。</p> <p>④歩行者の回遊空間やその他の街並み形成 JR摩周駅及び道の駅から、水辺の散歩道や歩きやすく整備された歩道などを通じて中心市街地へと来訪者を誘うとともに、朝市の開催や個々の商店の販売体制の充実や店先の景観づくりなどにより、来訪者を温かく迎える市街地の形成を図ります。</p>	
5-4 水と緑の形成方針	<p>(1) 自然的環境の整備又は保全に関する基本方針 弟子屈町における緑地の形態は、市街地の南部に広がる丘陵地の自然林や樹林地、市街地郊外の里山などと、市街地を貫流する釧路川や鑑別川の河川空間が緑の骨格を形成しています。この河川と緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、水と緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し低炭素都市づくりに向け、整備保全に努めます。</p> <p>(2) 主要な緑地の配置の方針 日常生活圏の構成や、地理的条件、市街地の進展動向および誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図ることとし、湯の島公園、(仮)摩周温泉公園(旧国立病院跡地)、(仮)泉ヶ丘公営住宅内公園などの適正な配置、整備を図ります。 スポーツ、文化等のレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図ることとし、水郷公園、摩周観光文化センターの周辺緑地、(仮)弟子屈中学校周辺緑地、羽田里山公園などの配置、整備を図ります。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>中心市街地にある池や自然林を生かした、てしかがの蔵周辺緑地について、文化施設等を備えた憩いの広場の配置、整備を図ります。自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全や、景観を楽しみながら緑と触れ合える空間の形成に努めます。釧路川、鑑別川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成を図ります。</p> <p>(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針 緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設や特別緑地保全地区、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行います。</p> <p>(4) 水辺を活かした公園緑地等の形成 ゆとりある快適な居住環境の形成に向けて、身近な公園の適正な配置を図ります。釧路川、鑑別川の河川敷等を活かして、パークゴルフなど野外スポーツが楽しめる公園緑地の整備や、水辺に触れられるような親水空間の形成を図ります。また、親水空間を利用して、釧路川の川くんだりなどの中継地としての機能（カヌーポートやトイレ、休憩所、案内板など）の拡充を検討します。</p> <p>(5) 主要な緑地の確保目標 主要な公園緑地として、(仮)弟子屈中学校周辺緑地、(仮)摩周温泉公園（旧国立病院跡地）、(仮)泉ヶ丘公営住宅内公園の整備を図ります。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「都市再生整備計画」の実施により、整備された。 (評価できる)</p>
5-5 その他の都市施設等の整備方針	<p>(1) 河川 近年における都市化に伴い、市街地の保水機能の低下など、水循環機能に大きな変化が生じています。このため、河川については、土地利用との整合を図り、総合的な治水対策を促進します。 治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努めます。 釧路川、鑑別川などの河川については、河川管理者である国や道と連携を深め各種開発事業の調整を図り、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などを図ります。</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>(2) 下水道</p> <p>近年における都市化に伴い、市街地の保水機能の低下など、水循環機能に大きな変化が生じています。このため、下水道については土地利用との整合を図り、総合的な治水対策を促進します。良好な都市環境の確保、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進します。また、市街地の更なる下水道の普及を目指し、未整備区域の幹線管渠の整備を進めるとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行います。さらに、中央地区に処理場、排水区域内にポンプ場を適切に配置し、維持管理を図ります。</p> <p>(3) 上水道</p> <p>安定した水の供給、安全で良質な水の供給、サービスの向上を図ります。地震災害等に強い水道づくりを推進し、応急給水体制の強化を進めます。</p> <p>老朽化が進む施設や配水管及び電気・機械設備等の改修・更新を進めるなど、水道設備の保全を図ります。</p> <p>安定した水源を確保し、安全な水を供給するため、水源水質の監視体制の強化とともに水質の向上に努めます。</p> <p>(4) 温泉</p> <p>弟子屈町は源泉に恵まれていることから、町と民間が連携をとって、温泉をクリーンなローカルエネルギーとして活用していきます。温泉は、一般住宅の浴用、暖房の熱源、商店街の歩道の融雪などに活用されており、今後も安定した温泉の供給に努め、「温泉のまち」の魅力を高める環境づくりの向上を図ります。</p> <p>老朽化が進む施設や配水管及び電気・機械設備等の改修・更新を進めるなど、温泉設備の保全を図ります。</p> <p>(5) 廃棄物処理施設</p> <p>一般廃棄物等の処理施設は、美留和地区に配置されており、町において定める「一般廃棄物処理基本計画」等に基づき、適正に処理していきます。なお、可燃ごみについては、</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない(概ね評価できる) 3-4-1-1</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない(概ね評価できる) 3-4-1-2</p> <p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>釧路広域連合に加入し、焼却処理しており、不燃ごみ、資源ごみについては、周辺の自然環境や住環境に配慮し、計画的な施設の整備及び維持管理を図ります。また、新規に処理施設が必要になった場合には、長期的な視点に立って周辺環境や景観に配慮し、地域住民の合意を図りながら、総合的な整備の検討を行います。</p> <p>(6) 火葬場 弟子屈火葬場は美里地区に配置されており、周辺環境に配慮するとともに、施設の適切な維持管理により、その機能の維持を図ります</p>	<p>・「整・開・保の方針」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p>
5-6 都市防災の方針	<p>(1) 都市防災の基本方針 町民の生命、財産を災害から保護し安全な生活を確保するため、自然災害等の予防対策、災害復旧・復興対策を都市基盤整備の面から総合的に推進し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、「弟子屈町地域防災計画」をもとに防災体制の確立を図るとともに、「弟子屈町緑の基本計画」との整合を図りながら、都市防災に関する機能強化を促進します。</p> <p>(2) 火災対策による都市防災方針 集団的防火規制として指定されている準防火地域を今後も維持し、建築物の不燃化の向上に努めます。また、都市計画道路等の整備を進め、消防活動及び緊急活動の円滑化や避難路の確保を行うとともに、火災延焼防止の機能をもつ公園緑地などの公共空地を計画的に配置します。</p> <p>(3) 震災対策による都市防災方針 公共建築物は、避難、救援・救護など応急対策活動の拠点となる施設であり、耐震性、耐火性に配慮してその機能の維持を図るとともに、住宅、建築物における被害を軽減させるため、「弟子屈町耐震改修促進計画」に基づき耐震化の向上に努めます。 改築する弟子屈中学校を防災の核として位置づけ、弟子屈中学校改築後の跡地と町営陸上競技場及び町営野球場を「都市再生整備計画」に基づき、包括した地域防災拠点として位置づけ、再整備を行います。地域における物</p>	<p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 3-5-2-4</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 3-5-2-2</p> <p>・「都市再生整備計画」により実現している。 (評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>資、救援、ボランティア活動の拠点としても活用できるよう、公園などの公共空気を適切に配置します。</p> <p>(4) 浸水対策による都市防災方針 集中豪雨や大型台風などによる浸水地域については、河川整備や下水道整備により改善を図るなど、災害の未然防止に努めます。</p>	<p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 3-5-2-6</p>
5-7 福祉のまちづくりの方針	<p>(1) 福祉のまちづくりの基本方針 障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らせる生活環境の整備をめざし、バリアフリーやユニバーサルデザインの考えに基づくまちづくりを進めます。</p> <p>(2) 道路のバリアフリー化整備 高齢者や障がいのある人が安全に移動できるように、歩道及び自転車道の幅員や勾配等については、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の趣旨に即した整備を進めます。</p> <p>(3) 公園のバリアフリー化整備 高齢者や障がいのある人が安全に移動しやすいように、公園の出入り口、園路、トイレ等については、バリアフリー新法の趣旨に即した整備を進めます。</p> <p>(4) 建物等のバリアフリー化整備 官公庁施設、教育施設、医療施設等の不特定多数の方が利用する公共施設の出入口、階段廊下、トイレ、駐車場、エレベーター等について、バリアフリー新法の趣旨に即した整備を進めます。</p>	<p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 3-4-2-3</p>
5-8 快適な居住空間形成ゾーンの整備方針	<p>(1) 施設立地と相互の連携 高齢者が安心して暮らせる地区の形成を目指して、弟子屈町住宅マスタープラン及び弟子屈町公営住宅等長寿命化計画に基づき、泉ヶ丘団地の建替及び公営住宅内公園整備を行います。 子育て世帯から高齢者世帯が入居する住宅の供給、地区内の摩周厚生病院、保健福祉施設と連携し、保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。また、おひさま保育園など</p>	<p>・「公共施設等個別施設管理基本計画」が策定されている。 (評価できる)</p>

	目標項目	評価
	<p>の子育て支援施設、泉の湯の交流施設の立地を生かし、高齢者だけでなく若年世帯や子供たちなど多世代の交流を深め、誰もが安心して快適に暮らしを楽しめる空間の形成を図ります。</p> <p>(2) 誰もが歩きやすい道づくり 公営住宅、一般住宅、保健・医療・福祉施設、子育て支援施設、公園緑地、各種公共施設、商店街などの相互利用を促進するため、ユニバーサルデザインの導入により安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。 冬でも誰もが安全・快適に歩ける空間づくりを進めるために、歩きにくい、滑りやすいといった冬期特有のバリアの改善に向けて、歩道除雪の充実、凍結しにくい舗装の導入などを図ります。また、横断歩道や交差点周辺の除排雪、高齢者宅の除雪支援など、住民と行政が協力して、効率的・効果的な冬期間の対策を進めます。</p> <p>(3) 水と緑を生かした景観形成 丘陵地の緑と鑑別川の水辺に囲まれた地区として、泉ヶ丘団地の建替にあわせた緑地空間の形成と建物景観への配慮、道路整備とあわせた街路樹の育成などにより、緑あふれる景観形成を図るとともに、住民の参加と協力を得ながら花いっぱいのもちづくりを進めます。</p>	<p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる)</p> <p>・「景観計画」が策定済みである。 (評価できる)</p>
<p>【6. 計画の実現に向けて】</p>	<p>(1) 住民参加の体制づくり 住民と民間事業者、行政が同じテーブルで都市計画マスタープランの進行管理や実現に向けた課題の検討を行える場づくりを検討します。また、都市計画マスタープランの取り組み状況などの情報を、広報誌、インターネットのホームページなどさまざまな情報手段を活用して、幅広く浸透させます。さらに、住民の具体的なまちづくり活動に対する支援を検討します。</p> <p>(2) 庁内の連携による計画の進行管理 都市計画マスタープランに基づく施策・事業の進行管理を行うため、庁内の組織体制、職員ネットワークの確立を図ります。また、上位計画の「弟子屈町総合計画」、「弟子屈町緑の基本計画」、「住宅マスタープラン」、「弟</p>	<p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 5-2-1-1</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 6-2-2-8</p>

	目標項目	評価
	<p>子屈町公営住宅等長寿命化計画」、「弟子屈町耐震改修促進計画」、「弟子屈町環境基本計画」、「弟子屈町景観ガイドプラン」、「弟子屈町高齢者保健福祉計画」などの関連計画と連動しながら、事業の具体化に向けた課題が持ち上がった時や本計画の見直しには、庁内の職員ネットワークにより、各課の知恵を集めた協議の場の設置を図ります。</p> <p>(3) 関係機関等との協力体制づくり 都市計画マスタープランの実現に向けて、国や北海道などの関係機関、周辺の市町村との調整や協力体制づくりを進めます。</p> <p>(4) 段階的なまちづくりの実践 都市計画マスタープランの実行過程にあわせて、住民、民間事業者、行政がパートナーシップを組んでまちづくりを進めていきます。そのために、ソフト施策などできることから少しずつでも実行しながら、実現化していくことの手応えをもとに、段階的に次のステップへとつなげていくものとします。 また、社会経済情勢の変化などが生じた場合は、都市計画マスタープランを点検・評価し、次への展開に向けた施策・事業の見直しや、新しい施策・事業の検討を行います。</p>	<p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 6-2-2-2</p> <p>・「総合計画」との差異は見られない。 (概ね評価できる) 6-2-1-2</p>



弟子屈町都市計画マスタープラン

発行日：令和5年3月

編集・発行：北海道弟子屈町

〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

TEL 015-482-2191

FAX 015-482-2696

HP <https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/index.html>